

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	b	-	投資法人のCPの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を行い、結論を得る。		zA070001	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5014	5014A003	1	社団法人不動産証券化協会	3	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応できること、且つ低利での資金調達ができるように、資金調達手段としてCPを加えることを要望する。短期資金の調達にあたっては、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家への配当原資の増加になり、投資家利益の拡大につながるためである。昨年度の回答にあった、「ニーズや投資家保護の観点を踏まえ、投資法人のCPの発行については、平成17年度中に検討を行う。」について、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。実施した調査内容の公表を行った上、一般の借入金利よりCPの方が有利と判明した場合には、CPの発行が可能になるよう早期にご対応いただきたい。	
投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	b	-	投資法人のCPの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を行い、結論を得る。		zA070001	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5053	5053A141	1	(社)日本経済団体連合会	141	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべく、早期に結論を得て関連規定を整備すべきである。		CP発行は、借入れや投資法人債の発行に比べて発行金利が低く(発行費用も安価である。資金の調達コストは投資法人の運用効率に直接影響を与えるため、投資家利益の拡大のためにも、早急にCP発行等による資金調達が可能とすることが求められる。	投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高くなってしまふ。政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「投資法人のCPの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を得る(平成17年度検討、平成18年度結論)」とされている。
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は、投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約の変更は、投資主の意思を反映させる手続である投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により行われるべきと考える。		zA070002	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	5014	5014A004	1	社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法等において、軽減措置を受ける条件として、投資法人の規約への記載が求められる改正があり、規約変更が必要となった場合にも、投資法人が規約へ記載しなければならぬ租税特別措置法等で定められている要件を既に満たしている場合については、暫定措置として次期投資主総会までの間は官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知を行う事により、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。		投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租税法等の改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ない。租税特別措置法等において求められている要件を既に満たしている場合に、規約への旨を記載するためだけに、投資主総会を開催することは、投資主総会開催の手間、コスト等を考えた場合、かえって投資主の利益を損なう可能性について否定できない。投資家のガバナンスに係ることがない租税法上の改正に伴い投資家の利益につながる事が明らかである。官報等へその旨を掲載するか、投資主への通知をする事等の措置を講じる。以上2つの要件を満たす場合には、次期投資主総会での決議事項とする事で、本軽減措置の適用が可能となるよう要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は、投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約の変更は、投資主の意思を反映させる手続である投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により行われるべきと考える。		zA070002	金融庁	投資法人の規約変更手続きの緩和	5053	5053A139	1	(社)日本経済団体連合会	139	投資法人の規約変更手続きの緩和	租税特別措置法適用のための要件を満たしている場合には、次期投資主総会までの間の暫定措置として、官報への掲載あるいは投資主に通知することによって足りることとすべきである。		租税特別措置法等の改正が行われた際に機動的な規約変更を可能とすることが、投資主の利益向上につながる。	租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	5029	5029A001	1	都銀懇話会	1	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	生命保険の募集に関わる構成員契約規制を撤廃する		構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制、形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題、顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業等の存在等)、実務上の負担大、また、損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く、さらに、銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制	
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5030	5030A001	1	東京海上日動火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、日本損害保険協会や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができません。顧客対応として問題がある(消費者利益の向上に待る)状況にある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	5032	5032A010	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	(保険業法の規制の撤廃)生命保険の構成員契約規制を撤廃する。	業務上の地位等を不当に利用するなどの圧力募集を未然に防止する観点で設けられている生命保険の構成員契約規制については信用金庫への適用を除外する。	信用金庫における保険募集は、通常の生命保険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引への影響の排除など、事前に様々な行為規制が保険業法等で適用されており、業務上の地位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。	継続
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5040	5040A015	1	社団法人全国信用組合中央協会	15	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の募集において、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。	法人募集代理店として生命保険の募集を行う際に障害となっている。		
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日)、金融庁事務ガイドライン(第二分冊 保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5076	5076A008	1	社団法人第二地方銀行協会	8	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		構成員契約規制は、生命保険会社と募集代理店契約を締結した企業が優越的地位の濫用や圧力募集を行うことを防止することを目的として設けられているものであるが、実態に係わらず事前かつ一律に募集を禁止しているため、顧客の申し出による場合にも保険の販売ができず、顧客利便性の観点で問題である。また、生命保険を募集する際、顧客勤務先の確認が必要であり、これが実務上の負担となっている。損害保険や第三分野商品には構成員契約規制はなく、生命保険だけ規制する理由はないと考える。銀行による保険募集については、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制になる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則 第294条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月9日)、金融庁事務ガイドライン(第二分野保険会社関係)2-2(6)	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070003	金融庁	生命保険の構成員契約規制の撤廃	5095	5095A002	1	損害保険労働組合連合会	2	生命保険の構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃して頂きたい。	自由化・規制緩和の進展は、生損保の相互参入を実現し、クロスマーケティングを通じた競争の促進、消費者の期待に応える商品・サービス提供を目指してきた。また一方で、銀行窓販の解禁をはじめ、多様な販売チャネルの実現は、購入窓口の拡大といった消費者の利便の拡充の観点から、着実にその進展が見られているところにある。しかしながら構成員契約規制によって、企業の役員等は、一部商品に限っては既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと。銀行における保険窓販においては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問をサービスの一貫も担っているが、本規制の存在は選択肢の制限に他ならず、さらに円滑な募集実務を却って阻害している虞があること、などの理由から、本規制を見直す必要性は一層高まっている。より着目すべきは、販売者による説明責任の着実な履行と、不適切な募集に対する苦情対応等も含めた適切な事後措置を講ずることである。よって今日的な取引ルールの整備といった観点から、懸念される圧力募集に対する弊害防止策など、消費者保護に留意したうえで、本規制を早期に撤廃する必要があるものと考え、		
保険業法施行規則 第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	c		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。個人情報保護に関する法律が本年4月1日に全面施行されたが、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、本措置は同法の施行に伴い廃止されるべきものではない。なお、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年7月8日内閣府令第84号、同年12月22日施行)により、非公開情報の定義や顧客の同意を得る時期及び方法を明確化したところ。		zA070004	金融庁	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	5029	5029A002	1	都銀懇話会	2	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃する	銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外)、銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外。現状、非公開情報の範囲は明確ではなく、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用の事前同意を得ることが必須。しかし、募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい		
保険業法施行規則 第211条第1項第2号(及び、同条の2第1項第2号、同条の3第1項第2号)	銀行等がその行う業務に関し知り得た顧客に関する非公開情報が保険募集に利用されることについて、事前に顧客の書面その他の適切な方法による同意を求めている。	c		非公開情報の取扱いについては、銀行等がその与信業務や決済業務を通じ、預金者や債務者に関する情報を継続的かつ総合的に保有する立場にあり、安易な流用による契約者保護上の問題を生じやすい状況に鑑み、銀行等による保険商品の販売の実施にあたり保護措置が講じられているもの。個人情報保護に関する法律が本年4月1日に全面施行されたが、本措置がとくに銀行等による保険商品の販売との関係において設けられている趣旨に鑑みると、本措置は同法の施行に伴い廃止されるべきものではない。なお、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年7月8日内閣府令第84号、同年12月22日施行)により、非公開情報の定義や顧客の同意を得る時期及び方法を明確化したところ。		zA070004	金融庁	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	5076	5076A001	1	社団法人第二地方銀行協会	1	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	保険業法施行規則の非公開情報保護措置を撤廃する。	銀行が保険以外の商品を販売する場合や銀行以外の代理店は、対象外であり、妥当性がない。また、銀行が保険募集を行う際には、非公開情報利用を事前に同意を得る必要があるが、実務上、募集、商品説明等を行う前に同意を得ることについて顧客の理解を得るのが難しい。なお、契約者の個人情報保護については、平成17年4月に施行された個人情報保護法の規制で十分であると考え、		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第275条、 保険業法施行規則 第211条、第211条の 2、第211条の3、 保険業法施行令第38条、 銀行法第16条の2第 1項第8号、同条第2 項第4号、第52条の 23第1項第7号、銀行 法施行規則第17条 の2第1項第2号、第 17条の3第2項第3の 4号	銀行等による保険商品の窓口販売に ついては、平成13年4月より、住宅ロー ン関連の信用生命保険、長期火災保険 及び債務返済支援保険並びに海外旅 行傷害保険を対象商品として開始し た。 また、平成14年10月より、個人年金保 険、財形保険、年金払積立傷害保険、 財形傷害保険を対象商品に追加すると ともに、住宅ローン関連の信用生命保 険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃 した。	a		保険業法施行規則等の一部を改正す る内閣府令(平成17年7月8日内閣府 令第84号、同年12月22日施行)により、 銀行等による保険募集について、新た な弊害防止措置を講じるとともに、そ の取り扱うことができる保険商品の範囲を 拡大した。		zA070005	金融庁	銀行並びに銀行子会社等及び銀行 持株会社の子会社等による保険商 品の販売規制の更なる緩和	5029	5029A003	1	都銀懇話会	3	銀行並びに銀行子会社等及び銀行 持株会社の子会社等による保険商 品の販売規制の更なる緩和	銀行、銀行子会社、銀行持株会社 の子会社等による保険商品の販売を早 期に全面解禁する。また、解禁当初か ら、可能な限り幅広い商品について販 売を可能とする。また、銀行窓販の保 険商品拡大に伴う弊害防止措置につ いては、顧客の利便性向上並びに銀 行実務の観点から過度の規制となら ないよう、必要なものに限定し、販売状 況等に応じて見直しを行う		銀行による保険窓販は、保険商品の 販売チャネルの多様化・効率化に資す るとともに、利用者のワンストップ・ ショッピングに対するニーズに応えるも のであり、窓販可能な保険商品の飛 躍的な向上が期待できる。弊害防止措 置については、それが過度の規制とな れば、銀行の管理面での負担が大き く、顧客の利便性を損なうとともに、販 売にあたって顧客理解を得られないな ど実務的にワークしない虞がある。銀 行による保険販売の状況をモニタリン グしつつ、必要に応じて見直しを行うこ とが必要	
保険業法第275条、 保険業法施行規則 第211条の2第1項 第1号、第211条第 1項第1号	銀行等による保険商品の窓口販売に ついては、平成13年4月より、住宅ロー ン関連の信用生命保険、長期火災保険 及び債務返済支援保険並びに海外旅 行傷害保険を対象商品として開始し た。 また、平成14年10月より、個人年金保 険、財形保険、年金払積立傷害保険、 財形傷害保険を対象商品に追加すると ともに、住宅ローン関連の信用生命保 険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃 した。住宅とは、居住用建物(その床 面積のうち専ら事業の用に供する部分 が50%以下の建物を含む。)とされてい る。	a		保険業法施行規則等の一部を改正す る内閣府令(平成17年7月8日内閣府 令第84号、同年12月22日施行)により、 その一部を事業の用に供する居住用 建物を「住宅」として、銀行等が取り扱う ことができる住宅ローン関連火災保険 の対象とする見直しをしている。また、 銀行等による保険募集の状況等をモニ タリングし、保険契約者等の保護の観 点から問題がなければ、平成19年12月 より銀行等は原則として全ての保険商 品を取り扱うことが認められることとな る。		zA070005	金融庁	銀行が販売する住宅ローン関連の 長期火災保険について事業の用に 供する建物も対象に含めること	5088	5088A014	1	社団法人リース事業協会	14	銀行が販売する住宅ローン関連の 長期火災保険について事業の用に 供する建物も対象に含めること	平成13年4月、住宅ローン関連の長期 火災保険、債務返済支援保険、信用 生命保険、海外旅行傷害保険の銀行 等による窓口販売が可能になった。し かしながら、住宅ローン関連の長期火 災保険の販売については、居住の用 に供する建物の建設等に係るローン 関連の保険は対象とするが、賃貸住 宅など事業の用に供する建物につ いては対象としていない。	事業の用に供する建物の取得にあ っても、居住用建物の取得と同じく銀 行の資金融資を利用するケースは多 い。取得目的の如何に関わらず住宅 ローンの融資にあたっては当該担保物 件の損害保険金請求権への質権設定 が必須となる場合がほとんどである。 本年6月、同要望に対して金融庁 から「銀行等による保険商品の販売対 象商品の更なる拡大については、規制 改革・民間開放推進3か年計画(16年 3月19日)、金融審議会金融分科会 第二部会における報告(16年3月31 日)を踏まえて、引き続き検討を行っ ていくところ。」との回答が示された。早 急な見直しを期待する。		
金融機関の信託業 務の兼営等に関する 法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託 契約代理店が、不動産関連業務を行う ことは、禁止されている。	C		不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理 等の不動産関連業務等を、都銀本体、 信託子会社及び信託契約代理店への 解禁の可否については、金融機関が他 業を営むことによるリスクの過剰、銀行 業務に専念すること等による銀行経営 の健全性確保といった他業制限の趣旨 を踏まえ、参入の可否については慎重 な検討を行う。		zA070006	金融庁	都銀等による信託業務に関わる規 制緩和	5029	5029A004	1	都銀懇話会	4	都銀等による信託業務に関わる規 制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理 等の不動産関連業務等を、都銀本体、 信託銀行子会社、信託代理店に解禁 する		都銀本体、信託銀行子会社および信 託代理店に対して、併営業務の一部を 制限することの理論的根拠は不明確。 顧客財産の総合運用管理サービスの 充実を通じた顧客利便性の一段の向 上のためには、不動産関連業務を含 めた信託業務の解禁が不可欠	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が、不動産関連業務を行うことは、禁止されている。	C		不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託子会社及び信託契約代理店への解禁の可否については、金融機関が他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性確保といった他業制限の趣旨を踏まえ、参入の可否については慎重な検討を行う。		zA070006	金融庁	信託業務の拡大	5032	5032A024	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様、以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信託業務の取り扱い拡大により、と会員・顧客のライフプランに応じた最適なバランスシートづくりが可能となる。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が完結しない。	変更
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が、不動産関連業務を行うことは、禁止されている。	C		不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託子会社及び信託契約代理店への解禁の可否については、金融機関が他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性確保といった他業制限の趣旨を踏まえ、参入の可否については慎重な検討を行う。		zA070006	金融庁	信託代理店における信託併営業業務の取扱禁止業務の撤廃	5076	5076A002	1	社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店における信託併営業業務の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務を認める。		不動産の売買・貸借の媒介・代理等の不動産関連業務が信託代理店に解禁されれば、不動産を含めた資産に関する総合的なコンサルティングサービスの提供が可能になる。	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	都銀本体、信託銀行子会社及び信託契約代理店が、不動産関連業務を行うことは、禁止されている。	C		不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託子会社及び信託契約代理店への解禁の可否については、金融機関が他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性確保といった他業制限の趣旨を踏まえ、参入の可否については慎重な検討を行う。		zA070006	金融庁	全ての信託銀行に対する不動産処分信託の解禁および、信託を兼営する金融機関に不動産の売買、貸借の代理および媒介を解禁	5088	5088A010	1	社団法人リース事業協会	10	全ての信託銀行に対する不動産処分信託の解禁および、信託を兼営する金融機関に不動産の売買、貸借の代理および媒介を解禁	全ての信託業務を兼営する金融機関に対する「不動産処分信託」の解禁を要望する。また、全ての信託業務を兼営する金融機関に「不動産の売買、貸借の代理および媒介」「実質的に不動産の売買となる不動産信託受益権の売買および貸借の代理」を解禁することを要望する。	信託を兼営する金融機関の信託業務が円滑化し、顧客の利便性を向上させるとともに、信託業の競争が促進され、市場の発展に資する。	改正において、新しい信託会社に処分型の不動産信託が認められたにもかかわらず、信託業務を兼営する金融機関(信託銀行等)においては処分型の不動産信託は認められなかった。が、一部の旧来からの信託銀行には、過去において認められており、現在も業務を継続している一方で、比較的新規に参入した信託銀行に認められないというのは、非合理的であり、その不均衡を是正すべきである。また、処分型の不動産信託(不動産媒介業務等)は金融機関の本業と親近性が小さいとの理由で解禁が見送られたとのことであるが、信託銀行は不動産管理信託を受託するなど、不動産売買と関連性が高い業務を行っている。また、不動産の売買および貸借の代理、あるいは実質的に不動産の売買となる不動産信託受益権の売買および貸借の代理は、不動産信託を行う場合に付随する取引である。これを信託会社に認めながら、信託を兼営する金融機関に認めないという不均衡を是正されたい。信託を兼営する金融機関においては、この業務が認められないために円滑な業務に支障をきたし、顧客の利便性も損なわれている。同時に、信託業界内での既得権益を招き、公正な競争が阻害され、市場の発展が抑止されている。(予定されている信託法の改正に伴い、信託業法、兼営法も見直しを検討していることにより、見直しに	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	親会社が発行する有価証券について、その引受けが制限されている。証券会社の役員による親会社等又は子銀行等の役員員の兼業は不可。非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	b :c :b	(除く)	速やかに検討・結論 証券取引法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 顧客の非公開情報の重要性を踏まえ、非公開情報の授受に際し、顧客の書面による同意を要件とすることは適切なものと考えている。一方で、個人情報の保護に関する法律が施行されたことや金融情勢の変化も踏まえて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号に係る規定内容を再点検する。		ZA070007	金融庁(要望中のについて)	証券会社との弊害防止措置の更なる緩和	5029	5029A006	2	都銀懇話会	6	証券会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることを解禁。非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		上場・登録株券は市場で株価が形成され、発行者には事業年度毎の有価証券報告書の作成が義務付けられることで、格付が付与されている有価証券と同様に引受け審査等における客観性も担保されている。本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっている。本規制の趣旨は、インサイダー取引規制や金融機関の守秘義務、チャイニーズウォールの設定等に対応可能。金融機関の自己責任を重視するとの観点から、過剰な規制は撤廃すべき	
証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号	非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。また、親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	b		顧客の非公開情報の重要性を踏まえると、非公開情報の授受に際し、顧客の書面による同意を要件とすることは適切なものと考えている。一方で、個人情報の保護に関する法律が施行されたことや金融情勢の変化も踏まえて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号に係る規定内容を再点検する。		ZA070007	金融庁	弊害防止措置の合理化【新規】	5053	5053A172	1	(社)日本経済団体連合会	172	弊害防止措置の合理化【新規】	非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報について、自己売買等又は当該情報を提供した勧誘に利用することを禁止する一方、発行者、顧客から明示的な非公開情報等の提供禁止の意思表示がなされている場合を除き、電子情報処理組織の共有ならびに情報の共同利用を原則として認めるべきである。 (要望理由 右下の続き) 持株会社形態が一般化しつつあり、またグローバルな顧客リスク管理が要請されている現在、当該規制は過剰で形式的な規制である。質の高い総合的な金融サービスの提供は、発行者等の利便性にかかわらず、適正な情報管理の仕組みを構築しつつ、推進のための環境整備を図ることが望ましい。 発行者等の書面による同意がある場合であっても、親法人、子法人の間又は同一法人内で、非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報等と間接禁止されているため、情報利用の実態にかかわらず、同一グループ内のリスク管理、情報管理が困難となっている。法律の趣旨に沿って適正な情報管理を図る仕組みがあれば、コンピュータを利用したという理由で弊害が発生することはないので、電子情報処理組織の共有禁止規定を存続させる合理性はない。	証券会社の役員が、「発行者等」という。)の非公開情報等(発行者等の重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼす情報、または顧客の注文の動向その他の特別な情報)を親法人、子法人等から受領もしくは提供することは、原則、弊害防止措置として禁止されている。ただし、発行者等の書面による同意がある場合には、非公開情報等の受領及び提供は禁止規定から除外されている。また、電子情報処理組織の共有は、親銀行等又は子銀行等との間で禁止されている。ただし情報の伝達が行えないよう措置されている場合は禁止規定から除外されている。		
証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号	非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。また、親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	b		顧客の非公開情報の重要性を踏まえると、非公開情報の授受に際し、顧客の書面による同意を要件とすることは適切なものと考えている。一方で、個人情報の保護に関する法律が施行されたことや金融情勢の変化も踏まえて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号に係る規定内容を再点検する。		ZA070007	金融庁	非公開顧客情報の授受禁止規定の廃止	5099	5099A003	1	国際銀行協会	3	非公開顧客情報の授受禁止規定の廃止	発行者又は顧客(以下「発行者等」という。)に関する非公開情報を証券会社の親法人等又は子法人等の役員と授受することを規制する現行の行為規制府令第12条第7号は廃止し、それに合わせて行為規制府令第12条第8号も廃止する。		発行者等に関する非公開情報の授受については、親子関係等にあるもののみを対象として禁止しているが、このような関係にある者は、そうでない場合に比べ情報の濫用による利益相反行為の危険が大きいとの考え方が背景にあるものと思われる。そうであるならば、もっとも利益相反行為の危険性が大きいと思われる同一法人内での行為に適用される規制よりも厳しい規制を課すことの合理性はないと思われる。親子関係等にある者の行う発行者等に関する情報を利用した利益相反行為を防止するためには、具体的な行為に着目し非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報、または顧客の注文の動向の情報を自己売買等又は当該情報を提供した勧誘を禁止することとすれば十分である。また、個人顧客に係わる情報の保護については、個人情報保護法及び金融機関を対象とした個人情報保護法制に委ねることとするべきである。法律の趣旨に沿って適正な情報管理が出来るのであれば、コンピュータを使ったということに起因して弊害が生じることはない。電子情報処理組織の共有禁止規定を廃止するべきである。	添付資料1:規制の現状等については別紙参照

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、同施行規則第10条、平成14年4月1日金融監督庁告示第10号第2条(最終改正:平成14年3月29日金融庁告示第33号)	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		出資規制や專業規制などの現在の代理店規制の見直しを行うため、銀行法等の一部を改正する法律案の提出に向けた準備を行っているところ。		zA070008	金融庁	代理店に係る規制緩和	5029	5029A007	1	都銀懇話会	7	代理店に係る規制緩和	法人代理店における100%出資規制の撤廃、並びに代理店の取扱い可能な業務の銀行法第10条、11条、12条に定める業務全般への拡大		代理店は顧客ニーズを満たしつつ、ローコストオペレーションを可能とする有人拠点であり、その活用は有用、しかし、代理業務の制限によって多様な顧客ニーズへの対応が不十分なほか、法人代理店については、出資規制によって機動的な設置が困難、これらの規制撤廃により、顧客ニーズを充足する代理店の機動的な設置及び組織的な管理が可能となり、顧客利便性が向上	
銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、同施行規則第10条、平成11年4月1日金融監督庁告示第10号第2条(最終改正:平成14年3月29日金融庁告示第33号)	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		出資規制や專業規制などの現在の代理店規制の見直しを行うため、銀行法等の一部を改正する法律案の提出に向けた準備を行っているところ。		zA070008	金融庁	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	5088	5088A007	1	社団法人リース事業協会	7	銀行法の代理店規制/貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	[規制内容]銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く(法人)にあっては、委任銀行の100%子会社またはその銀行持株会社の子会社でなければならない。[改革要望内容]銀行業務のうち貸付業務に限り、貸金業者(貸金業規制法の登録を受けた者)の代理を認める。	貸金業者が独自の営業網で接触する顧客に対し、銀行ローンの契約の成約業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のもと、金銭貸借の媒介を行うところ<*1>。銀行の貸付けについては、媒介は可能としても代理ができない。これからの貸金業者は、いろいろな営業形態の展開が考えられるべきであり、それにより資金需要者のニーズに応え、融資事業の正常化が図られる必要がある。その場合は形態として、貸金業者が貸付金を自己の資産として代理業者の手数料を取得する形態がある。これは銀行にとっても貸付を拡大する手法となるし、不適切な者には委任しなければよいので問題もない。同要望に対して金融庁から(代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。)と回答が示された。早急な措置を期待する。	
銀行法第8条、銀行法施行規則第9条の3第2項第6号、第8号、同施行規則第10条、平成14年3月29日金融監督庁告示第33号)	銀行の代理店において営む代理業務は、預金、貸付、為替取引、債務の保証又は手形の引受け、国・地方公共団体・会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い、有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び両替に限られている。法人代理店は、銀行の100%出資法人又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		出資規制や專業規制などの現在の代理店規制の見直しを行うため、銀行法等の一部を改正する法律案の提出に向けた準備を行っているところ。		zA070008	金融庁	銀行代理店規制の緩和	5099	5099A002	1	国際銀行協会	2	銀行代理店規制の緩和	(1)「代理店」が行える業務の範囲を特定するのではなく、「代理店」規制の対象となる業務を特定する規制とし、当該規制対象の業務を銀行の固有業務に限定して、銀行以外の者も行うことができる銀行の付随業務を「代理店」規制の対象外とする。(2)「代理店」の定義を限定して、銀行法が規制の対象とする「代理店」とは、単に銀行を代理して契約や取引を締結することとできず、「業務」、すなわち営業と概念を一定の分野についての業務全体を相当の裁量権をもって自己に代わって行うことを代理人に対して委任する場合に限定する。		(1) 銀行も私的自治の拡張機能としての代理制度を利用するニーズを創出することについては他の企業と同様であり、免許業務たる銀行業務以外の一般的な業務については代理制度の利用が制限される理由に乏しいと考えられる。(2) 銀行代理店及び業務形態の整理は、代理店や業務所が資金収収の基本的手段であることに異論等はない。その設置等が地域の通貨供給、資金需要に大きな影響を及ぼすため、これを認可制にかからせたのと同様に整理されている(昭和49年6月20日「金融制度調査委員会」「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」)。かかる趣意からは、本規制の対象とする業務は銀行の固有業務に限られるべきであり、銀行以外の者を行うことができる銀行の付随業務を対称とする理由はないと考えられる。(3) かつての普通銀行は明確に「代理店」には付随業務のみを代理することを認めていた。本規制の対象とする業務は銀行の固有業務に限定されるべきであり、銀行以外の者を行うことができる銀行の付随業務を対称とする理由はないと考えられる。(4) 現行の銀行法の体系上、付随業務のみを代理する者を「代理店」として定義することは、業務所が自己に代わって行うことを代理人に対して委任する等の制度上の矛盾が生じている。(5) 他の業種の規制との関係においても制度上の問題が生じている。たとえば、証券会社が顧客を代理して行うことである業務には、証券取引法第34条第1項、第2項、第3項及び第4項の付随業務、届出業務及び承認業務が定められていると考えられるところ、現行の銀行法施行規則第9条の3第2項第6号では、証券会社が代理店として行える業務は、証券取引法第34条第1項第10号に掲げる行為(証券及び証券等に付随する業務)に限定されている。銀行が顧客である場合とそうでない場合に異なる取り扱いを設けることとなる。証券会社が、その付随業務、届出業務及び承認業務について銀行を代理することについて支障はないと考えられる。(その他、*1)	添付資料1:規制の現状等については別紙参照 *1(6) シンジケートローン等において、銀行が資金の貸付を行う際に他の当事者をエージェント等として選任してエージェント業務を行わせることは広く行われているところであるが、かかるエージェント業務の多くは事実行為であるものの法律行為の要素を含む場合もあつた。代理行為の中でも代理店規制の対象を、対象とする行為の種類のみによって区別するだけでなく、代理行為の内容や程度によっても区別しようとする代理店、定義を限定し、明確化するべきであると考える。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から慎重に検討を行う必要がある。		zA070009	金融庁	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	5029	5029A008	1	都銀懇話会	8	子会社等による法人向け債権への保証業務の解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するもの」を認める		現在、金融機関は個人事業者や中小企業事業者の資金ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めているところ。グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が解禁されれば、柔軟かつ迅速な商品設計、金融サービスの提供に貢献し、個人事業者や中小企業事業者を中心に資金調達の円滑化に繋がる	
金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から慎重に検討を行う必要がある。		zA070009	金融庁	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	5032	5032A025	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	25	信用金庫の子会社等による信用保証業務の拡大	(信用金庫法による規制の撤廃)信用金庫の子会社等で信用保証業務を営む会社の事業範囲について、事業性資金に係る保証業務を解禁する。	子会社等において事業性資金に係る信用保証業務が可能となることにより、会員である中小企業者のニーズに即した柔軟な商品設計が可能となる。また親金庫で培った中小企業金融に関するノウハウが子会社等でも活用でき、信用コスト及びコミットメントコストの縮減化にもつながってくるものと考えられる。	現在の監督指針では、子会社等による信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに限定されている。しかし、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の要にもなっている中小企業金融(個人事業主も含む)の再生を図るためには、他の保証機関との連携だけではなく、自金庫のグループ会社である信用保証会社の経営資源も有効に活用することによって、担保・保証に過度に依存しない融資の仕組みを開発することができる。	継続
金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であることから、協同組織金融機関の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。協同組織金融機関の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、協同組織金融機関経営の健全性の観点から慎重に検討を行う必要がある。		zA070009	金融庁	信用協同組合等の子会社の範囲等にかかる規定の変更	5040	5040A010	1	社団法人全国信用組合中央協会	10	信用協同組合等の子会社の範囲等にかかる規定の変更	信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が債務の保証業務を営むことについて、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものを排除する定めを「信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定めた金融庁告示(最終改正:平成14年3月29日金融庁告示第33号)」の規定から削除する。		信用組合業界については、当会の子会社である「全国しんくみ保証株式会社」の保証により多くの信用組合が消費者ローンを取扱っているものの、事業性資金の保証については、上記金融庁告示により認められていないため、信販会社または消費者金融会社等(以下「信販会社等」という。)と保証業務に係る契約を締結のうえ取扱うこととなる。この場合、一定の取扱いが見込めるなど個別信用組合が信販会社等と契約することについて消極的な向きもあり、契約には至っていないのが実情である。中小企業への円滑な資金供給を行っていくうえでも、子会社について事業性資金の保証業務が可能となるよう要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から慎重に検討を行う必要がある。		zA070009	金融庁	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5076	5076A012	1	社団法人第二地方銀行協会	12	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことを可能とする。		事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、銀行が行う担保・個人保証に依存しない事業性ローンについて、債権回収管理上分離して扱うことが可能となり貸出商品組成の自由度が増大し、地域の中小零細企業に柔軟性のある保証サービスを提供できる。	
金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。	b		住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うことについて、銀行経営の健全性の観点から慎重に検討を行う必要がある。		zA070009	金融庁	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	5088	5088A050	1	社団法人リース事業協会	50	銀行等の子会社が営む保証業務の規制撤廃	銀行等の子会社が営むことができる保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係る保証とされ、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証は取扱うことが出来ない。本規制を撤廃し、事業者に対する事業の用に供する資金に関する保証の取扱を認めるもの。	中小零細企業及び個人事業者向けの保証付リースの提供	銀行グループが持つ様々なノウハウを活用し、信用補充を行うことで、対象顧客	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等境受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法律省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、検討を進めてきたことであるが、以下のとおり、今後も引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な意見があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に追加された中堅企業の利用状況は低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当座貸越取引等の従来の借入方法に追加して、実際に融資を受けた場合の借主のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要なコミットメントライン契約を利用したいという将来的なニーズが中小企業等の借主にどの程度あるかを慎重に把握していく必要がある。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」に算入されることとなるが、「ヤミ金融問題」を深刻に認識され、平成16年1月に施行された貸付業規制法及び貸付業の一元化に関する法律(いわゆるヤミ金融対策法)は、その期間において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記ヤミ金融対策法の効果を見極めつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法律省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であるとの判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		zA070010	法律省 金融庁	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	5029	5029A010	1	都銀懇話会	10	コミットメント・ラインの対象企業の拡大	コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、以下のような借主を追加する。 中小企業(資本金3億円以下等)等、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社		コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段、経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲に中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。また、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等については、金融機関の優越的地位濫用は問題とならず、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等に資すると考えられる	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な意見があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でないと見做るべきである。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の現金利率規制が及ばなくなる結果、手数料を自由に法的に現金利率を要求されるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成14年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆるヤミ金融対策法)は、その期間において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記ヤミ金融対策法の効果を監視しつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		zA070010	法務省 金融庁	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5032	5032A012	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	(特定融資枠契約法の規制の緩和)対象企業を拡大する。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特例融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が資本金が3億円を超え、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度と定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。また、「ヤミ金融問題」と信用金庫等の預金取扱金融機関を同列で議論する必要はないように思われる。したがってコミットメントライン契約(特例融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達多様化が図られることとなるため、規制の緩和を検討いただきたい。	継続
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な意見があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でないと見做るべきである。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の現金利率規制が及ばなくなる結果、手数料を自由に法的に現金利率を要求されるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成14年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆるヤミ金融対策法)は、その期間において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記ヤミ金融対策法の効果を監視しつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		zA070010	法務省 金融庁	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	5040	5040A011	1	社団法人全国信用組合中央協会	11	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含めること。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲渡業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係府庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。 すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中にも積極的な意見があり、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて考えると、一定の融資枠が手数料なしに設定される当面貸付引等の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要でないと見做るべきである。また、経済的弱者である中小企業等に借主の範囲を拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の現金利率規制が及ばなくなる結果、手数料を自由に法的に現金利率を要求されるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成14年1月に施行された資金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆるヤミ金融対策法)は、その期間において、法施行後3年を目途に所要の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非についても、上記ヤミ金融対策法の効果を監視しつつ、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。 以上のとおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討の		zA070010	法務省 金融庁	コミットメントライン契約適用対象先の拡大(新規)	5053	5053A136	1	(社)日本経済団体連合会	136	コミットメントライン契約適用対象先の拡大(新規)	コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等をその範囲に含めるべきである。	コミットメントライン契約は、企業の資金繰りの安定化の観点から、極めて有効である。しかし、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。	2001年6月の法改正により、それまで商法特例上の大会社に限定されていた対象企業に、資本金の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社等が加えられたが、資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等には認められていない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
特定融資枠契約に関する法律第2条	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第1項)、資本金が3億円を超える株式会社、特定債権等譲受業者(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。	b		<p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非について、関係省庁とも連携をとりながら、検討を重ねてきたところであるが、以下のとおり、今後も、引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>すなわち、平成15年に実施した調査によれば、借主の範囲の拡大について、中小企業等の中でも債権数が多い、また、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用している企業はほとんどなく、実際に平成13年改正で借主の範囲に加入された中堅企業の利用状況も低調であったという結果が出ており、これらの結果を併せて、一定の融資枠が手数料なしに設定される当該融資枠の従来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた場合の利息のほかにコミットメントライン契約に係る手数料が必要となることによる借主の負担の軽減を図る必要があること、また、中小企業等の借主の範囲の拡大については、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の金利規制が及ばない(なる結果、手数料負担に法的に異変を発生させるおそれがあることであるが、「ヤミ金融問題」を契機に制定され、平成16年1月に施行された貸金業規制法及び出資法の一部改正法(いわゆる「ヤミ金融対策」)は、その関係において、預貯後1年を目途に利率の検討を加え、必要な見直しを行うこととしており、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲の拡大の是非については、上記貸金業規制法の効果を踏まえて、その見直しの状況等を踏まえて、慎重に判断する必要がある。</p> <p>以上とおり、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業や地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非について検討を行うこととしており、その結果、借主の範囲の拡大が必要であると判断された場合には、その対象について一括して改正措置を行う方針であるが、現時点では、検討中</p>		zA070010	法務省 金融庁	コミットメントライン契約適用対象の拡大	5076	5076A005	1	社団法人第二地方銀行協会	5	コミットメントライン契約適用対象の拡大	コミットメントライン契約の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下)のほか地方公共団体・特別法に定められた地方公社等を加える。		コミットメントライン契約は中小企業等にとっても有益な資金調達手段であり、借主の対象に中小企業等を追加し、資金調達手段の多様化を図ることが必要である。	
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における借務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における借務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	<p>いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ、貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p> <p>措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。</p>		zA070011	金融庁	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(2)	5029	5029A015	1	都銀懇話会	15	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(2)	債権者と借務者の双方が合意する場合に限り、キャッシング契約等の締結・貸付・返済時において、書面交付に加えて、「インターネットなどの情報通信機能を用いた電磁的方法」による通知を認める		債権者と借務者の双方の合意がある場合、貸金業者につき、書面交付の代わりに電子手法の活用による借務者への通知を認めたとしても、借務者保護の観点で問題はない。加えて、電子手法の活用による機動的な対応を可能とすることで、顧客利便性の向上にも資する。わが国の個人向け金融市場が大きく変化の中で、消費者金融市場に対するニーズは拡大している。銀行はその間連会社などでコンシューマーファイナンス事業に取り組むことも多く、消費者金融市場の健全な発展にも寄与	
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における借務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における借務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	<p>いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ、貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p> <p>措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。</p>		zA070011	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	5053	5053A135	1	(社)日本経済団体連合会	135	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業者等と借務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。書面の交付に代えて、電子的手段を用いることを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、借務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。なお、「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月15日 IT戦略本部決定)において、「2006年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から借務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る」と明記されているが、貸金業者の業務効率改善と消費者の利便性向上に与える影響を考慮し、検討を前倒しで行い、早期に必要な見直しを行うべきである。	貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を借務者等に交付しなければならない。また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を借務者等に交付しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び貸金業法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		zA070011	金融庁	貸金業規制法の法定書面の電子化	5088	5088A006	1	社団法人リース事業協会	6	貸金業規制法の法定書面の電子化	貸金業規制法17条書面、18条書面の電子受送信を可能とするよう要望する。	貸金業規制法43条のみならず併済規定の適用を受ける手段が多様化する。	資金需要者に資金借り入れに関する簡易性・利便性や秘匿性のニーズが強く、自宅宛の郵便物は無断で送付できないことが多い。顧客が提携ATMをご利用された場合、別途書面を郵送する必要が生じている。	
銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 7 - 2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定される」との規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」(平成17年度結論)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		zA070012	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	5029	5029A017	1	都銀懇話会	17	自己競落会社の対象物件等に係る規制緩和	競落対象物件を拡大し、親会社に配当のあるものだけでなく、子会社・関係会社に配当のあるものも可とする		不良債権の処理は、銀行本体のみならず、グループ全体にとって喫緊の課題。本規制緩和は、関係会社の不良債権処理を促進する上で極めて有効。その実効性を確保するためには、競落対象物件の拡大を実現することが不可欠	
銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 7 - 2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		自己競落による競落の仕組みの検討(競落対象物件の拡大)については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定される」との規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」(平成17年度結論)とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		zA070012	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	5076	5076A013	1	社団法人第二地方銀行協会	13	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	親銀行の貸出金等に係る担保物件だけでなく、子会社・関係会社の担保物件も可とする。		銀行グループとしての債権回収の円滑化に資すると考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第17条の3第1項第19号・第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえつつ引き続き検討を行う。		zA070013	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	5029	5029A020	1	都銀懇話会	20	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(1)	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号・第21号に定める業務(現金・小切手等輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃		集配金業務は、銀行業務の遂行に必要な業務であるが、アウトソースニーズが高い業務である。また、金融機関によっては、既存インフラの余剰能力を活用しビジネスとしての展開を図れる業務であり、積極的にインソースするニーズがある。当該銀行及びその子会社からの収入に縛られることなく(集配金業務を柔軟に委託・受託できることにより、顧客利便性の向上を図りつつ銀行経営の効率化を図ることができる	
平成14年3月29日金融庁告知第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえつつ引き続き検討を行う。		zA070013	金融庁	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	5029	5029A021	1	都銀懇話会	21	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和(2)	銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外のために従属業務を行う会社について、「銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること」の要件を撤廃		銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む子会社については、銀行からの収入依存度規制を撤廃しても、銀行グループとの一体性は確保可能。銀行持株会社(又はその子会社)のために従属業務を営む会社で、主として銀行以外の会社のために従属業務を行う会社であっても、銀行から何らかの収入があることが必要となるため、グループ全体としての業務運営において非効率な契約/業務が発生	
信用金庫法第54条の15第8項、告示第16号(平成16年3月31日)	従属業務を行う子会社は親である金庫あるいは子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が50%以上でなければならない。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、信用金庫における従属業務を営むことに係る収入依存度規制の在り方については引き続き検討を行う。		zA070013	金融庁	従属業務における収入依存度規制の緩和	5032	5032A026	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	26	従属業務における収入依存度規制の緩和	(信用金庫法による規制の緩和)親金庫からの50%収入依存度規制を緩和する。	例えば、信用金庫と会員中小企業等との協働事業として従属業務を営むことができるようにする。	信用金庫と会員中小企業等との協働事業として、従属業務子会社による協働事業が行えるようになれば、より効率的な地域貢献ができるようになる。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2-7-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえつつ引き続き検討を行う。		zA070013	金融庁	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	5076	5076A015	1	社団法人第二地方銀行協会	15	銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度の撤廃	銀行法施行規則第17条の3第1項第19号～第21号に定める業務(現金・小切手輸送業務、集配業務、有価証券の受け渡し業務)について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を撤廃し、集配金業務等の受託を容易にする。		集配金業務は顧客からのアウトソースニーズが高い業務であり、銀行が収入依存度に縛られることなく集配金業務を受託できれば、顧客利便性の向上を図りつつ、銀行経営の効率化を図ることができる。	
金融庁告示第34号	従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととされている。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改正)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「銀行子会社が行う集配金業務等に係る収入依存度規制の撤廃等を認めるか否かについては、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」とされているところであり、銀行の他業禁止の趣旨等を踏まえつつ引き続き検討を行う。		zA070013	金融庁	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	5088	5088A026	1	社団法人リース事業協会	26	従属業務を営む子会社の銀行からの収入条項の廃止	銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが定められているが、銀行からの収入条項を廃止し、業務の自由度を高めるもの。	銀行持株会社の子会社等の事務受託業務、福利厚生業務本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れる。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の子会社等(甲)は、銀行法で認められた銀行業以外の業務(リース業務等)を営んでいる。甲にとっても、従属業務を営む会社(乙)を活用した業務の効率化が求められている。その従属業務は、銀行法上、甲にとって認められた業務であり、乙はその一部を分担するにも拘らず、甲にとつての兄弟会社である当該銀行持株会社の子銀行からの収入を必要とすることから、甲固有の業務を分担することができず、業務の効率化及び適正な人員配置が図れない。	
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2-2(3)	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2-2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。更に平成17年6月に同監督指針の一部改正を行い、金融機関が営業用不動産の賃貸等を行う際の具体的な判断基準を明確化している。		zA070014	金融庁	事業用不動産の有効活用	5032	5032A015	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	事業用不動産の有効活用	事業用不動産の有効活用に関する規制を撤廃する。	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の観点から活用できない事例を明示する。	金融他業の金融業への進出が図られているなか、金融機関のみに事業用不動産の有効活用を制限する理由が乏しくなっているため、明らかに他業禁止規制が必要な事例のみを明示する。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2(3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。		zA070014	金融庁	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	5040	5040A007	1	社団法人全国信用組合中央協会	7	営業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底	営業用不動産の有効活用については、原則自由である旨、運用上徹底する。		店舗の廃止等により生じた遊休不動産を賃貸することが営業用不動産の有効活用に該当するかどうかの基準が不明確である。	
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		zA070015	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	5032	5032A020	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	(確定拠出年金法の規制の緩和)右記同様	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうち運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備において、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	継続
確定拠出年金運営管理機関に関する命令	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務は認められていない。	c		営業職員による運用管理業務と運用商品の販売等の事務の兼務については、運営管理業務の中立性確保の必要性の観点から、認めることはできない。		zA070015	厚生労働省 金融庁	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	5040	5040A018	1	社団法人全国信用組合中央協会	18	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。		営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務が禁止されているため、加入者の利益が阻害されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信金法第89条で準用する銀行法第21条、信金法施行規則第20条の2～第20条の4、金融再生法第6条および第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	信金法に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と、金融再生法に基づく(資産査定)の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	C	-	リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである(当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。		ZA070016	金融庁	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化	5032	5032A022	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化	(各法で定められている情報開示の一本化)情報開示を一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく(資産査定)の開示に一本化する。	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく(資産査定)とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。	継続
協金法第6条で準用する銀行法第21条、協金法施行規則第12条の2～第12条の4、金融再生法第6条および第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	協金法に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と、金融再生法に基づく(資産査定)の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。	C	-	リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものである。 他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月末の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものである(当該比率は17年3月末に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知しているが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での措置は困難。		ZA070016	金融庁	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化	5040	5040A022	1	社団法人全国信用組合中央協会	22	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示の一本化	協金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく(資産査定)の開示を一本化すること。	協金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく(資産査定)とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。		
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条、銀行法第52条の3第1項、保険業法第271条の4第1項	特定金融会社等は、資本又は出資の額に変更があったときは、2週間以内に届け出なければならない。 銀行議決権大量保有者及び保険議決権大量保有者は資本金額が変更した場合には、5日以内に報告書を提出しなければならない。	C	-	社債の発行等により貸付資金の受入れを行う金融業者については、一定の財務的基礎(最低資本及び人的規制(リスク管理)を要件とする最低限の参入規制)を課すほか、ディスクロージャーを充実することによって投資者の保護を図るため、登録義務を課している。また、登録された事項に変更があった場合には、公衆の福祉を供することとして特定金融会社等登録簿の(資本の額等)を充実する必要があることから、2週間以内に変更届出義務を課していること。登録簿は公開閲覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期間を短縮することは適当ではないと考えられる。なお、証券市場の規制等に關する法律中(有価証券)に關する投資顧問業の規制等に關する法律等においても、登録簿に変更があった場合は2週間以内に変更の届出を要するよう求められている。 銀行法・保険業法では、実質的影響力をもつ者としての主要株主は認可対象であるが、特にグループ所有等の考え方を適用した場合に主要株主に該当するかどうかをチェックするという観点から、ある程度の議決権保有割合の株主からマックの対象とすることが望ましいと等を勘案し、議決権大量保有者(届出制)の取扱いとし、5日以内の届出・変更届出の義務を課することにより当該者の概要を適切に把握することとしているものであり、対応することは困難。 なお、銀行法・保険業法では、15日以内には届け出なければならないこととされている。また、資本金額の変更届出に登記簿原本の届付は求められていないため、ご指摘の、2回にわたる届出の問題は生じない。		ZA070017	金融庁	特定金融会社等、銀行議決権大量保有者、保険議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し	5034	5034A006	1	(社)関西経済連合会	6	特定金融会社等、銀行議決権大量保有者、保険議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し	新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入している会社や新株予約権付社債等を発行している会社については、各根拠法令における資本金額の増加による変更届出を以下のとおり見直していただきたく、要望する。 1. 新株予約権の発行等を新たに変更届出事項とし、これにより新株予約権の行使時における資本金の変更は変更届出事項から除外する。またそうした場合は、決算期末の資本金額のみを当該期末日から1ヶ月以内に届出ることとする。 2. (1)が難しい場合)新株予約権の行使等による資本金の変更を、「変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内」に届出ることとする。		1)について、新株予約権の発行時点からの一定期間内において、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行総額の総額や資本に届くまで額等について届出することとすれば、その範囲内での将来の資本金の増加が予測される。従って、新株予約権が行使されたことによる資本金の増加(増)がある程度、変更届出を要する意義は乏しい(一定の資本金要件の充足を確保するという法的目的に照らして妥当であると思われる。資本金の増減については、期末の資本金額を届け出すことで把握される。)について、会社の登記事項において変更があったときのその変更登記は「変更のあった日から2週間以内」(商法第60条第4項、第の(準備用)である)であり、資本金の変更登記については、新株予約権の行使等による場合は民法上の特別(商法第20条の37第4項、第22条の2第1項)があり、「変更のあった日の毎月末日現在より2週間以内」に登記をすればよいことになっており、変更の事由に応じた合理的な取扱いとなっている。 新株予約権の行使は行使可能期間内においては随時行われるため、その期間、住所変更し届出することは業務上難しく、変更のあった毎月末日現在より2週間以内の届出が現実である。発行の発根拠法令では新株予約権の行使等による資本金額の変更届出については、資本の変更のあった日も毎月末日現在に届出しているため、現在の業務とそわがない。また、変更届出は、発行総額として、資本金の変更が反映された登記簿原本の添付が必要とされている。通常登記簿原本が出来上がった(その)が月次からの期間(2週間)にわたって、変更届出を行った場合(変更届出)と変更登記の完了(時点(登記簿原本)の2回)にわたって届出の届出が必要となっている。資本金の増加による変更届出については、後の目的からして、特にそれが即時性を要されるものではないと考えられることから、変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内に届出ることとして頂きたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条、銀行法第52条の3第1項、保険業法第271条の4第1項	特定金融会社等は、資本又は出資の額に変更があったときは、2週間以内に届け出なければならない。 銀行議決権大量保有者及び保険議決権大量保有者は資本金額が変更した場合に、5日以内に報告書を提出しなければならない。	C	-	社債の発行等により貸付資金の受入れを行う金融業者については、一定の財産的基礎(最低資本金)及び人的構成(リスク管理制度)を要件とする最低限の参入規制を設けるが、フィスクリージャーを充実することによって投資者の保護を図るため、登録を義務付けている。また、登録された申請事項に変更があった場合には、公衆の関与に資することとしての特定金融会社等登録簿の内容(資本の額等)を変更する必要があることから、2週間以内の変更届出を義務付けているところ。登録簿は公開されている情報であり、登録申請上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期間を延長することは適当ではないと考えられる。なお、証券法上の規制等に関する法律や有価証券に係る投資家保護の規制等に関する法律等においても、登録事項に変更があった場合は2週間以内に変更届出をすることが求められている。 銀行法・保険業法では、実質的影響力を有する者としての主要株主は認可対象であるが、特にグループ所有等の考え方を適用した場合に主要株主に該当するかどうかをチェックする上、ある程度の議決権保有割合の株主からチェックの対象とすることが望ましいこと等を踏まえ、議決権大量保有者届出制の対象とし、5日以内の届出が変更届出の義務を課すことにより当該制度の趣旨を適切に把握することとしているものであり、対応することと併し、なお、銀行法・保険業法では、5日以内に届出が提出されないこととなっている。また、資本金額の変更届出に登記簿原本の添付は求められていないため、ご指摘の、2回にわたる届出の問題は生じない。		zA070017	金融庁	特定金融会社等の資本金額の変更に係る届出等の見直し	5088	5088A046	1	社団法人リース事業協会	46	特定金融会社等の資本金額の変更に係る届出等の見直し	新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入している会社や新株予約権付社債等を発行している会社については、各根拠法令における資本金額の増加による変更届出を以下のとおり見直ししていただき、要望する(特定金融会社等の資本金額の変更に係る届出の見直し、銀行議決権大量保有者の資本金額の変更に係る届出の見直し)。1. 新株予約権の発行等を新たに変更届出事項とし、これにより新株予約権の行使時における資本金の変更は変更届出事項から除外する。またそうした場合は、決算期末の資本金額の新株予約権の行使等による資本金の変更を、変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内)に届け出ることとする。	資本金額の変更について、これを現行法の規定どおり(根拠法令により変更のあった日より5日または2週間以内)行うとなると、日々の新株予約権の行使による資本金額の変更に応じて変更届出も行なわなければならないことから、実際ほぼ毎日の届出事務が発生しうることとなり、実務上非現実的な業務負担となる。現在、運用として月末日から一定期間(5日または2週間以内)の届け出が認められていると理解しているが、さらに進んで届出制度を合理的なものとし、また法文において事務負担の軽減が明確にされる。	1について、新株予約権の発行時点から一定期間内において、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の超過や増資に導入される額等について届け出ることとすれば、その期間内での将来の資本金の増加が予測される。従って、新株予約権が行使されたことによる資本金の変動(増加)がある際、変更届出する意義は乏しい(一定の資本増強の効果を確保する上は法的目的に照らして妥当であると思われる。実際の資本金額については、期末の資本金額を届け出ることと併用される。このこと、会社の登記事項において変更があったときのその変更登記簿(変更のあった日より2週間以内)、(商法第280条第4項、第67条第2項)であるのに対し、資本金の変更登記簿については、新株予約権の行使等による場合は法律上の特別(商法第280条第4項、第67条第2項)があり、変更のあった日の毎月末日現在より2週間以内、に登記をすればよいことになっており、変更の事由に起因した合理的な取扱いとなっている。新株予約権の行使は行使可能期間内においては即時行われること、その程度、状況把握し届け出することは業務上難しく、変更のあった毎月末日を基準とする期日設定が現実的である。1項の形骸化(法令では新株予約権の行使等による資本金額の変更届出については、資本の変更が反映された登記簿原本の届出が要求されることとなる。通常登記簿原本が出来上がった(その)が月末から2週間以内には間に合わないため、変更届出を行った時点(変更届出届)に登記簿原本(登記簿原本)の2回にわたって書類の提出が必要となる。資本金の増加による変更届出については、法の目的からして、特にそれが即時性を要求されるものではないと考えらる。従って、変更のあった場合の毎月末日時点の資本金額について当該末日から1ヶ月以内に届け出ることとしてほしい。	
企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等	証券取引法上の有価証券届出書等において、新株予約権の行使により株式を発行する場合、株式の「発行価格」を記載することとなっているが、商法においては「発行価額」とされている。	C	-	証券取引法上、有価証券を発行する場合の単価については「発行価格」との用語を用い、総額については「発行価額」との用語を用いており、これは開示書類を利用する投資家等に定着している。このため、商法における用法と異なることにより、用語の変更を行うことは適当ではない。		zA070018	金融庁	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	5034	5034A007	1	(社)関西経済連合会	7	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	現在、有価証券届出書や発行登録書・追補書類のフォームを規定する、企業内容等の開示に関する開示府令では、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格を記載することとなっている。一方、商法第280条の20第2項において記載があることと、商法上は、新株予約権の行使に因り新株を発行する場合におけるその新株の発行「価額」に関して規定がされおり、証券取引法における各種提出書類においても、当該商法の規定と合わせた価額での開示を要望するもの。	商法と開示府令、証券取引所の適時開示ルールにおける「価格」「価額」等の用語の定義が統一であり、開示手続き上の混乱が生じる可能性がある(最近では、証券会社の手数料が発行価額に含まれる事例も多いため、実務上、価格=投資家が払い込む金額、価額=発行会社が受取る金額と解釈されるケースも多い。)		
企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等	証券取引法上の有価証券届出書等において、新株予約権の行使により株式を発行する場合、株式の「発行価格」を記載することとなっているが、商法においては「発行価額」とされている。	C	-	証券取引法上、有価証券を発行する場合の単価については「発行価格」との用語を用い、総額については「発行価額」との用語を用いており、これは開示書類を利用する投資家等に定着している。このため、商法における用法と異なることにより、用語の変更を行うことは適当ではない。内部で検討を行うこととした。		zA070018	金融庁	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	5088	5088A051	1	社団法人リース事業協会	51	有価証券届出書等における、株式や新株予約権の発行時における「価格」の用語の「価額」への変更	現在、有価証券届出書や発行登録書・追補書類のフォームを規定する、企業内容等の開示に関する開示府令では、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格を記載することとなっている。一方、商法第280条の20第2項において記載があることと、商法上は、新株予約権の行使に因り新株を発行する場合におけるその新株の発行「価額」に関して規定がされおり、証券取引法における各種提出書類においても、当該商法の規定と合わせた価額での開示を要望するもの。	開示手続き上の混乱を避け、投資家、発行者双方にとってわかりやすいディスクロージャーに繋がるものと見られ、また、要請内容の不一致から生じる混乱に伴う発行体側の事務コスト及び法的リスクの軽減。	商法と開示府令、証券取引所の適時開示ルールにおける「価格」「価額」等の用語の定義が統一であり、開示手続き上の混乱が生じる可能性がある(最近では、証券会社の手数料が発行価額に含まれる事例も多いため、実務上、価格=投資家が払い込む金額、価額=発行会社が受取る金額と解釈されるケースも多い。)	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年11月に、適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行っている。	c	-	個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 また、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、2年前から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。		zA070019	金融庁	「証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大」	5034	5034A008	1	(社)関西経済連合会	8	「証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大」	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を付したものとされている(過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた)。適格機関投資家の範囲拡大は17年度検討事項とされているが、この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へ引き下げ、また個人投資家についても資力や能力に一定の制限(例:1億円以上)をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与すべき。		わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。金融改革プログラムにおいても見直しの検討を行うこととされていることから、早急な検討をお願いしたい。投資者保護の観点が必要であるもの、一定の資格要件に基づき届出制により自己責任原則は確保されるものと思われる。	
証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年11月に、適格機関投資家に係る届出期間を現行の年1回(7月)から年2回(7月及び1月)とするともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間から2年間とするための所要の措置を行っている。	c	-	個人投資者を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 また、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、2年前から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。		zA070019	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5088	5088A011	1	社団法人リース事業協会	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	事業法人の対象拡大、個人投資家への適格機関投資家の資格付与	資本市場の活性化、個人投資家の投資機会の拡大	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。金融改革プログラムにおいても見直しの検討を行うこととされていることから、早急な検討をお願いしたい。投資者保護の観点が必要であるもの、一定の資格要件に基づき届出制により自己責任原則は確保されるものと思われる。前回の提案時に「適格機関投資家の範囲については、平成14年12月の金融審議会第一部会報告を受けて、平成15年4月に事業会社の適格機関投資家の要件を緩和するとともに、ベンチャーキャピタル会社等を新たに加える見直しを行ったところ。さらに適格機関投資家の範囲の見直しについては、昨年12月に公表された金融改革プログラムにおいて、私募市場の活性化を図る観点から、その見直しの検討を行うこととしたところであるが、投資者保護全般の観点から、慎重な検討を要することから、現時点において具体的な検討スケジュールを示すことは困難。」との回答が示されたが、でき得る限り早期に検討を行い、措置すべきである。	
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b	-	「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。」との規制改革、民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。 保険会社が信託契約代理店の事務支援を行うことは是非については、「事務支援」には多様なものがあり、その担い手の責任や資格も一律には論じられないこと、仮ににおいて保険会社が信託会社からの委託を受けて信託契約代理業を行うことができるからといって、信託契約代理業の事務支援によるリスクを引き受けても問題がないとは言えないことに留意しつつ検討を行う。		zA070020	金融庁	保険会社による信託契約代理業等	5046	5046A001	1	(社)日本損害保険協会	1	保険会社による信託契約代理業等	保険会社による信託契約代理業務を認めていただきたい。 信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めていただきたい。	保険商品に関連する信託業サービスを向上させることにより、顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスの均質的な提供が可能となる。 信託銀行等が保険代理店に対し信託契約代理店を委託する場合、既に保険代理店とその所属損害保険会社との間にある情報連絡ネットワークを利用して研修教材を送付する等、信託契約代理業務に係る連絡等を行うことが可能となり効率的である。	・保険会社に認められている業務には年金信託や遺言信託等、信託業との親近性・補完性があり、保険会社による信託契約代理業の兼営が可能になれば、顧客に対する幅広いサービスの提供に資する。 ・監督上の問題については、第一に他の金融機関の代理代行を行うに当たって当該の認可が必要であること、第二に免許事業者である信託業者からの委託・監督を常時受けることから、十分なチェック機能が働くものと考えられる。また他業リスクの混入についても、代理業として行う限り考慮する必要性は低い。 ・信託業務に対する幅広い参入を意図した今般の信託業法改正の趣旨に鑑みると、保険会社にのみこれを認めない明確な理由は存在しないと考えるべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法98条1項1号 同法施行規則51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「保険会社の付随業務として」信託業務の代理又は事務代行を加入することについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070020	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5053	5053A149	1	(社)日本経済団体連合会	149	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、信託業務(併営業を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めるべきである。		保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、エクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。保険会社が実施する年金関連業務、遺言信託など遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強い。例えば、生命保険会社が他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立している場合、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることが考えられる。今般の信託業法の改正により、金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約代理店となることができるとされた中で、保険会社のみが信託契約代理業務を認められない理由は、信託契約代理業務の事務支援を行うことが可能になれば、保険代理店の信託契約代理業務の兼営化が促進され、既存の保険会社ネットワークのさらなる活用が考えられる。	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。また、保険会社が、信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、研修教材の送付等の信託契約代理業の事務支援を行うことは認められていない。
保険業法98条1項1号 同法施行規則51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「保険会社の付随業務として」信託業務の代理又は事務代行を加入することについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070020	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5097	5097A001	1	生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、当該信託銀行の信託契約締結業務の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされている一方、主要な金融機関の中で保険会社のみが信託業務の代理等を行うことが認められておらず、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。	
保険業法98条1項1号 同法施行規則51条	保険会社は、その付随業務として、内閣総理大臣の認可を得て、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行うことができる(保険業法第98条第1項第1号・第2項)。保険会社が行うことができる銀行の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行に限られている(保険業法施行規則第51条第3号)。	c		保険会社が行うことができる銀行の業務の代理又は事務の代行の範囲については、保険会社の他業が制限されている趣旨等に鑑み、具体的な業務・事務の内容に応じた個別の検討が必要。		zA070021	金融庁	保険会社による銀行代理店業務	5046	5046A002	1	(社)日本損害保険協会	2	保険会社による銀行代理店業務	金融庁において銀行代理店規制のあり方の検討がなされているところ、保険会社は現行でも資金の貸付けの代理代行を行うことが認められており、資金の貸付け以外の業務についても保険会社による銀行代理店業務を認めていただきたい。	保険会社による銀行代理店業務の兼営により、保険商品自体に加えて関連する金融サービスを提供できるとなり顧客利便性の向上が図られる。また保険会社の営業拠点は全国的に展開されていることから、高品質な金融サービスを均質的に提供することが可能となる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070021	金融庁	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5053	5053A152	1	(社)日本経済団体連合会	152	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。		保険会社が投資信託商品販売することへのニーズは近年さらに高まっている。例えば、保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提供できるようにすれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。また、保険会社は、確定拠出年金制度において、元本確保型保険商品を提供しており、確定拠出年金制度の主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に代わって行うことは、顧客のライナップの充実につながる。	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販社契約(証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。
保険業法第98条1項1号、同法施行規則51条	保険会社は、その付随業務として、内閣総理大臣の認可を得て、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行うことができる(保険業法第98条第1項第1号・第2項)。保険会社が行うことができる銀行の業務の代理又は事務の代行は、資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに係る事務の代行に限られている(保険業法施行規則第51条第3号)。	c		保険会社が行うことができる銀行の業務の代理又は事務の代行の範囲については、保険会社の他業が制限されている趣旨等に鑑み、具体的な業務・事務の内容に応じた個別の検討が必要。		zA070021	金融庁	保険会社による銀行代理店業務の拡大(新規)	5053	5053A157	1	(社)日本経済団体連合会	157	保険会社による銀行代理店業務の拡大(新規)	資金の貸付以外の業務についても保険会社による銀行代理店業務を認めるべきである。		銀行代理店仲介については、事務ガイドライン1-6-5(17)に示された保険会社の付随業務としての要件(余剰能力の活用)に資すること、機能的な親近性、リスクの同質性、固有業務の規模に対して過大でないこと、保険会社本来の業務に類似していること)を満たしていると考えられ、顧客の利便性の向上の観点から解禁することが求められる。	保険会社は資金の貸付の代理・代行以外の銀行代理店業務を行うことは認められていない。2005年2月の金融審議会の論点整理では、「証券・保険といった銀行以外の他業態の金融機関が、顧客保護、安定的な業務の遂行を図る観点からの一般的な要件を満たせば、銀行代理店業者になることができるようになる必要があるとの意見があった」とされている。
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070021	金融庁	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5097	5097A008	1	生命保険協会	8	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		・保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販社契約を締結し、投資信託の募集・販売等を行っており、投資信託の募集・販売の取扱い等のノウハウを十分に有していることから、投信販社契約の締結の代理もしくは媒介を行うことは保険会社の業務と関連性・親近性を有している。 ・保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提供できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「保険会社本体が投信販売契約締結の代理もしくは媒介を行うことは是非について、当該業務の担い手の在り方や、他家リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070022	金融庁	保険会社による投資信託委託会社の業務の代理の解禁	5046	5046A003	1	(社)日本損害保険協会	3	保険会社による投資信託委託会社の業務の代理の解禁	保険会社の付随業務として、投資信託委託会社(以下委託会社)が行う投資信託の商品提案等の業務の代理を行うことを認めていただきたい。	顧客サービスの充実のため、投信窓口に代わって行うことは、当該DC制度のラインナップにつながる、顧客利便性の向上に資するものである。委託会社の商品提案等の業務を行うことは、保険会社の保険販売という本来業務に付随して行っているものであり、本業との関連性・親近性を有している。	顧客サービスの充実のため、投信窓口に代わって行うことは、当該DC制度のラインナップにつながる、顧客利便性の向上に資するものである。委託会社の商品提案等の業務を行うことは、保険会社の保険販売という本来業務に付随して行っているものであり、本業との関連性・親近性を有している。	【規制の現状】 ・保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。 【要望理由】 ・保険会社は、DC制度において、元本確保型保険商品を提供している。保険会社が元本確保型保険商品の販売活動を行うにあたり、DC制度上の主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に代わって行うことは、当該DC制度のラインナップにつながる、顧客利便性の向上に資するものである。委託会社の商品提案等の業務を行うことは、保険会社の保険販売という本来業務に付随して行っているものであり、本業との関連性・親近性を有している。 ・保険会社がその顧客である証券会社や登録金融機関に対し投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社の既存の資産の活用観点から極めて有効であり、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。	
保険業法第97条の2第1項同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c		IAISにおいて資産運用に関する法的規制が求められていること等に対応するためには資産別運用比率規制が必要かつ有効であると考えられ、ご要望に対応することは困難である。なお、当該資産別運用比率規制については、既に必要に応じその規制の見直しを行ったところ(平成15年内閣府令第62号、同年6月8日施行)。		zA070022	金融庁	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	5095	5095A011	1	損害保険労働組合連合会	11	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険業法において、保険会社は、資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められているが、この資産別運用比率規制を撤廃して頂きたい。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。当局への報告等の事務が軽減される。	資産運用規制は、保険契約者の利益を損なわない目的を有する一方で、金融システムや市場の変化等に対する機動性に欠けるとともに、契約者の利益にも繋がる収益性の追求といった面からは運用の選択肢を狭めていると言わざるを得ない。資産運用は保険会社の自主ルール等によるリスク管理によって行われるべきものであり、かつオフサイト・モニタリングも導入されているなか、もはや一律の事前規制は適当ではないものと考えことから、資産別運用比率規制については早期に撤廃して頂きたい。	
投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	B		投資顧問業者が顧客を勧誘する際の行為規制として、損失の全部又は一部を負担することを約すること等が禁止されていることを踏まえれば、契約の当事者であり、その運用責任を負うべき投資顧問業者自身が勧誘を行うべきと考えられる。投資顧問業者を含め、投資サービス業者(仮称)の業務規制のあり方については、金融審議会第一部会の議論を踏まえた検討が行われているところ。		zA070023	金融庁(保険会社本体による投資顧問契約等の締結の観点)	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5053	5053A154	1	(社)日本経済団体連合会	154	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。	企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクォパシティ活用観点から極めて有効である。	顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法第2条	投資顧問業契約の締結の勧誘を業として行うことは法令上明記されていない。	B		投資顧問業者が顧客を勧誘する際の行為規制として、損失の全部又は一部を負担することを約すること等が禁止されていることを踏まえれば、契約の当事者であり、その運用責任を負うべき投資顧問業者自身が勧誘を行うべきとも考えられる。投資顧問業者を含め、投資サービス業者(仮称)の業務規制のあり方については、金融審議会第一部会の議論を踏まえた検討が行われているところ。		zA070023	金融庁(保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(投資顧問業法上の観点))	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5097	5097A009	1	生命保険協会	9	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマシキ活用等の観点から極めて有効である。 投資顧問業法上の観点金融市場におけるリスクマネーの必要性が唱えられる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えると、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所要の行為規制、監督規制を適用することすべし、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。 保険業法上の観点現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行うる事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」、「平成17年度中に検討開始」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ、今後検討を開始する。		zA070024	金融庁(保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点))	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5053	5053A154	2	(社)日本経済団体連合会	154	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。		企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマシキ活用等の観点から極めて有効である。	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に際して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。
保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的な内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	b		「金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」、「平成17年度中に検討開始」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ、今後検討を開始する。		zA070024	金融庁(保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘(保険業法上の観点))	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5097	5097A009	2	生命保険協会	9	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行うこととなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスマシキ活用等の観点から極めて有効である。 投資顧問業法上の観点金融市場におけるリスクマネーの必要性が唱えられる中、投資顧問契約等に係る顧客ニーズの高まりを考えると、顧客と投資顧問業者との間で当該契約の締結を代理・媒介する行為を、新たに独立した業として認めることは意義が大きいと考えられる。保険会社がかかる業務を行う際には、保険会社を当該業者として監督当局の認可又は登録に係らしめ、所要の行為規制、監督規制を適用することすべし、保険会社が行う当該行為が同法に抵触することはないと考えられる。 保険業法上の観点現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行うる事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条	証券会社は、法第34条第2項各号の業務を行う場合には、届出を行えば足りることとなっているが、それ以外の業務については、承認を受けることが必要となっている。	b		(要望の付随業務は、法第34条第2項に規定する業務(以下、「届出業務」という。)を指すものと考えられるが、)証券会社の届出業務は、通常、証券会社が営む可能性が高い業務であって、投資者保護上も、リスク管理上も特に問題が生ずるおそれの少ない業務を列挙しているものである。併營業務(兼営法第1条第1項各号に掲げる業務。)に係る契約代理業務についても、上記の届出業務と同様に取り扱うことが適切かどうかについて、検討することとする。		zA070025	金融庁	証券会社の付随業務としての併營業務の契約代理業務の位置づけ【新規】	5053	5053A144	1	(社)日本経済団体連合会	144	証券会社の付随業務としての併營業務の契約代理業務の位置づけ【新規】	信託契約代理業務と同様、併營業務の契約代理業務を証券会社の付随業務として位置づけ、内閣総理大臣への届出で可能とすべきである。		銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併營業務に係る契約代理業務の間に規制上の取扱いに差異はなく、証券会社においてのみ取扱いを異にする理由はない。 証券代行業務等の併營業務は、証券会社が本来実施する業務とも関連性・親近性を有しており、証券会社の付随業務として位置づけ、届出により業務実施を可能とすべきである。	2004年12月の信託業法等の改正により、証券会社が付随業務として信託契約代理業務を行うことが可能となった。しかし、併營業務を実施するには、内閣総理大臣の承認が必要である。
証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条	証券会社は、法第34条第2項各号の業務を行う場合には、届出を行えば足りることとなっているが、それ以外の業務については、承認を受けることが必要となっている。	b		(要望の付随業務は、法第34条第2項に規定する業務(以下、「届出業務」という。)を指すものと考えられるが、)証券会社の届出業務は、通常、証券会社が営む可能性が高い業務であって、投資者保護上も、リスク管理上も特に問題が生ずるおそれの少ない業務を列挙しているものである。併營業務(兼営法第1条第1項各号に掲げる業務。)に係る契約代理業務についても、上記の届出業務と同様に取り扱うことが適切かどうかについて、検討することとする。		zA070025	金融庁	証券会社が併營業務の契約代理業務を行う場合の手続き規制の緩和	5071	5071A005	1	社団法人信託協会	5	証券会社が併營業務の契約代理業務を行う場合の手続き規制の緩和	・平成16年12月の信託業法及び金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律(兼営法)の改正により、信託契約代理業務及び併營業務(兼営法第1条第1項各号に掲げる業務)に係る契約代理業務を行うことが、個人・法人を問わず広(認められた。 ・証券会社についても信託契約代理業務は、内閣総理大臣(金融庁長官)への届出を行うことにより、付随業務として取扱うことが可能となった。しかしながら、併營業務に係る契約代理業務については、内閣総理大臣(金融庁長官)の承認を受けなければ、取扱うことができない。 ・併營業務に係る契約代理業務を信託契約代理業務と同様に、証券会社の付随業務として位置付け、内閣総理大臣(金融庁長官)への届出により取扱えるようにすること。		・併營業務は信託業務との関連性・親近性があるものとして、信託業務を兼営する金融機関に取扱いが認められている業務であるところ、その契約の代理業務について規制を異にする理由はない。事実、銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併營業務に係る契約代理業務を同様の規制に服せしめていることから、斯かる規制に妥当性がないことは明らかである。 ・また、証券代行業務等の併營業務は、証券会社の取扱う業務とも関連性・親近性を有していることから、証券会社の付随業務として位置付け、届出による取扱いを可能とすべきである。	
銀行法第10条	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の根幹を揺るがす業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。		zA070026	金融庁	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁【新規】	5053	5053A145	1	(社)日本経済団体連合会	145	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁【新規】	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行えるようにすべきである。		信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営むことが可能となったことから、さらに同様の業務を行う信託専門関連業務子会社の窓口業務を信託兼営金融機関等が担当することで、顧客の利便性の向上および窓口業務の効率化が図られる。	2004年12月の信託業法等の改正により、「金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律」第1条第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は、当該業務を行う企業を子会社とすることが可能となった。しかし、当該信託兼営金融機関等は、当該信託専門関連業務子会社の代理業務を行うことができない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第10条	信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の根幹を揺るがす業務が含まれるおそれがあるため、普通銀行の付随業務の在り方について慎重に検討する必要がある。		zA070026	金融庁	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁	5071	5071A003	1	社団法人信託協会	3	信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁	<p>・平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律(兼営法)第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は当該業務を営む会社を子会社とすることが可能となった。</p> <p>・しかしながら当該信託兼営金融機関等は、当該子会社が営む当該業務の代理業務を取扱うことができない。</p> <p>・信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行えるようにすること。</p>		<p>・信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営む会社を子会社とすることが可能となったことにより、業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がったこと、当該子会社の営む当該業務の代理業務を当該信託兼営金融機関等が取扱えるようになることにより、例えば窓口業務を当該信託兼営金融機関等が担うことで顧客利便の向上及び更なる業務の効率化が図られる。</p>	
金融機関/信託業務/兼営二関する法律第1条第1項各号 銀行法第16条の2 同施行規則第17条の3	銀行の金融関連業務子会社が、併営業を受託する契約の締結の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の根幹を揺るがす業務が含まれるおそれがあるため、銀行の子会社の業務範囲の在り方について慎重に検討する必要がある。		zA070027	金融庁	銀行子会社による併営業受託契約の締結の代理の解禁(新規)	5053	5053A146	1	(社)日本経済団体連合会	146	銀行子会社による併営業受託契約の締結の代理の解禁(新規)	銀行の金融関連業務子会社が、併営業を受託する契約の締結の代理業務を行えるようにすべきである。		<p>金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日)においては、「信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」とともに、「遺言関連業務に係る取次ぎ業務を認めることについて」本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである」とこととされている。</p> <p>既に銀行本体では、併営業を受託する契約の代理業務が認められており、金融関連業務子会社においても取り扱うことを可能とすべきである。</p>	銀行の金融関連業務子会社の業務として、併営業(金融機関/信託業務/兼営等二関する法律第1条第1項各号に掲げる業務)を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。
金融機関/信託業務/兼営二関する法律第1条第1項各号 銀行法第16条の2 同施行規則第17条の3	銀行の金融関連業務子会社が、併営業を受託する契約の締結の代理業務を行うことができない。	b		業務によっては銀行の他業禁止の趣旨の根幹を揺るがす業務が含まれるおそれがあるため、銀行の子会社の業務範囲の在り方について慎重に検討する必要がある。		zA070027	金融庁	銀行子会社への併営業を受託する契約の締結の代理業務の解禁	5071	5071A004	1	社団法人信託協会	4	銀行子会社への併営業を受託する契約の締結の代理業務の解禁	<p>・平成16年12月の信託業法の改正に伴う銀行法及び銀行法施行規則の一部改正により、銀行の金融関連業務子会社が営むことができる業務として、信託契約代理業務は認められたものの、併営業(金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律第1条第1項各号に掲げる業務)を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。</p> <p>・銀行の金融関連業務子会社が営むことができる業務に、併営業を受託する契約の締結の代理業務を加えること。</p>		<p>・金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日)においては、「信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」(P21)と共に、特に遺言関連業務について「国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めてはどうかとの意見があった。この点については、信託に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである」(P22)とされている。</p> <p>・ここで、併営業を受託する契約の締結の代理業務については、銀行本体で営むことは認められており(銀行法第10条第2項第8号および銀行法施行規則第13条第1項第2号口)、上記金融審議会の報告の趣旨も踏まえると、金融関連業務子会社においても取り扱うようにすることが適当である。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第106条、第271条の22、同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業は認められていない。	c		不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。なお、保険持株会社の子会社として認められる会社の範囲は、保険会社本体の子会社として認められる会社の範囲よりも広いと考えられる(保険業法第271条の22第3項参照)。		zA070028	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5053	5053A151	1	(社)日本経済団体連合会	151	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。		投資家のニーズが有価証券のみならず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、生命保険会社が子会社において不動産投資顧問業務を行うことにより、投資家(特に年金基金等)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。生保会社において、本来業務である資産運用の一環として不動産投資を行っている。また、既に認められている不動産投資信託に係る資産運用業務は、不動産運用に関する投資顧問業務と機能的に近接していると言える。	保険会社の子会社で行うことのできる業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。
保険業法第106条、第271条の22、同施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-8-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業は認められていない。	c		不動産投資顧問業を保険会社の子会社の業務として認めることについては、保険業との関連性・親近性につき慎重な検討が必要。なお、保険持株会社の子会社として認められる会社の範囲は、保険会社本体の子会社として認められる会社の範囲よりも広いと考えられる(保険業法第271条の22第3項参照)。		zA070028	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5097	5097A004	1	生命保険協会	4	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務及び保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		・有価証券等以外の投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化しており、不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を提供することへの期待も高まっている。 ・保険会社は本来業務である資産運用の一環として不動産投資を行っているが、質料収入によるインカムゲイン目的の投資のみならず、採算性や適格性を十分に勘案した上で保有不動産の入れ替えを適宜行う等、キャピタルゲイン目的の不動産投資についても十分なノウハウを有している。従って、保険会社の本業との親近性においても問題は無い。 ・また、有価証券に係る投資顧問業務は既に子会社で行うことが認められているが、有価証券投資と不動産投資はいずれも保険会社の本来業務としての資産運用業務の一環であり、蓄積された運用ノウハウとその活用という観点では、有価証券に係る投資顧問業務と不動産に係る同業務の本業との親近性は同等と考えられる。 ・さらに不動産投資顧問業務は、既に保険会社の子会社に解禁されている不動産投資信託委託業務と投資家のために不動産運用業務を行うという点において親近性を有している。 ・なお、保険持株会社の傘下で承認された実績があり、保険会社の子会社に	
保険業法第98条事務ガイドライン1-6-5	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	b		保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること、当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を資すること、等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070029	金融庁	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化(新規)	5053	5053A153	1	(社)日本経済団体連合会	153	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化(新規)	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化すべきである。		顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上につながり、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。	証券会社の事務ガイドラインでは、銀行・保険会社等が行う単なる顧客紹介業務は証券業に該当しないと整理されている。既に銀行等では、顧客紹介業務がその他の付随業務として認められているが、保険会社の事務ガイドラインに同様の記載がないため、保険会社による当該業務の実施可否が明確にされていない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
保険業法第98条 事務ガイドライン1- 6-5	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する。法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	b		保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行う業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること。当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すること。等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070029	金融庁	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	5097	5097A003	1	生命保険協会	3	保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化	保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化する。		顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。	
保険業法第106条 事務ガイドライン1- 8	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインにおいて保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c	-	保険会社の子会社等の業務範囲については、保険会社の経営の健全性を確保するため、グループ全体としてのリスク管理を行う必要があることから、財務のディスクロージャーによる市場規律の働(範囲)と監督当局の規制対象を整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点も踏まえ業務範囲規制を課すことが必要であるとの考えに基づき、事務ガイドラインに規定されたものである。よって、特定子(関連)法人等について業務範囲規制の適用除外を認めることは、困難である。		zA070030	金融庁	保険会社が議決権を一時保有する特定子法人の業務範囲規制からの適用除外[新規]	5053	5053A155	1	(社)日本経済団体連合会	155	保険会社が議決権を一時保有する特定子法人の業務範囲規制からの適用除外[新規]	保険会社が業務範囲規制に対応するため、出資比率の引下げや定款変更による業務範囲の見直しを行った企業について、事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を保険会社主導で行うために、一定の条件(目的や期間を限定する等)のもとで、再度保険会社の特定子(関連)法人等とすることを可能とすべきである。		過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより、特定子(関連)法人でなくなった企業について、事業の再構築が必要となった際、いったん保険会社が当該会社の議決権を取得し、業務範囲の見直しや株式売却等を保険会社主導で行うことによって、当該企業の事業再構築を円滑に推進することが可能となる。	保険会社の特定子(関連)法人等については、事務ガイドラインにより業務範囲が制限されている。
保険業法第106条 事務ガイドライン1- 8	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインにおいて保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c	-	保険会社の子会社等の業務範囲については、保険会社の経営の健全性を確保するため、グループ全体としてのリスク管理を行う必要があることから、財務のディスクロージャーによる市場規律の働(範囲)と監督当局の規制対象を整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点も踏まえ業務範囲規制を課すことが必要であるとの考えに基づき、事務ガイドラインに規定されたものである。よって、特定子(関連)法人等について業務範囲規制の適用除外を認めることは、困難である。		zA070030	金融庁	特定子(関連)法人等に対する業務範囲規制の一部例外取扱いの容認	5097	5097A011	1	生命保険協会	11	特定子(関連)法人等に対する業務範囲規制の一部例外取扱いの容認	過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより適正化を行った会社において、当該会社が事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を行う必要がある場合に、当該会社の議決権を保険会社又はグループ会社で取得することによって、保険会社又はグループ会社の主体的な関与が可能となり、当該会社の事業再構築を円滑に推進することが可能となるため。		過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより適正化を行った会社において、当該会社が事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を行う必要がある場合に、当該会社の議決権を保険会社又はグループ会社で取得することによって、保険会社又はグループ会社の主体的な関与が可能となり、当該会社の事業再構築を円滑に推進することが可能となるため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第106条第1項第9号 保険業法施行規則56条の2第2項第13号	保険業に係る業務の代理(保険募集を除く。)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務は、所定の金融関連業務に限られており、その中に金銭の貸付は含まれていない。	c		保険契約の管理等の保険業に係る業務の代理(保険募集を除く。)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務が、金融関連業務のなかでも特に限定されている趣旨に鑑み、代理代行会社が金銭の貸付を兼営することについては慎重な検討が必要。		zA070031	金融庁	代理代行子会社の兼営可能業務の拡大	5046	5046A004	1	(社)日本損害保険協会	4	代理代行子会社の兼営可能業務の拡大	代理代行会社が「金銭の貸付」業務を兼営できるようにしていただきたい。	出資面における子会社政策の自由度が向上することにより、経営の効率化を図るための選択肢が多様化する。	・代理代行会社については保険会社の業務を行う以上、他業によるリスクの混入を防ぐため保険業との親近性が強い業務についてのみ兼営することが出来ると解されている。金銭の貸付については保険会社本体にも認められている業務であることから、これを代理代行会社に禁ずることは過剰規制であると考えられる。 ・保険会社の事務代行(住宅ローン保証保険・火災保険などの異動・解約・質権設定の裏書承認など)と金銭の貸付業の間には業務の共通性が認められ、これらを併せて行うことが可能となれば保険会社の経営効率化に資する。	
保険業法第106条第1項第9号 保険業法施行規則56条の2第2項第13号	保険業に係る業務の代理(保険募集を除く。)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務は、所定の金融関連業務に限られており、その中に金銭の貸付は含まれていない。	c		保険契約の管理等の保険業に係る業務の代理(保険募集を除く。)又は事務の代行を行う子会社の兼営可能業務が、金融関連業務のなかでも特に限定されている趣旨に鑑み、代理代行会社が金銭の貸付を兼営することについては慎重な検討が必要。		zA070031	金融庁	保険会社の代理代行会社による「金銭の貸付」業務の兼営の解禁【新規】	5053	5053A156	1	(社)日本経済団体連合会	156	保険会社の代理代行会社による「金銭の貸付」業務の兼営の解禁【新規】	保険会社の代理代行会社が「金銭の貸付」業務を兼営できるようにすべきである。		金銭の貸付については、保険会社本体に認められている業務であり、これを代理代行会社に禁ずる理由はないと考えられる。 ・保険会社の事務代行(住宅ローン保証保険・火災保険などの異動・解約・質権設定の裏書承認など)と金銭の貸付業の間には業務の共通性が認められ、これらを兼営することが可能となれば、保険会社の経営効率化、顧客の利便性向上につながる。	金銭の貸付については保険会社本体で認められている業務である一方、同業務を代理代行会社が行うことは認められていない。
保険業法第106条・第107条、同法施行規則第56条	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項・第4項に規定されており、 設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者 設立1年以内かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じく中小企業者 中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に - に該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		新規事業分野開拓会社の保有が保険会社の子会社の業務範囲規制の回避のために利用されることがないよう保険業法施行規則第56条第3項から第5項が、新規事業分野開拓会社に該当する会社を限定列挙するとともに10%を超える議決権の保有期間を限っている趣旨を踏まえ、新規事業分野開拓会社の範囲等の見直しの是非について今後検討を開始する。		zA070032	金融庁	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲拡大【新規】	5053	5053A158	1	(社)日本経済団体連合会	158	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲拡大【新規】	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。		昨今、大企業からのスピンオフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。現在、特定子会社については、各種支援法に規定する企業に限り、10年間に限り10%超の議決権を保有することが認められている。10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することによって、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、特別法で規定された企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第106条・第107条、同法施行規則第56条	保険会社の特定子会社が10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は保険業法施行規則第56条第3項・第4項に規定されており、 設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者 設立1年以内かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じく中小企業者 中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「異分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に - に該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(保険業法施行規則第56条第5項)。	b		新規事業分野開拓会社の保有が保険会社の子会社の業務範囲規制の回避のために利用されることがないよう保険業法施行規則第56条第3項から第5項が、新規事業分野開拓会社に該当する会社を限定列挙するとともに10%を超える議決権の保有期間を限っている趣旨を踏まえ、新規事業分野開拓会社の範囲等の見直しの是非について今後検討を開始する。		zA070032	金融庁	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	5097	5097A005	1	生命保険協会	5	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。	・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。		
保険業法第98条第1項第1号、保険業法施行規則第51条第1項第3号、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第11項、金融庁告示第20号	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1条第4号ホにおいて「銀行代理店は当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うこと」が禁止されている。	b		定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、代理店規制の見直しを踏まえ、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		zA070033	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5087	5087A001	1	ソニー株式会社	1	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができにくいことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。			
保険業法第98条第1項第1号、保険業法施行規則第51条第1項第3号、銀行法第8条第1項、銀行法施行規則第8条第11項、金融庁告示第20号	平成11年金融監督庁告示(平成11年4月1日)第1条第4号ホにおいて「銀行代理店は当該代理店契約書に定められた施設以外の場所において代理業務を行うこと」が禁止されている。	b		定められた施設以外の場所において契約締結の代理業務を行うことを認めるかどうかについて、代理店規制の見直しを踏まえ、顧客の利便性や銀行経営の効率を高める観点から、検討を行う。		zA070033	金融庁	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	5097	5097A010	1	生命保険協会	10	その他金融業を行う者の資金の貸付(住宅ローン)の代理業務に係る規制の緩和	定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことができないことは、渉外業務ができにくいことであり、事業促進において極めて大きな阻害要因となる。よって、保険会社が、定められた施設以外での契約締結の媒介(勧誘行為を含む)を行うことが可能となれば、事業促進の向上はもとより、顧客利便性の向上の観点からも極めて有効である。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第53条第1項第1号・第4号	保険業法第100条の3・同施行規則第53条第1項により保険募集時に交付されるべき書面のうち、同項第5号・第6号の書面について、電磁的方法による提供が認められている(同条第2項)。	b		複雑性、逆選択といった保険商品の特性を踏まえ、保険募集時に交付すべき書面の電磁的方法による提供を認める範囲が限定されている趣旨に鑑み、今後十分な検討が必要。		zA070034	金融庁	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	5101	5101A002	1	在日米国商工会議所	2	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	保険契約者への書面の交付によることとされている説明については、保険契約者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、契約者へ説明することも合わせて認めること。(規則第53条6第2項で認められている電磁的方法を認めること。)	顧客に対して幅広いサービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上が図られる。	銀行取引や証券取引においては、為替リスク、変動リスクのある外国通貨建て預金取引や海外投資信託の購入などに電子取引がインターネットで一般的に行われている。保険募集分野においても、保険契約者の承諾を得て電磁的方法による書面交付と同等の説明を提供できるよう認可し、さらに署名または押印も電磁的方法で行えるようにする。	保険業法施行規則第53条第1項において、保険募集に関して、特別助定を設ける保険契約、為替変動リスクのある保険契約、解約返戻金のない保険契約の募集においては、書面の交付による説明義務が規定されている。
保険業法施行規則第53条第1項第1号・第4号	保険業法第100条の3・同施行規則第53条第1項により保険募集時に交付されるべき書面のうち、同項第5号・第6号の書面について、電磁的方法による提供が認められている(同条第2項)。	b		複雑性、逆選択といった保険商品の特性を踏まえ、保険募集時に交付すべき書面の電磁的方法による提供を認める範囲が限定されている趣旨に鑑み、今後十分な検討が必要。		zA070034	金融庁	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	5124	5124A002	1	外国損害保険協会(FNLIA)	2	保険募集における書面交付説明義務の電磁的方法の適用	保険契約者への書面の交付によることとされている説明については、保険契約者の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、契約者へ説明することも合わせて認めること。(規則第53条第2項で認められている電磁的方法を認めること。)顧客利便性の向上	保険業法施行規則第53条第1項において、保険募集に際して、特別助定を設ける保険契約、為替変動リスクのある保険契約、解約返戻金のない保険契約の募集においては、書面の交付による説明義務が規定されている。	既に銀行取引や証券取引において、為替リスク、変動リスクのある外国通貨建て預金取引や海外投資信託の購入などにおいて、目論見書の電子交付とともに電子取引がインターネットで一般的に行われており、保険募集分野においても、保険契約者の承諾を得て電子的方法によっても書面交付と同等の説明が確保できる。	
保険業法第98条事務ガイドライン1-6-5	保険会社のその他付随業務については、法98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」と規定されており、事務ガイドラインにおいて、その範囲にあるかどうかの判断にあたっての観点に記載されている。	b		保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること。当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余力能力の活用を図ること、等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070035	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	5046	5046A006	1	(社)日本損害保険協会	6	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認めていただきたい。	保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。 [例] ・物流合理化を図るメーカー、商社等への物流業社の紹介 ・フリート契約者への車両管理アウトソーサーの紹介 ・株式公開希望企業へのベンチャーキャピタルの紹介	保険会社の顧客情報ネットワークの活用は、固有業務に付随するものであり、かつ、顧客サービスに資するとともに、経済活動の円滑化・活性化に資するものである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第98条事務ガイドライン1-6-5	保険会社のその他付随業務については、法98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」と規定されており、事務ガイドラインにおいて、その範囲にあるかどうかの判断にあたっての観点に記載されている。	b		保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること。当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を図ること、等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070035	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁【新規】	5053	5053A150	1	(社)日本経済団体連合会	150	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁【新規】	保険会社のその他付随業務として、ビジネスマッチング業務を行うことを認めるべきである。		保険会社が、営業を通じて得た企業の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用観点からも有効である。	保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務が認められていない。
保険業法第98条事務ガイドライン1-6-5	保険会社のその他付随業務については、法98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」と規定されており、事務ガイドラインにおいて、その範囲にあるかどうかの判断にあたっての観点に記載されている。	b		保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること。当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を図ること、等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070035	金融庁()	保険会社本体の業務範囲の見直し	5095	5095A003	2	損害保険労働組合連合会	3	保険会社本体の業務範囲の見直し	保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。 信託契約代理業務 資金貸し付け以外の銀行代理店業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理 ビジネスマッチング業務(その他付随業務)	保険商品に関連する信託業サービスの向上を図られる。 保険商品自体に加えて関連する金融業サービスを提供できることとなり顧客利便性の向上が図られる。 投信窓販を行う金融機関または、確定拠出年金制度上の運営管理機関等に対して、委託会社に代わって商品提供等の業務を行う。 保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。	保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係っており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。ついでに、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。	
保険業法第98条事務ガイドライン1-6-5	保険会社のその他付随業務については、法98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」と規定されており、事務ガイドラインにおいて、その範囲にあるかどうかの判断にあたっての観点に記載されている。	b		保険会社が行うビジネスマッチング業務が、保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他業務」に該当するかについては、他業禁止に留意し、保険業法第97条及び同法第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること。当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと。保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること。保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用を図ること、等の観点も踏まえ、検討を行う。		zA070035	金融庁	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	5097	5097A002	1	生命保険協会	2	保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁	保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務を行うことを認める。		・保険会社が、営業を通じて得た企業同士の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用観点からも有効である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ	d	—	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ		zA070036	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ	d	—	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ		zA070036	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各府省で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ	d	—	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。 なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ		zA070036	全省庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任負担行為担当官として任命するとともに、経費の使用予定額を支出負担行為限度額として示達し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官払としているところであり、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ	d	—	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされている。なお、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ		zA070036	全国省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化		公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
投資顧問業法第2条、投信法第3条、同施行令第3条	法律の目的が有価証券に係る投資顧問業の規制となっている。為替オペレー、セキュリティーズ・レンディングに係る指図並びに助言を投資顧問業務として行える旨法令上は明記されていない。	B		本法は有価証券に係る投資顧問業を営む者についての規制や投資者保護を目的としているところ。現行法においても、その他の資産について、他の法規制を踏まえながら公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を受けて業として運用することは可能であると考え、また、投資顧問業者が、本来の有価証券等に付随して行うヘッジ目的の外国為替取引やセキュリティーズ・レンディング等は可能であると考え、それらの業務が投資顧問業として行う業務の範囲内か等については個別に判断する必要がある、具体的な業務について行えるか否かについて投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考え、なお、投資顧問業者を含め、投資サービス業者(仮称)の業務範囲などについては、金融審議会第一部会の議論を踏まえた検討が行われているところ。		zA070037	金融庁	投資(助言)対象の拡大	5009	5009A001	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資(助言)対象の拡大	投資顧問業者の投資(助言)対象の拡大および行うことのできる取引の明確化			投資顧問業者が資産運用の専門家としての特長を十分発揮できるように、証券取引法上の有価証券以外にも、例えば投信法で規定される特定資産を投資対象として組入れることを可能として頂きたい。また、為替オペレー、セキュリティーズ・レンディング等の多様な取引・投資手法を自由に取扱えるようにして頂きたい。なお、金融審議会第一部会が5月27日に公表した中間整理(議論の叩き台)では、投資商品の定義として「可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきである。」とされているほか、業務範囲についても「外国為替取引について付随業務と位置付けることにより業務の自由度を高めることが適当である。」と提言されており、この議論の方向性に沿った規制緩和をお願いしたい。	
投資顧問業法第5条、第6条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	B		住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態を踏まえ検討する。		zA070038	金融庁	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止	5009	5009A002	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。		当要望については、平成15年に「他の登録業者の実態を踏まえたうえで検討する。」との回答が示されたが、依然として投資顧問業者の登録簿における役員又は重要な使用人の住所は公衆の縦覧に供されている。本年4月より個人情報保護に関する法律が全面施行され、個人情報の適正な取扱いを確保するため官民挙げて取り組んでいる現状を踏まえ、本件についても速やかな対応をご検討頂きたい。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法第8条、同施行規則第4条、同第27条	法第8条第1項において、登録事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出ることが規定されている。	C	-	登録時の変更については、登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものである。2週間あれば、相応の営業日確保することが可能と考えられることから、期限を延長することは適当ではないと考える。また、投資一任業務は登録を受けた投資顧問業者のみに認められる業務であり、認可に際して必要とされる届出事項は、投資家保護の観点から有効な審査を行うため必要不可欠なものとする。		zA070039	金融庁	投資顧問業者の登録・認可手続における規制の緩和	5009	5009A003	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	3	投資顧問業者の登録・認可手続における規制の緩和	投資顧問業者の登録および認可手続における重複規制や過剰規制を見直し頂きたい。		登録事項変更時の届出は2週間以内とされているが、大型連休時など実務上対応困難なケースもあり、「遅滞なく」届け出ることとして頂きたい。また、役員又は重要な使用人の届出は登録・認可の各手続で煩雑かつ重複していることから、届出事項を見直し簡素化して頂きたい。	
投資信託及び投資法人に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律	投資信託業と投資顧問業は別個の法律により規制が行われている。	b		投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、有価証券や不動産など幅広い資産で運用することがあらかじめ定められた集団投資スキームであるのに対し、投資一任は、個別の投資家との相対契約により運用方針等のニーズをきめ細かく把握して有価証券で運用を行う資産運用スキームであり、現在、このような両者の相違点を踏まえた別個の規制が行われている。両者は、投資家の資産を運用するという機能面で共通しており、また、業務を兼業している者が多いことを踏まえれば、各々の法律に基づく規制についても、可能な限り共通のルールを適用していくことが適当であることから、現在、金融審議会において進められている投資サービスにおける機能別・横断的な投資家保護の枠組みについての検討状況を踏まえ、今後検討を行う予定。		zA070040	金融庁	投信・投資顧問併営会社における規制の見直し	5009	5009A004	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	4	投信・投資顧問併営会社における規制の見直し	投信・投資顧問の併営会社における各々の法令に基づく(重複規制等)非効率な規制を見直し頂きたい。		投信・投資顧問の併営会社は現状60社を超えているが、各々の法令に基づく(二重の届出や、それぞれ細目が異なる届出が必要とされるなど)実務面で非効率である。具体的には、役員・重要使用人の(変更)届出手続において、同一の関係書類をそれぞれ提出することが必要とされているほか、営業報告書における貸借対照表、損益計算書の一部細目が異なることや、利害関係人の定義・届出有無が異なるなど、実務面における負荷は無視しえないものがあり、より効率的な規制体系に見直し頂きたい。	
投資顧問業法施行令第8条、第10条、投信法施行令第20条	投資顧問業者は、規則において業務方法書に利害関係人を記載する義務が課されている。	B		利害関係人の範囲については、投資者保護に留意しつつ、他業との整合性及び投資サービス法(仮称)の議論を踏まえ、所要の措置を講じる。		zA070041	金融庁	利害関係人の範囲の明瞭化	5009	5009A005	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	利害関係人の範囲の明瞭化	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、簡潔明瞭な規定として頂きたい。		利害関係人および密接な関係を有する者の範囲については、複雑かつ広範囲で、投信法施行令や証券取引法施行令における利害関係人(密接な関係を有する者)の定義と比較しても過重な規定であることから、投資顧問業者にとって業務遂行上過大な負荷となっており、当該規定の簡潔明瞭化をお願いしたい。なお、本件は「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月閣議決定)において、平成17年度に「所要の措置を講ずる」ことが明記されており、速やかな対応をお願いしたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法第10条、同施行令第4条	投資顧問業者の参入要件として、投資助言業者は主たる営業所に500万円、従たる営業所に250万円、認可投資顧問業者については追加として主たる営業所に2000万円、従たる営業所に1000万円営業保証金の供託が必要である。	C	—	投資顧問業者の資力・信用を確保し、かつ、営業から生ずる債務の支払いを担保することにより顧客を保護するため、投資顧問業者に営業保証金の供託を義務付けることは必要と考える。		zA070042	金融庁	投資顧問業者の営業保証金の見直し	5009	5009A006	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	投資顧問業者の営業保証金の見直し	投資顧問業者の参入要件である営業保証金制度を廃止頂くか緩和して頂きたい。		投資顧問業者の参入要件として、投資助言業者は主たる営業所に500万円、従たる営業所に250万円、認可投資顧問業者については追加として主たる営業所に2000万円、従たる営業所に1000万円営業保証金の供託が必要であるが、投資顧問業者は顧客資産の預託が禁じられていることから、当該規定は過剰と考える。また、証券会社がラップビジネスを展開する際、支店で業務の内容を説明・勧誘するための行為であれば営業所には該当しないとされているが、専業の認可投資顧問業者では同様の業務のみに携わっている支店についても営業保証金の供託が義務付けられており、イコールフットingの観点からも営業保証金制度の見直しが必要と考える。	
投資顧問業法第31条	公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を得たうえで兼業業務を営むことが可能。	B		認可投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専念することが求められており、当該業務は認可制とされ、その兼業については承認制となっており、この趣旨を踏まえれば、投資家保護の観点から、承認を受けて兼業を行うことが適当と考える。なお、投資サービス業者(仮称)の業務規制のあり方については、金融審議会第一部会の議論を踏まえた検討が行われているところ。		zA070043	金融庁	認可投資顧問業者の兼業制限規制の緩和	5009	5009A007	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	認可投資顧問業者の兼業制限規制の緩和	認可投資顧問業者の兼業を届出で行えるようにして頂きたい。		認可投資顧問業者が、投資一任業務以外の業務について兼業承認ではなく届出によって行えるようにすることで、迅速かつ効率的なビジネス展開に資するものと考えられる。なお、金融審議会第一部会が5月27日に公表した中間整理(議論の叩き台)においても、「業務の自由度を高める観点からは、届出による兼業業務についても、兼業の実態を踏まえつつ、幅広く規定することが適当」とされている。	
投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があり、包括的な同意は認められていない。	B		投資家保護の観点や他の法令における同種の規制との整合性に留意しつつ、一定の弊害防止措置を講じた上で、パッシブ・ファンド等恣意的裁量の入る余地がない場合におけるインターナル・クロス取引を行う場合については、「個別の取引ごとの顧客の同意」を得るとの要件について検討を行う。		zA070044	金融庁	インターナルクロス取引に関する規制の緩和	5009	5009A008	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	インターナルクロス取引に関する規制の緩和	パッシブ・ファンド間においてインターナルクロス取引を行う場合には、個別の取引毎に双方の顧客の事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。		認可投資顧問業者がインターナルクロス取引を行う際には、個別の取引毎に双方の顧客の同意が必要とされているが、パッシブ・ファンド間の取引等投資判断者の恣意的裁量が入る余地のないケースでは、インターナルクロス取引の効率的活用観点から、取引毎の個別事前同意を不要とするか、もしくは包括事前同意による取引を可能として頂きたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
投資顧問業法第16条	投資顧問業者は、契約を締結している顧客に対し、定期的に自己売買等の実績について記載した書面を交付することが義務付けられている。	B	I	投資顧問業法第16条は、利益相反行為のおそれが強い行為について顧客へ開示を義務づけているものである。証券業又は信託業務を兼営する投資顧問業者については、その業務上、頻繁にかつ大量の自己売買行為を行っているところであり、一定の要件を満たした上で、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないとして内閣総理大臣の承認を受けた場合に限り、その書面の交付義務を免除しているところであり、それ以外の投資顧問業者について当該規制を除外することについては投資者保護の観点から適当ではないと考える。なお、投資サービス業者(仮称)の業務規制のあり方については、投資サービス法(仮称)の議論の中で検討が行われているところ。		zA070045	金融庁	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	5009	5009A009	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	9	16条書面交付義務免除の承認規定の拡大適用	証券業または信託業務を営む投資顧問業者には、一定の条件の下で16条書面交付義務が免除されている。それ以外の投資顧問業者についても、イコールフットingの観点に加え、投資顧問業者の自己資本の増加・充実に伴い効率的な資産運用のニーズが高まっていることから、一定の要件を満たす場合には16条書面交付義務免除の適用を検討して頂きたい。なお、認可投資顧問業者については、16条書面交付が免除されたとしても、32条書面に規定される報告書交付が義務付けられており、投資者保護については支障のないものと考えられる。				
投資顧問業法施行規則第17条、第18条	顧客への契約締結前、締結時の交付書面において顧客に注意を促す事項につき「赤字、赤枠、8ポイント以上の文字の使用」が義務付けられている。	B		本規制については、他の法令との整合性に留意しつつ、投資者保護の観点を踏まえ検討を行う。		zA070046	金融庁	赤字・赤枠規制の廃止	5009	5009A010	1	社団法人 日本証券投資顧問業協会	10	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		投資一任契約において、「当該書面の内容を十分に読むべき旨」のみ赤字・赤枠で記載されることが必要とされているが、当該箇所にあえて赤字・赤枠規制を適用する意義は乏しいと考えられる。又、商品投資顧問業者や商品投資販売業者については、既に赤字・赤枠規制が課されていない現状に鑑み、当該規定は他法令との比較においても過剰規制であると考えられる。本件は「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月閣議決定)において、平成17年度に「検討を行う」ことが明記されており、速やかな対応をお願いしたい。		
資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	b		投資サービス法(仮称)については、現在金融審議会において審議を進め、関係法案を国会に提出するために作業を行なっているところである。投資サービス業者(仮称)による資産対応証券の募集等については、金融審議会における審議の内容を踏まえて上記法案提出までには所要の結論を明らかにする予定である。		zA070047	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5014	5014A001	1	社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人(オリジネーター)が自ら資産対応証券の募集等を行うか否かに係らず、現在検討されている投資サービス法の勧誘・販売行為の考え方を踏まえ、投資サービス業者が資産対応証券の募集等を行えるようにしてほしい。		資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。一般投資家への影響が低いと思われる「私募」の場合に限り、第二証券業的な位置付けとなる投資サービス業者が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等が出来るようになれば、事業の促進とコストの削減に繋がると考えられ、より一層投資家利益に資することとなる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b	1	現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っているところであり、信託法第58条の見直しについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題と挙げられて、法務省において具体的な調査審議を行っており、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて法務省においては上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると承知。		zA070048	金融庁	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	5014	5014A002	1	社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に對して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでない。制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。	
証券取引法第27条の23	上場株券等の保有者でその保有割合が100分の5を超えるものは、大量保有報告書を保有することとなった日から5日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	b		投資証券について大量保有報告制度を導入し、大量保有者の情報を開示することは、市場の公正性、透明性は確保される反面、新たに投資証券の大量保有者に報告義務を課すことになり、投資に係るコストを増大させるため、投資証券の流通性を阻害することが考えられることから、投資証券の発行者や保有者などの関係者から意見を聴取するとともに、金融審議会での導入の可否について、十分な検討が必要であり、今後の検討スケジュールについて示すことは困難。		zA070049	金融庁	大量保有報告制度の導入	5014	5014A005	1	社団法人不動産証券化協会	5	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度(5%ルール)を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない(証券取引法第27条の23)、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することが可能。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。制度の趣旨、目的(株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開する事により、市場の公正性、透明性を確保し、投資家保護を図る)からすると、まだ株券等と比較し流通数の低い投資証券において、大量保有報告制度(5%ルール)が投資家保護に資する真効度は高いと考えられる。	
保険業法第186条 同施行令第19条 同施行規則第116条	1996年4月より、日本国籍の船体保険は海外直接付保が自由化されたが、不稼働損失保険は現在も海外直接付保を行う際には許可を受けることが必要である。	c	-	船体保険の海外直接付保の許可制の撤廃は、ウルグアイ・ラウンド金融サービス交渉の議論等を踏まえ、我が国をはじめとする先進国が採択した「金融サービスに係る約束に関する了解」に基づいて例外的に措置されたものであるが、不稼働損失保険については各国間での議論が行われておらず、我が国のみで海外直接付保の許可制の撤廃の措置を講ずることは、保険契約者保護の観点から困難である。		zA070050	金融庁	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化	5022	5022A003	1	社団法人日本船主協会	3	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化	1996年4月より、日本籍船の船体保険は海外直接付保が自由化されたが、不稼働損失保険は海外直接付保が自由化されていない。このため不稼働損失保険についても海外付保を自由化する。		船体保険と不稼働損失保険を一体で付保する場合は、安いコストでの付保が可能であるが、不稼働損失保険については海外付保ができないため、船体保険の海外付保のメリットがほとんど生かされていない。このため日本籍船の不稼働損失についても、海外付保を自由化すべきである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託業法		e		グループ企業内信託においては、グループ企業内で知的財産を集中管理等する際に、特許侵害者に対する損害賠償請求等について、受託者を制限している信託業法上の規制はない。		zA070051	経済産業省 金融庁	グループ企業内信託における、知的財産活用に関する制度の見直し	5026	5026A005	1	社団法人日本産業機械工業会	5	グループ企業内信託における、知的財産活用に関する制度の見直し	信託業法が改正され、知的財産も信託の対象になったが、信託を用いたグループ企業の知的財産の集中管理・活用を円滑に行うことができるよう、関連諸制度を整備いただきたい。		グループ企業内で知的財産を集中管理・活用するには信託を用いた手法が有効であるが、特許侵害者に対する損害賠償請求や実施権の取得等を親会社等の受託者が行えない問題がある。グループ企業内信託で特許権を円滑に活用できるよう、特許法や信託業法の改正を講じていただきたい。	参考資料3:「決議」(平成17年5月19日 社団法人日本産業機械工業会 通常総会)2. 製造業の競争力強化対策(4) [p.2]
銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(-2-7-1(3))	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社が行うことができない。	b		銀行の子会社が行う投信法施行令第38条に規定する不動産等特定資産に係る投資に關し助言を行う業務を子会社の業務範囲に追加することについては、業務の特殊性、投資家保護の観点から、銀行業務との関連性、その必要性等について慎重に検討を行う必要がある。		zA070052	金融庁	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	5029	5029A005	1	都銀懇話会	5	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に關し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加		銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業務」の兼業も特段の問題はなく、また、「特定資産助言業務」を営む会社を銀行の子会社としても支障ないものと思われる。金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべき	
証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号、証券取引法第32条第1項、同条第2項、同内閣府令第12条第1項第7号、同内閣府令第12条第1項第8号	親会社が発行する有価証券について、その引受けが制限されている。証券会社の役員による親会社等又は子銀行等の役員員の兼業は不可。非公開情報の授受に係る顧客の同意確認は「書面による同意」が必要。親銀行等又は子銀行等との電子情報処理組織の共用は、当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等との間で「情報の伝達が行えないように措置されているもの」を除き不可。	b c d	(除く)	速やかに検討・結論 証券取引法第65条で金融機関による証券業務が原則として禁止されていることを踏まえて設けられている規定であり、措置困難。 顧客の非公開情報の重要性を踏まえると、非公開情報の授受に際し、顧客の書面による同意を要件とすることは適切なものと考えている。一方で、個人情報保護に関する法律が施行されたことや金融情勢の変化も踏まえて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第7号及び第8号に係る規定内容を再点検する。		zA070053	金融庁(要望中のについて)	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	5029	5029A006	1	都銀懇話会	6	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」を加える。証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることを解禁。非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。電子情報処理組織の共有に係る内閣府令の廃止		上場・登録株券は市場で株価が形成され、発行者には事業年度毎の有価証券報告書の作成が義務付けられることで、格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されている。本規制は、金融持株会社の活用等によりグループ経営を推進する際の人的資源の効率配分やグループ経営の枠組み構築の妨げになっている。本規制の趣旨は、インサイダー取引規制や金融機関の守秘義務、チャイニースウォールの設定等で対応可能。金融機関の自己責任を重視するとの観点から、過剰な規制は撤廃すべき	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、同第3条	前払式証券法では、購入者保護等の観点から発行者に対して、届出又は登録、発行保証金の供託等の義務を課している。	c	-	前払式証券の発行を行う銀行等を前払式証券法の適用除外とすれば、他の発行者との間で競争条件の上での不平等な取扱いを行うこととなり、基本的には、イコールフットリングを維持すべきであると考えます。 また、銀行等が発行する前払式証券について、前払式証券規制法の適用除外とすることは、前受金の保全措置が講じられないおそれがあり、このような状態では、購入者等の利益の保護の観点からも適用除外は困難である。		zA070054	金融庁	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	5029	5029A009	1	都銀懇話会	9	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネー(オンラインデビットにおける電子カードを含む)につき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする		プリカ法の立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の「業務」として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対してプリカ法を適用する必要性は乏しく、適用除外とすべきである	
商法第306条、租税特別措置法第41条の12	普通銀行の社債は、商法に基づいて発行されるものであり、長期信用銀行が発行する金融再について認められている売出发行が認められていない。	b		普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、引き続き検討を行う。		zA070055	金融庁	銀行社債の商品性改善	5029	5029A011	1	都銀懇話会	11	銀行社債の商品性改善	銀行社債の商品性の改善(売出发行を認める、割引発行を可能とするための税制優遇に係る規定の整備)		平成11年10月1日に普通銀行による普通社債の発行が解禁されたが、長信銀等が発行する金融債と普通社債との間で商品性の違いが存在し、店頭で発行代り金と引き換えに、即、券面が受け取れるという利用者利便の観点から、普通社債について売出发行を認めるなど商品性の改善が望まれる。これは、個人金融資産の運用多様化にも資する	
民法	当事者が譲渡禁止の意思表示をした場合、指名債権の譲渡は禁止される。	-		譲受人が信託業者等の一定の免許事業者の場合に譲渡禁止特約の対外効を制限する旨の特例を設けるかどうかについては、譲渡禁止特約によって保護されるべき原債権者の利益を不当に害することがないかどうか等について、特に慎重に判断していく必要があるものである。		zA070056	法務省 金融庁	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	5029	5029A012	1	都銀懇話会	12	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、特定目的会社及び「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除外)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限する		譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、民法第466条第2項の目的は十分達成できる。現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債権者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約つき債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託法第1条	自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」といふ。信託法第1条において、信託とは「他人をして、財産の管理・処分を任せる行為である」と定義している。資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。	b	1	特定目的会社を用いた資産の流動化における信託宣言の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合にのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託のみ単独で特別措置を設けることは困難。法務省において、平成17年度中に信託法の全面的改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていることと承知しており、信託宣言の制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。		zA070057	金融庁 法務省	資産流動化に際しての信託宣言の許容	5029	5029A013	1	都銀懇話会	13	資産流動化に際しての信託宣言の許容	信託法第1条に第2項を新設し、「別途法律に定めのある場合においては自己を一定の目的に従い財産の管理又は処分を為さしむることを得」と規定する		貸出債権等の流動化における債務者の抵抗感の払拭により、貸出債権等の流動化の促進が期待でき、金融市場の活性化に資する	
貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業規制法第17条、第18条、第20条から第22条まで、第42条及び第24条第1項の規定は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を旨として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		zA070058	金融庁	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(1)	5029	5029A014	1	都銀懇話会	14	貸金業規正法に基づく書面交付義務に係る規制緩和(1)	兼営認可を受けた金融機関等が債権流動化を目的として譲受人になるなど、債務者保護に適切な配慮がなされている場合、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合、において、貸金業者の貸金債権譲渡契約における債権譲受人の債務者に対する通知義務を不要とする扱い		本規制は、債務者の周知しないところで不良業者等に債権が譲渡されるリスクから債務者を保護するためのものであり、その趣旨は首肯できるものであるが、一方で、債権譲受人にとって手続が煩雑であることから、多大な人的負荷・システム負荷がかかっている。貸出債権の流動化を行う際の大きな障害となっている。貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要	
銀行法第16条の3、銀行法施行規則第17条の6	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数)を超える議決権を取得し、又は保有してはならないとしている。例外として、保有する優先株の普通株への転換について、銀行による請求を除いて普通株転換後の議決権の保有が認められることとなっている。	b		企業再生を目的とする優先株の普通株への転換については、議決権取得制限の趣旨を踏まえ、検討を行う。		zA070059	金融庁	銀行による優先株の保有規制の緩和	5029	5029A016	1	都銀懇話会	16	銀行による優先株の保有規制の緩和	銀行法、独禁法上の5%ルールの特例として規定されている、「優先株の普通株への転換」について、「銀行による請求による場合」も、銀行が「転換後の処分計画」を策定し、それについて事前の承認・認可を受けた場合は、計画期間中の一定の議決権保有比率までの保有を可能とする		銀行の保有する優先株のExitの1つとして、転換可能期間中に普通株に転換して、市場売却等を行うことが考えられる。この時に、銀行の請求により普通株に転換しようとしても、現行規制では5%を超えて普通株への転換ができない。その結果、優先株のExitに関する機動的な運営が難しくなり、優先株を活用した事業再生への制約となる可能性もある。転換された株式は、銀行として処分方針の株式であり、事業支配や一定の取引分野の競争制限を行う意図はないのは明らかであることから、売却まで一時的に保有することの実質的な問題は無いと考えられる	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第32条第5項、第6項、証券取引法施行令第15条の2、第15条の4第1項、第2項、証券会社に関する内閣府令第16条第3項、第19条第3項	証券取引法における「子法人等」の範囲は、当該証券会社が密接な関係を有する一定の者と合算したときに、議決権を過半数保有又は役員を過半数占有しているかどうかにより決められるのに対し、財務諸表等規則における「子会社」は、いわゆる支配力基準により、財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配しているかどうかにより、その範囲が決められる。	b c	-	証券取引法における子法人等と他法令における子会社などの定義の相違については、それぞれの規制の趣旨を踏まえて検討し、平成17年度を目途に結論を得る。 証券取引法施行令第15条の4第1項第1号における「主要株主」については、証券会社と銀行の業務内容が異なることから、規制の適用範囲を完全に一致させることは困難。		zA070060	金融庁	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	5029	5029A022	1	都銀懇話会	22	証券取引法等における「子法人等」等の定義の改正	証券取引法における「親法人等」「子法人等」の定義を、財務諸表等規則、銀行法等における「親会社」「子会社」の定義と同一にする。主要株主の定義を銀行法の定義と同一にする		証券取引法と銀行法上の「親法人等」あるいは「子法人等」の定義、また「主要株主」の定義が異なることにより、金融機関の管理並びに届出事務が大きな負担となっている。また、証券会社に関する内閣府令第33条第1号により、証券会社は「関係会社(親法人等、子法人等)」に関する報告書を毎営業年度経過後4か月以内に金融庁長官等に提出しなければならないが、その事務負担も大きなものとなっている	
証券取引法第64条の6第3号	証券会社や登録金融機関は、取引の勧誘等を行う役員及び使用人について外務員登録を行うこととなっている。	b	-	証券業協会における外務員登録手続きの改善に係る検討の動向も確認しつつ、必要あれば制度の見直しも含め検討する。		zA070061	金融庁	証券外務員登録の簡素化	5029	5029A023	1	都銀懇話会	23	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)		金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係らず証券業務に従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである	
銀行法第53条、銀行法施行規則第35条	銀行の子会社、関連会社の設立等については届出を行う必要があるが、当該会社が銀行持株会社の子会社、関連会社にも該当する場合には、銀行と銀行持株会社がそれぞれ届出を行う。	b	-	事務の簡素化の観点から運用面の見直しを検討し、平成17年度中に結論を得る。		zA070062	金融庁	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	5029	5029A024	1	都銀懇話会	24	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化	銀行持株会社及び銀行による届出手続きの簡素化		子会社・関連会社の設立等の事由に対して、銀行持株会社と銀行が各々届出を行うのは、二重作業が多く非効率で、実務的な負担が大きい。届出手続きについては原則一本化を図るべきである	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信用金庫法第54条第1項	信用金庫法54条1項本文において、「信用金庫連合会は、会員のために次に掲げる業務を行うことができる。」と規定し、同項3号において「為替取引」と規定されている。	b		信用金庫連合会の為替業務については、会員のために行うものについては、直接・間接を問うものではなく、必ずしも取引対象を会員に限定するものではないが、当該規制のあり方については検討を行う。		zA070063	金融庁	信用金庫連合会の為替取引に係る制限の撤廃	5032	5032A001	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	信用金庫連合会の為替取引に係る制限の撤廃	信用金庫連合会の為替取引に係る制限の撤廃	信用金庫連合会が行う為替取引について、「会員のためにする」という制限を撤廃する。	為替取引は、その性質上、取引対象を制限することにはなじまない業務であり、信用金庫連合会以外の金融機関についてはすべて制限が元来存在しないか、過去において制限が撤廃されている。	新規
信用金庫法第54条の15第7項、信用金庫法施行規則第10条の12	認可対象会社の営業報告書を総会へ提出しなければならない。	b		協同組織としての特性を踏まえ、協同組織金融機関の会員に対し、当該協同組織金融機関の認可対象会社の業務状況を周知し、意思反映の機会を確保する必要があることから、認可対象会社の営業報告書の総会への提出を廃止することは慎重に検討する必要がある。また、報告事項の簡素化については、その趣旨を踏まえ検討する必要がある。		zA070064	金融庁	認可対象子会社の営業報告書の総会への提出の廃止	5032	5032A002	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	認可対象子会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象子会社の営業報告書の総会への提出の廃止	認可対象子会社の営業報告書を総会に提出することを不要とし、または営業報告書の提出に代えてその要約を提出すれば足りることとする。	営業報告書は、子会社の状況に関する事項を記載した大部の書類であり、その内容は詳細にすぎるため、親法人である金庫の会員にはかえって分かりにくいものとなっている。	新規
信用金庫法上に定めがない。	信用金庫法上に定めがない。	b		協同組織金融機関は会員からの自己資本出資が原則であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策的支援措置が講じられていることなどに留意しつつ、そのニーズも踏まえ慎重に検討する必要がある。		zA070065	金融庁	劣後債の発行	5032	5032A003	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	3	劣後債の発行	(信用金庫法による規制の撤廃)自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。	劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、劣後債の発行について法整備を図る。劣後債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。	信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類となっているが、このうち劣後ローンについては、資金の出し手である投資家が流通性の点から投資に難色を示す傾向が高まってきている。また、現行のBIS規制のみならず、2006年度末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策がより柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信金法第16条、第21条、第51条、第52条、	会員の脱退(自由脱退)に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分(会員等への譲渡)しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の償却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の償却の必要性等について慎重な検討が必要である。		zA070066	金融庁	普通出資の消却	5032	5032A004	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	4	普通出資の消却	(信用金庫法による規制の撤廃)普通出資の消却制度は、協同組織の互恵互助の機能をより高めしていくものである。	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされているが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には、会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もあろう選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1億の自益権を有していることから、剰余金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなるので、早急に手当てをしていただきたい。	継続
信金法第57条、	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員は中小零細企業者などであり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要である。		zA070067	金融庁	出資による配当の導入	5032	5032A005	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	出資による配当の導入	(信用金庫法の規制の緩和)現金配当のほか、出資による配当も選択できるようにする。	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。	信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	継続
信金法第17条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」など、法定脱退自由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思に関わりなく法律上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		zA070068	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	5032	5032A006	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	会員の法定脱退事由の拡大	(信用金庫法の規制の緩和)協同組織の原点である「会員による自治」を活かした枠組みとする。	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明債権者」会員などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法制を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。	b		単元株と同様の優先出資の制度を協同組織金融機関に導入することについては、優先出資の分割方法の多様化の必要性など実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		zA070069	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	5032	5032A007	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。	協同組織金融機関の発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。なお、会社法改正の現代化のための商法改正により、端株制度が廃止され、単元株制度に一本化された場合には、優先出資について単元株に相当する制度の創設を検討すべきである。	継続
協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条、第8条	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。協同組織金融機関は、払込期日の2週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b		商法と同様の制度を優先出資に関して導入することについては、発行手続きの短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		zA070070	金融庁	商法第280条ノ2第5項および同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	5032	5032A008	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	商法第280条ノ2第5項および同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	(優先出資法の規制の緩和)右記同様	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等を定める必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込までの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項および公告・通知事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合には、具体的な発行価額まで決定・公告等を定める必要はなく、その決定の方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込までの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができる。現在行われている公募増資の実務では、ブックビルディング方式により発行価額を決定する旨を定める方法で短縮した発行スケジュールを採用することが一般的になっている。	継続
協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、新優先出資予約権の発行が認められていない。	b		株式会社の新株予約権は、ストックオプションの付与、新株予約権付社債の発行により会社の資金調達手段を多様化する等の観点から導入されたものである。協同組織金融機関の優先出資は、協同組織性を踏まえつつ普通出資を補充するものとして導入された制度であることから、新たに優先出資予約権の制度を導入することは、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		zA070071	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	5032	5032A009	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	(優先出資法の規制の撤廃)右記同様	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。	株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができ。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信金法施行規則第16条の2第1項第2号	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。 なお、国民生活金融公庫等の公的金融機関の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第16条の2により大口信用供与規制の対象から除外されている。 (注)大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。(信用金庫法施行規則第16条の2)	c		大口信用供与規制は、信用金庫の大口信用集中による危険を防止し、資産内容の健全性維持を図る趣旨であり、その緩和は措置困難である。 なお、政府系金融機関の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているものの、これらの機関が中小企業金融の円滑化等にかかる国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点からの特例措置であり、同列に論ずることはできない。		zA070072	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5032	5032A011	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	(信用金庫法の規制の緩和)信金中央金庫代理貸付制度における信用金庫の債務保証分を大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。	信金中央金庫は金庫の親金融機関といった性格を有し、その安全性は個別の信用金庫とは比較できないくらい安定している。信金中央金庫代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度であり、この仕組みは、信金中央金と信用金庫とによる二重の審査及び期中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	継続
信金法第53条第2項、信金法施行令第8条、告示	員外貸出先として認められている者は次のとおりである。 ・預金担保貸付 ・卒業生金融 ・小口貸付 ・地方公共団体への貸付け ・雇用・能力開発機構等への貸付け ・地方住宅供給公社等への貸付け ・金融機関への貸付け	b		PFI事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、先手事業者は公共性の高い事業を営むものと言える。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められる一方、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		zA070073	金融庁	員外貸出先の拡充	5032	5032A013	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	員外貸出先の拡充	(信用金庫法の規制の緩和)地公体事業に準ずるPFI事業に係る貸出を員外貸出として認める。	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。	民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(いわゆる「PFI法」)」が制定された。このように、PFI法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するという地域密着型金融の推進に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社に準じた扱いとする。	継続
信金法第23条第2項	定款において、主たる事務所だけでなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載が要求される。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取り扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		zA070074	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	5032	5032A014	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	定款への従たる事務所の記載の廃止	(信用金庫法の規制の撤廃)定款の絶対的記載事項を見直す。	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対必要記載事項とする。	事務所を定款の絶対的記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることによる弊害が生じてきている。また、絶対的記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズに沿った経営ができるものと考えられる。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信金法第53条第9項、第11項、信用金庫法施行規則第8条の3	信用金庫が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合には、信用金庫法第53条第6項に基づき業務内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。 (注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		業務内容方法書及びその認可制度については、廃止する方向で具体的な検討を行う。		zA070075	金融庁	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	5032	5032A016	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止		信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするとき、当該業務の内容及び方法を記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することは不要とする。	信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行うとするときは、信用金庫法上の認可のほか、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており(認可又は変更届出もあり)、証券取引法に記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することから、信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	継続
証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法においては株券を対象とする株価指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討が必要であり、現状、株価指数が適当とされていることによるものである。 わが国の代表的な株価指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株価先物(東証一部上場普通株式のうち275銘柄を対象とする。)及び東京証券取引所のTOPIX先物(東証一部上場の普通株式の全銘柄を対象とする。)がある。 (注)協同組織金融機関の優先出資証券は、平成5年に制定された「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき発行され、平成12年12月に信金中央金庫1銘柄が東証一部市場に上場されている。	a		現在、有価証券市場において取引されている株価指数先物取引は、現物株券の銘柄数、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株式を対象としているが、優先株式は含まれていない。また、海外の主要な取引所においても、先物取引の対象となる株価指数に株券以外の種類の有価証券を含めている事例は認められていない。 協同組織金融機関の優先出資証券は、株券とは有価証券の種類が異なることから、先物取引の対象となる株価指数に含めることが適当かどうかについては、株券との性質の相違点、取引の実態、流動性等の検討が必要である。 しかし、協同組織金融機関の自己資本の充実のために発行されるものである点は株式会社における株式と同様であるため、関係法令の改正を検討することとしたい。		zA070076	金融庁	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	5032	5032A017	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	右記同様	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。	投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	継続
信金法第31条、信金法施行規則第4条	信用金庫は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	c		業務方法書は、信用金庫が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものである。協同組織金融機関の個別の業務実態を把握する上で、監督上不可欠なものであることから措置困難である。		zA070077	金融庁	業務方法書の廃止	5032	5032A023	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	業務方法書の廃止	(信金法の規制の撤廃)信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。	継続

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信金法第33条	金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。	b		一般職員の兼業・兼職規制については、廃止する方向で具体的な検討を行う。		zA070078	金融庁	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	5032	5032A028	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	(信金法の規制の撤廃)一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。	信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼職・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	継続
証券取引法施行令第20条第3項 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号 証券取引所規則	安定操作取引に関し、証券取引法施行令第20条第3項において、安定操作取引を行うことができる者が定められている。また、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号において、証券会社が安定操作取引を行うことができる者から安定操作取引以外の取引の受託等を行うことを禁止している。証券会社は安定操作取引を行うことができる者を把握する必要があるため発行会社から取引所規則に基づき「安定操作人リスト」の提出を受けている。	b		安定操作取引の実態調査を行い、必要な場合には、安定操作取引を行うことができる者の範囲を見直すことなどを検討する。		zA070079	金融庁	「株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止」	5034	5034A009	1	(社)関西経済連合会	9	「株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止」	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して提出することとなっている「安定操作人リスト」の提出について、証券会社以外に安定操作人を取らない場合は、子会社、関係会社及びその役員等のリストの提出を求めないこととしていただきたい。		株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して「安定操作人リスト」の提出が必要とされている。密接な関係にある会社とその役員は安定操作取引が可能となっているため、実際にはそれらを安定操作人として予定していない場合においても、実務上は発行会社の全ての子会社、関係会社及びその役員等のリストを作成しなければならないこととされている。そのため、海外まで含めて膨大な人名リストの作成が必要となり、募集までの限られた時間内で膨大な作業負担となっている。しかし一方で、安定操作取引自体を子会社、関係会社及びその役員を通じて実施することは極めてまれなこととなり、幹事証券会社を通して安定操作取引を行うことが通例となっている。また、提出されたリストに掲げられた全てのものの取引について、証券会社、証券取引所が現実的に監視を行っているとも思われず、現代において意味を持たなくなった実務であることが明らかであり、当然に廃止するか、少なくとも実際に安定操作を予定しているものみに限定したリスト作成を要求されるべきである。	
協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(大蔵省告示第192号 平9.7.31)第4条、第11条	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、連結自己資本比率の場合は第1条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625パーセントとされ、限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625パーセントとされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引き上げることが困難。		zA070080	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	5040	5040A001	1	社団法人全国信用組合中央協会	1	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和すること。		貸倒引当金の計上は国内基準、国際統一基準にかかわらず企業会計に基づき計上することとされ、また金融検査マニュアルの償却・引当基準が厳格化されたことにより、貸倒引当金が従来より増加している。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
協同組合による金融事業に関する法律(協金法)第2条第3項	協金法第2条第3項においては、信用組合の自己資本の額(出資の額及び準備金)は、外部負債の3%以上でなければならないことが規定されている。	b		協同組合による金融事業に関する法律第2条第3項に基づく「自己資本比率規制」については、廃止する方向で具体的な検討を行う。		zA070081	金融庁	協金法第2条第3項に基づく「自己資本比率規制」の廃止	5040	5040A002	1	社団法人全国信用組合中央協会	2	協金法第2条第3項に基づく「自己資本比率規制」の廃止	金融機関の健全性の確保の観点から、金融機関には資産に対する自己資本の額が4%以上(国際基準を採用する金融機関は8%以上)とする統一された「自己資本比率規制」がある。取って二重に規制する必要性はないため、これを廃止すること。		信用組合の場合、協金法第6条第1項による銀行法第14条の2の準用により「自己資本比率規制」が適用され、また、この「自己資本比率」は他の金融機関と同様、ディスクロージャー誌に掲載し、広く預金者等に周知することが法律で義務付けられている。一方、「自己資本比率規制」は、信用組合にのみ規定されているが、その目的は信用組合の健全性の確保にあるとされ、「自己資本比率規制」と同じであり、二重の規制となっている。	
中小企業等協同組合法第61条	信用組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。	b		中小企業等協同組合法における脱退会員・組合員の持分の取り扱い、協同組織金融機関としての性格の相違等を前提に定められており、単に持分の取扱いのみならず組織や業務内容等のあり方にも関係する問題であることを踏まえ慎重な検討が必要である		zA070082	金融庁	脱退組合員の出資持分の一時取得について	5040	5040A003	1	社団法人全国信用組合中央協会	3	脱退組合員の出資持分の一時取得について	信用組合においても組合員の脱退(自由脱退)に際し、当該組合員の出資金を譲り受ける者がいない場合、信用金庫と同様に、一時的にその出資金を譲り受けることができるようにすること。		組合員の出資金を信用組合が取得することは、脱退者の一時取得を含め、中小企業等協同組合法第61条により禁止されている。信用金庫においても、持分の取得は原則禁止されているが、自由脱退の場合に限り、定款で定める範囲内で、一時取得が認められている。	
協金法第5条の4第1項、第7項	理事は事業(業務)報告書を通常総(代)会に提出し、その承認を求めなければならない。	a		「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(2005年6月29日成立)より事業報告書の報告制を導入したところ。		zA070083	金融庁	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	5040	5040A004	1	社団法人全国信用組合中央協会	4	事業報告書の総(代)会承認制の廃止	商法上の株式会社と同様に、事業報告書の総(代)会承認を不要とし、報告事項とすること。(商法第281条では、営業報告書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されており、さらに第283条において総会に報告することが定められている)		事業報告書は、商法上の会社の営業報告書と同様に信用組合の事業運営に関する事実を記載するものであり、承認を要するものではない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
協金法第5条の4第1項、第7項	理事は附属明細書を通常総(代)会に提出し、その内容を報告しなければならない。	b		株式会社では、総会の召集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること、貸借対照表又はその要旨を公告することとされているが、協同組織金融機関にはこのような規定がなく、これに代わるものとして附属明細書を通常総会へ報告することとなっている。なお、本制度は平成13年の銀行法等の改正により総代会での承認から報告に緩和されたところであり、さらなる緩和の可能性について、会員の権利保護の観点から検討が必要である。		zA070084	金融庁	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	5040	5040A005	1	社団法人全国信用組合中央協会	5	附属明細書の総(代)会への報告の廃止	商法上の株式会社と同様に、附属明細書の総(代)会への報告を不要とすること。		商法第281条では、附属明細書を作成し取締役会の承認を受けることが規定されているが、同第283条では総会報告事項として定められていない。	
中企法第33条	定款において、主たる事務所だけではなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載が要求される。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取り扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		zA070085	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	5040	5040A006	1	社団法人全国信用組合中央協会	6	定款への従たる事務所の記載の廃止	商法第166条第1項第8号と同様に主たる事務所のみ記載とすること。		中企法第33条では、事務所の所在地について定款の絶対必要事項として規定されているが、商法第166条第1項第8号では主たる事務所のみ記載とされている。	
協金法施行規則第8条、第16条第1項第7号、第16条第4項	信用組合は、その事務所(代理店の事務所を含む)の所在地又は設置場所の特殊事情により、午前9時から午後3時と異なる業務取扱時間とする必要がある場合(午前9時から午後3時が確保されている場合を除く)、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b		業務取扱時間は協金法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することは届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえ、今後検討を行うこととする。		zA070086	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	5040	5040A008	1	社団法人全国信用組合中央協会	8	業務取扱時間変更届出の簡素化	インスタブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間変更届出については、届出不要、もしくはは半期ごとの一括届出の対象とすること。		インスタブランチなど出店先の営業時間の変更に伴う業務取扱時間の変更に対応できるようにするため。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
協金法第3条第1項第8号	信用組合は、内閣総理大臣の設立の認可を受けようとするときは、申請書に業務方法書を添付して提出しなければならない。 業務の種類又は方法を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	c		業務方法書は、信用組合が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものである。協同組織金融機関の個別の業務実態を把握する上で、監督上不可欠なものであることから措置困難である。		zA070087	金融庁	業務方法書の廃止	5040	5040A009	1	社団法人全国信用組合中央協会	9	業務方法書の廃止	業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状において、業務方法書を廃止する必要性は乏しいため、これを廃止すること。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられた制度である。金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、事前調整型から事後監視型に移行した現状において、業務方法書を廃止する必要性は乏しいため、これを廃止すること。	
中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法施行令第8条	全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、中小企業等協同組合法施行令において規定されているが、他の協同組織金融機関の連合会である信金中央金庫及び全国労働金庫連合会は、それぞれの根拠法令である信用金庫法施行令及び労働金庫法施行令では規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	b		信用協同組合連合会は、他の協同組織金融機関である信用金庫や労働金庫のように当該金庫を会員として組織する連合会という形態をとっておらず、会員たる組合の種類に如何に関わらず、連合会自体の事業として金融事業のみを行う連合会という法的枠組みとなっており、立法の経緯や他の協同組織連合会への影響等に留意しつつ、慎重な検討が必要である。		zA070088	金融庁	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかか る規定の変更	5040	5040A012	1	社団法人全国信用組合中央協会	12	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度にかか る規定の変更	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付限度の定めを根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。		全国信用協同組合連合会における会員以外の者に対する貸付限度は、根拠法である中小企業等協同組合法において規定されているものの、他の系統中央金融機関である信金中央金庫および労働金庫連合会は、それぞれの根拠法である信用金庫法、労働金庫法に規定されておらず、「業務方法書」の「業務の方法」にそれぞれの経営実態等に照らし合わせて定めている。	
中小企業等協同組合法第9条の9、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令1条の2	全国信用協同組合連合会の会員の ために行う債務の保証は認められて いるが、会員以外の者に対する債務の保証は認められていない。	b		全国信用協同組合連合会の会員以外のものに対する債務保証又は手形の引受けの取り扱いについては、全国信用組合連合会の経営の健全性や当該業務に対するニーズ他の協同組織金融機関連合会の業務の横並びのなどを把握しながら慎重な検討を行う。		zA070089	金融庁	全国信用協同組合連合会の会員 以外の者に対する債務保証又は手 形の引受けの取扱い	5040	5040A013	1	社団法人全国信用組合中央協会	13	全国信用協同組合連合会の会員 以外の者に対する債務保証又は手 形の引受けの取扱い	全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する債務保証又は手形の引受けの定めを「中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令」の規定に追加する。		中小企業等協同組合法において、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付、手形の割引については、会員に対する資金の貸付等を妨げない限度において行わなければならない。また、これを行う場合、当局の認可が必要であり、全国信用協同組合連合会の会員以外の者に対する貸付先は、国、公共法人、公益法人、証券取引所に上場されている株式会社などが認可されている。債務の保証、手形の引受けは、会員のためやその他内閣府令(国民生活金融公庫等の業務の代理として行う債務の保証、外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け、子会社に対する債務の保証又は手形の引受け)で定められているものの、会員である信用協同組合の組合員のためにする債務の保証又は手形の引受けで定められているものの、会員以外の者に対する貸付として認められている先への債務の保証又は手形の引受けは認められていない。これに対して、他の系統中央機関である信金中央金庫においては、会員以外の者に対する貸付として認められている先に対しても債務保証等が可能となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第277条、同規則第214条、事務ガイドライン2-3	生命保険募集人登録において、申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類を登録申請書に添付することとされている。	c		募集人の生年月日及び本人の存否の確認を行うため、住民票の抄本又はこれに代わる書類を登録申請書に添付することを不要とすることは困難である。なお、原本の提出が困難な運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)等については、その写し(コピー)の提出で可としているところ。		zA070090	金融庁	生命保険募集人登録の簡素化	5040	5040A014	1	社団法人全国信用組合中央協会	14	生命保険募集人登録の簡素化	生命保険募集人登録に際して、登録申請者の住民票又はこれに代わる書類の提出を不要とすること。		登録対象者、登録金融機関双方にとって事務負担が大きいため。	
中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号、第9条の7の2	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約については、信用組合の窓口で募集の取扱いをすることはできない。	c		事業協同組合が行う共済事業については、原則会員に対し行うものであり、会員以外の第三者に共済商品の募集行為は認められていないことから、そもそも募集することができない商品に対し、信用組合の窓口で共済商品を取り扱うことはできない。		zA070091	金融庁	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱うことについて	5040	5040A016	1	社団法人全国信用組合中央協会	16	中小企業等協同組合法を設立根拠とする組合が行う共済商品を信用組合の窓口で取扱うことについて	中小企業等協同組合法第9条の2第1項3号の規定等に基づき、協同組合等が行う共済契約については、信用組合の窓口で募集の取扱いができるようにすること。		火災共済協同組合が行う火災共済や協同組合等が行う生命共済等の共済事業において、これと類似する保険が、保険業法により信用組合において販売できるにも拘らず、信用組合が火災共済、生命共済等共済商品を窓口で取扱うことができないため。	
協金法第3条第1項第4号、第3条第2項	信用組合が証券取引法第65条の2に定める証券業務を行うとする場合は、協金法第3条第2項に基づき業務の内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。また、当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも同様とされている。(注)証券取引法においては、平成10年6月に上記業務は認可制から登録制に変更となった。	b		業務内容方法書及びその認可制度については、廃止する方向で具体的な検討を行う。		zA070092	金融庁	協金法に基づく業務内容方法書の廃止	5040	5040A017	1	社団法人全国信用組合中央協会	17	協金法に基づく業務内容方法書の廃止	協金法上の業務内容方法書を独立させて存在させる必要は乏しいので、これを廃止すること。		証券業務に関する業務内容方法書には、協金法に基づく業務内容方法書と証取法に基づく業務内容方法書の2種類があり、前者の内容は後者の内容に包含されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
確定拠出年金法	運営管理機関は、登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に主務大臣に届け出なければならない。	○		運営管理機関の登録申請手続(添付書類)・登録事項(非常勤役員)の簡素化及び変更届出期間の延長については、適正な運営の監督及び加入者保護を担保する観点から認められない。		zA070093	厚生労働省 総務省	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	5040	5040A021	1	社団法人全国信用組合中央協会	21	運営管理機関登録に係る変更届提出対象事項の緩和	軽微な変更事項については、年1回等の変更届出書提出とする。		変更届出書提出対象事項の変更有無の管理事務負担が大きいため、企業または加入者等の運営管理機関の選定等に及ぼす影響が少なく認められる事項(非常勤役員の変更、資本金額の小額変更等)については、加入者保護の観点からも、変更の都度届け出る必要性は低いと考えられるため。	
保険業法第97条の2第1項 同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	○		IAISにおいて資産運用に関する法的規制が求められていること等に対応するためには資産別運用比率規制が必要かつ有効であると考えられ、ご要望に対応することは困難である。なお、当該資産別運用比率規制については、既に必要に応じその規制の見直しを行ったところ(平成15年内閣府令第62号、同年6月8日施行)。		zA070094	金融庁	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	5046	5046A005	1	(社)日本損害保険協会	5	保険会社による資産別運用比率規制の撤廃	保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)を撤廃する。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 当局への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上はオフサイト・モニタリングが導入・強化されており、同規制の代替が図られていることから、撤廃しても問題ないと考えられる。 なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高いオフサイト・モニタリングという制度によって同原則の趣旨は満たされていると考えられ、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。	
業法第98条第1項1号、2項 施行規則51条第3号	保険会社は、その付随業務として、資金の貸付の代理又は事務の代行などの、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)をすることができるが、その際内閣総理大臣の認可を要する。	○		保険会社が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に実行することを確保するため他の金融業を行う者の業務代理等が事前認可制とされている趣旨に鑑み、対応することは困難である。		zA070095	金融庁	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	5046	5046A007	1	(社)日本損害保険協会	7	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。 銀行とのイコールフットINGが図られる。	・同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く。 ・認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある(協調融資については、包括認可となっており、既に認可を取得しているため個別認可は不要となっているが、今後、個別の融資の代理代行や融資のアレンジャー業務等を行うケースも想定され、その場合は機動性が失われることになる)。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第166条、第167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	証券取引法第166条、第167条によりインサイダー取引規制が課されており、その適用除外行為を会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条で定めている。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070096	金融庁	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	5053	5053A057	1	(社)日本経済団体連合会	57	確定拠出年金における自社株ファンドのインサイダー規制の適用除外	確定拠出年金制度において、自社株のみを投資対象とするファンドを運用商品として選択し、それが一定の計画に従い継続的に行われる場合は、証券取引法第166条第6項第8号及び同第167条第5項第8号に該当するものとして、いわゆるインサイダー規制の適用除外とすべきである。『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各府からの再回答について、(2005年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)によれば、インサイダー規制のあり方を金融審議会での審議の中で検討を行うとのことであり、当要望について早期に議論を開始すべきである。		確定拠出年金制度を採用している企業においては、自社株ファンドを運用商品の選択に加えたいという要望がある。しかし現行では、持ち株会や株式累積投資においてインサイダー規制の適用除外になっているものが、確定拠出年金制度を利用すると適用除外の対象になっていない。インサイダー規制の適用除外が明確となれば、証券市場の活性化にも資するものと予想される。	確定拠出年金制度において自社株のみを投資対象とするファンドを定期的に購入する場合、インサイダー規制の適用除外になっていない。
投資信託及び投資法人に関する法律	投資信託及び投資法人に関する法律には、投資信託の統合手続きに関する規定はない。	b		投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、検討を開始する。		zA070097	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設(新規)	5053	5053A137	1	(社)日本経済団体連合会	137	投資信託及び投資法人に関する法律における投資信託の統合を可能とするための規定の新設(新規)	投資信託の統合について、早期に検討を開始し、具体的な手続き規定を整備すべきである。その際、被統合信託財産から統合信託財産への出資については、金銭に加え保有有価証券によることも可能とするよう、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条を改正すべきである。		投資信託設定後の環境変化により投資信託の設立目的や投資方針を維持できなくなり、管理・運営コストが投資信託の収益を圧迫しかねない場合、投資信託の統合が認められないと、投資信託を繰上げ償還するしかない。他の投資信託と統合する手段を法令化するにより、受益者に新たな選択肢を提供することが可能となる。また、統合時に金銭以外の有価証券による出資を認め、資産の効率的な活用が可能となれば、統合時のコスト削減が可能となる。	現行の投資信託及び投資法人に関する法律には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほかに手段が無い。2005年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」によれば、「投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成17年度中に検討を開始する。(平成17年度検討開始)」とされている。
投資信託及び投資法人に関する法律第30条 同施行規則第46条	投資信託約款を変更する際、「重大な約款変更」に該当する場合には、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、異議を述べる機会を付与しなければならない。	c	-	投資信託約款の変更は受益者の権利内容の変更につながるため、重大な約款変更が行われる場合には、受益者の意向を確認する手続きを踏む必要があり、措置不可能。		zA070098	金融庁	投資信託約款変更手続きの簡素化(新規)	5053	5053A138	1	(社)日本経済団体連合会	138	投資信託約款変更手続きの簡素化(新規)	例えば、受益証券の無券面化など法令改正等を活用した約款変更の場合には、「重大な約款変更手続き」の対象から除外し、公告および受益者への通知を不要とすべきである。		法令改正による新制度等を利用することによって投資家利益に資する約款変更であっても、受益者への通知によりコストが増嵩すれば、投資家メリットは減少する。現に、そのことが受益証券を無券面化する際の障壁となっている。	「重大な約款変更」に該当する際には、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条	客観的な価格評価の困難な資産への投資については、外部の独立した者による価格調査が義務付けられている。	c	-	証券取引所に上場されている有価証券等の客観的な価格評価が容易な資産以外への投資については、外部の独立した者による価格調査を義務付ける必要がある。		zA070099	金融庁	投資信託法上価格調査が必要な特定資産の範囲の限定[新規]	5053	5053A140	1	(社)日本経済団体連合会	140	投資信託法上価格調査が必要な特定資産の範囲の限定[新規]	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項を見直し、指定資産(価格調査を必要としない特定資産)を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産以外の全てに拡大するとともに、同第2項を改定し、価格調査が必要な行為を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産に係る行為に限定すべきである。		店頭デリバティブ取引や非上場有価証券への投資の場合、取引価格は実勢からかけ離れた価格で取引が成立することは考え難い。 また、投資信託の運用には忠実義務が課せられており、利害関係人との間の取引に対する規制も措置されていることから、投資信託にとって不利となる価格での取引は抑止できる。	投資信託の投資対象が不動産等に拡大された際、不動産以外の資産(店頭デリバティブ取引や非上場証券への投資など特定資産以外のもの)についても、取得・譲渡等の際には新たに弁護士、公認会計士等の専門家による価格調査が求められることとなつた。そのため、調査に要する費用や期間の面で新たなコスト要因となり、取引の拡大が妨げられている。
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。 すなわち、営業形態、対象顧客、営業規模等が異なる貸金業界の現状を踏まえ、悪質業者を排除し、社債の購入者等の保護を図る観点から、一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている。 以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を上場会社に適用除外とすることは困難である。		zA070100	金融庁	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の上場会社の適用除外[新規]	5053	5053A142	1	(社)日本経済団体連合会	142	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の上場会社の適用除外[新規]	上場会社に対しては、社債の発行等による貸付資金の受入れ時の登録、貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理、といった義務付けを課さないこととすべきである。	上場会社の場合、既に証券取引法に基づき監査法人による監査を受け、有価証券報告書により企業内容を開示しており、貸金業者であることのみを理由として、更なる情報開示を義務付ける必要はない。	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」により、貸金業者が社債等を発行する際には、上場会社であっても、事前の登録が義務付けられるとともに、通常の有価証券報告書に加え、特段の情報開示が求められている。	
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b	-	債権譲渡禁止特約の平成17年度からの部分解除に向け、そのリスク等を引き続き検討中		zA070101	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各都府県・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各都府県共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっており、債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各都府県、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の都府県においては事前承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達支援の促進が図られている。しかし、都府県による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b	1	現在、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目標として作業を行っているところであり、信託法第58条の見直しについては、法制審議会信託法部会において、信託法の見直しに関する検討課題に挙げられて、法務省において具体的な調査審議を行っており、現時点では検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて法務省においては上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると承知。		zA070102	金融庁 法務省	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	5053	5053A147	1	(社)日本経済団体連合会	147	特定持分信託の信託法第58条からの適用除外	資産流動化法の特定持分信託に関する法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明らかにするか、あるいは、当局による解釈を明確にすべきである。		実務上、信託法第58条の適用を避けるために、あえて受益者を複数にせざるを得ない場合も多く、徒にスキームを煩雑化させ、不要なコストを増嵩させている。	資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと、という条件を付すことが求められている。しかし、信託契約書にこのような条件を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付けの評価が難しくなっている。政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。」とされている。
証券取引法第27条の2等	上場会社の株券等につき、取引所市場外で一定の買付け等を行う場合には、公開買付手続に従い、買付者に買付価格等を予め提示し、株主に平等に売却の機会を与えること等が求められている。	b	-	公開買付制度のあり方については、金融審議会第一部会の下に設置された公開買付制度ワーキング・グループにおいて今後検討していくこととしているが、その際には、公開買付手続の円滑な進行や制度の国際的な整合性等にも留意して、慎重に検討していく必要がある。		zA070103	金融庁	株式公開買付制度の改善【新規】	5053	5053A161	1	(社)日本経済団体連合会	161	株式公開買付制度の改善【新規】	公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間や会社側の対案提示の十分な確保等が可能となるよう、制度の改善を図るべきである。		公開買付提案への対応について、投資家保護の観点から、公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間の確保を図り、投資家・株主が十分考慮して判断ができるようにする必要がある。また、対象会社の取締役会においても、公開買付提案への対応策を検討できるような情報の入手、検討期間の確保等を図ることが、適切な資本取引の促進につながる。	証券取引所上場企業や、未上場でも有価証券報告書の提出が義務付けられている企業の株を市場外で5%以上買う場合、株式の買い取りを希望する企業や個人が買い付け期間や、買い取り株数、価格を公表して、原則、公開買付(TOB)を行う必要がある。また、株式買取後の議決権が全体の3分の1以上になる場合には、TOBが強制的に適用される。
証券取引法第27条の23等	上場会社の株券等の発行済み株式数の保有割合が5%を超えることとなった者は、その日の翌日から起算して5日以内に内閣総理大臣に大量保有報告書を提出しなければならない。	b	-	大量保有報告制度のあり方については、金融審議会第一部会の下に設置された公開買付制度ワーキング・グループにおいて今後検討していくこととしているが、その際には、大量保有者の事務負担等にも留意して、慎重に検討していく必要がある。		zA070104	金融庁	株式大量保有報告書制度の改善【新規】	5053	5053A162	1	(社)日本経済団体連合会	162	株式大量保有報告書制度の改善【新規】	投資家、株主、会社等の関係者が、株式大量保有に係る正しい情報が迅速かつ容易に入手できるよう制度の改善を図るべきである。		株式の大量保有は、株式取引、株価、さらには上場会社の経営等に大きな影響を与える。したがって、資本市場の透明性の向上、一般投資家への情報開示の充実等のため、大量保有報告書制度の実効性を高める必要がある。	上場会社の株券等(CBやワラント等の潜在株式も含む)の発行済み株式数の5%超を保有する株主(大量保有者)は、大量保有者になった日から5日以内に内閣総理大臣へ株式大量保有報告書を提出しなければならない。大量保有者は当該報告書提出後、保有割合に1%以上の増減があった場合や、大量保有報告書の記載内容に変更が生じた場合等には、その内容を変更報告書に記載し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第167条 同法施行令第30条1項	証券取引法第166条、第167条によりインサイダー取引規制が課されており、同規制の解除要件である重要事実の公表について、その具体的な方法を証券取引法施行令第30条で定めている。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070105	金融庁	大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧における公開買付け等事実の公表の効力の明文化【新規】	5053	5053A163	1	(社)日本経済団体連合会	163	大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧における公開買付け等事実の公表の効力の明文化【新規】	大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に、公開買付け等事実の公表の効力があることを明文化すべきである。		5%以上の買集めの対象となった発行会社関係者が、買集め者との接触により公開買付け等事実の伝達を受ける例は少なくないが、この場合、大量保有報告書等により当該買集めの事実が公知となっているにも拘らず、明文で公表の効力が規定されていないため、証券法167条への抵触といわれる懸念から自己株取得を躊躇せざるを得ないのが現状である。株式大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に公表の効力があることが明文化されれば、公表の当然の効果として未公表の公開買付け等事実が消滅したことが明らかとなり、他に未公表の重要事実等がない限り、インサイダー規制への抵触に懸念することなく自己株取得を行うことができるようになる。	現行法上、大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧後の自己株式取得については、インサイダー取引規制が適用されないことが明確になっていない。
証券取引法第166条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されており、その適用除外行為を会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条で定めている。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070106	金融庁	インサイダー取引規制における「知る前計画」等に基づく株式取引の適用除外化	5053	5053A164	1	(社)日本経済団体連合会	164	インサイダー取引規制における「知る前計画」等に基づく株式取引の適用除外化	重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、取引先持株会による株式の買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。		適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用除外とするのが合理的である。	現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定列挙されている。
証券取引法第166条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第1条の2	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されているが、その重要事実に関し、投資判断に及ぼす影響が軽微なものであるとして内閣府令で定める基準に該当するものを重要事実から除外している。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070107	金融庁	新株発行に係る軽微基準の見直し	5053	5053A165	1	(社)日本経済団体連合会	165	新株発行に係る軽微基準の見直し	公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実に当たらないとすべきである。		新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的でない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能である。	現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合、軽微基準に該当し、重要事実にあたりないとされている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第166条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第1条の2	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されているが、その重要事実に関し、投資判断に及ぼす影響が軽微なものであるとして内閣府令で定める基準に該当するものを重要事実から除外している。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070108	金融庁	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設	5053	5053A166	1	(社)日本経済団体連合会	166	自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設	自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。		自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。	現行法上、自己株式の取得・処分に關しては軽微基準が設けられていない。
証券取引法第166条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第1条の2	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されているが、その重要事実に関し、投資判断に及ぼす影響が軽微なものであるとして内閣府令で定める基準に該当するものを重要事実から除外している。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070109	金融庁	子会社の解散に係る軽微基準の創設	5053	5053A167	1	(社)日本経済団体連合会	167	子会社の解散に係る軽微基準の創設	営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたりないとすべきである。		営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。	現行法上、子会社の解散に關しては、軽微基準が設けられていない。
証券取引法第166条	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されているが、同条第2項において重要事実を列挙している。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070110	金融庁	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除	5053	5053A168	1	(社)日本経済団体連合会	168	上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除	上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。		親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。	現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第163条、第166条 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場株式等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第1条	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されているが、同条第2項において重要事実を列挙している。その重要事実の一つとして主要株主の異動が定められている。また、主要株主に対しては売買報告を義務付けている。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070111	金融庁	証券会社が10%以上の株式を一時保有する場合の規制の合理化【新規】	5053	5053A169	1	(社)日本経済団体連合会	169	証券会社が10%以上の株式を一時保有する場合の規制の合理化【新規】	特定有価証券等の売買に関する内閣府令において、株主が有している株式から除外するものに「証券業を営むものが転売を目的として取得した株式」を追加すべきである。		証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(証券会社を通じて、大口の注文を相対で行う取引)を行い一時的に保有した場合、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。証券会社は、その間、当該株式を大量に保有した状況となり巨大なリスクに直面する。例えば、相場環境の変化により転売に支障をきたし、また、公表内容を知った投資家が転売に先立ち売却するなどによって執行コストが増大する可能性がある。こうしたリスクは取引価格に反映せざるを得ないため、投資家の支払うコストを増大させることになる。ブロックトレードにおいて、証券会社はポジションリスクや価格変動リスクの極小化のために、一時保有した株式の速やかな転売を志向しているが、現行規制では、証券会社が一時保有した状況で、当該報告が必要となるために転売までに一定の時間がかかってしまう。	証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(売り手顧客による大口株式売却と証券会社による一時的に引取り、そして買い手顧客への転売へと至る一連の取引)を行い一時的に保有した場合、証券会社は証券法163条における「主要株主」となり、「主要株主の異動」は証券法166条によりインサイダー取引規制上の重要事実と該当する。証券会社は、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。
証券取引法第166条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条	証券取引法第166条によりインサイダー取引規制が課されており、その適用除外行為を会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、第8条で定めている。	b		インサイダー取引規制のあり方については、投資家、発行者、市場関係者及び規制当局等の意見を踏まえ、法制面の論点を中心に慎重に検討する必要がある。金融審議会第一部会においては、投資サービスのあり方について審議が進められており、要望事項についても、審議会の検討状況を踏まえ検討する予定。		zA070112	金融庁(ラップ口座に係るインサイダー取引規制に関する規制緩和)	ラップ口座に係る規制緩和【新規】	5053	5053A170	1	(社)日本経済団体連合会	170	ラップ口座に係る規制緩和【新規】	(1)ラップ口座に組入れる投資信託については、契約時に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任顧客に重大な変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要がある。しかし、ラップ口座開設後に運用対象となっている会社の役員に就任した場合、申告ミスによって、インサイダー取引規制に抵触するリスクがある。これは、ラップ口座の根幹にかかわる問題である。	(1)投資信託の販売のうち、「勧誘」を伴わないものについては証券法上の「募集」には該当せず、目論見書の交付義務はない。例えば、累積投資契約、財形契約または自動再投資契約に基づき、「勧誘」を受けることなくファンドの買付けを定時・定期的に行なう場合は、目論見書交付義務はない。ラップ口座においては、契約時には目論見書を交付する必要があるが、その後の契約期間中に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任顧客に重大な変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要がある。しかし、ラップ口座は、投資一任契約に基づき運用者が顧客からの影響を一切受け手がなく独自の判断で投資対象及び投資時期を決定するものであり、このような場合などは、インサイダー取引規制の対象とする必要はない。	ラップ口座とは、個人投資家を中心とした投資家から、証券会社又は証券会社と提携している投資顧問会社が投資一任の委任を受け、当該証券会社又は当該投資顧問会社が投資一任運用を行い、当該一任運用に係る取引の顧客口座が証券会社に開設されるスキームである。「ラップ」とは英語の「Wrap」(包む)の意味であり、当該口座において徴収する種々の手数料等は通常一括して徴収される。(1)ラップ口座に組入れる投資信託は、一般の投資信託と同様に、目論見書の変更がある度に、購入の前に目論見書を交付し変更の確認を行う。(2)ラップ口座内の運用が、トヨタ構成銘柄については、インサイダー規制の対象にならない場合がある。役員、主要株主の売買報告義務規制(証券法163条)役員、主要株主の短期売買差益返還規制(証券法164条)役員、主要株主の空売り規制(証券法165条)会社関係者の取引規制(証券法166条)公開買付者の取引規制(証券法167条)	
証券取引法第15条第2項	証券会社がラップ口座に投資信託を組み込んだ場合、その後契約期間中に投資信託の買付が発生した場合は、顧客の同意を得て目論見書の交付義務が免除されることとなっている。	c		顧客からの同意は、ラップ契約の締結時に得られているのが一般的であり、過大な事務負担になっているとは考えていない。目論見書は、投資家が投資判断を行う上で重要な情報を提供するものであり、顧客の同意がない場合に交付義務を免除することは、投資家保護上問題があり適当でない。		zA070113	金融庁(ラップ口座に係る目論見書に関する規制緩和)	ラップ口座に係る規制緩和【新規】	5053	5053A170	2	(社)日本経済団体連合会	170	ラップ口座に係る規制緩和【新規】	(1)ラップ口座に組入れる投資信託については、契約時に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任顧客に重大な変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要がある。しかし、ラップ口座は、投資一任契約に基づき運用者が顧客からの影響を一切受け手がなく独自の判断で投資対象及び投資時期を決定するものであり、このような場合などは、インサイダー取引規制の対象とする必要はない。	(1)投資信託の販売のうち、「勧誘」を伴わないものについては証券法上の「募集」には該当せず、目論見書の交付義務はない。例えば、累積投資契約、財形契約または自動再投資契約に基づき、「勧誘」を受けることなくファンドの買付けを定時・定期的に行なう場合は、目論見書交付義務はない。ラップ口座においては、契約時には目論見書を交付する必要があるが、その後の契約期間中に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任顧客に重大な変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要がある。しかし、ラップ口座は、投資一任契約に基づき運用者が顧客からの影響を一切受け手がなく独自の判断で投資対象及び投資時期を決定するものであり、このような場合などは、インサイダー取引規制の対象とする必要はない。	ラップ口座とは、個人投資家を中心とした投資家から、証券会社又は証券会社と提携している投資顧問会社が投資一任の委任を受け、当該証券会社又は当該投資顧問会社が投資一任運用を行い、当該一任運用に係る取引の顧客口座が証券会社に開設されるスキームである。「ラップ」とは英語の「Wrap」(包む)の意味であり、当該口座において徴収する種々の手数料等は通常一括して徴収される。(1)ラップ口座に組入れる投資信託は、一般の投資信託と同様に、目論見書の変更がある度に、購入の前に目論見書を交付し変更の確認を行う。(2)ラップ口座内の運用が、トヨタ構成銘柄については、インサイダー規制の対象にならない場合がある。役員、主要株主の売買報告義務規制(証券法163条)役員、主要株主の短期売買差益返還規制(証券法164条)役員、主要株主の空売り規制(証券法165条)会社関係者の取引規制(証券法166条)公開買付者の取引規制(証券法167条)	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券取引法第2条第3項	有価証券の発行者は、50人以上の有価証券の勧誘(公募)を行った場合には、有価証券届出書等により情報の開示が義務づけられる。	c	-	ディスクロージャー制度は、投資家が十分な投資判断を行うことができるよう有価証券届出書等により投資家に情報を提供し、投資家保護を図るための制度である。発行会社の役員及び発行会社の100%子会社(完全子会社)の役員であっても、発行会社の財務内容、経営内容を熟知しているとは限らず、また、株券は流通性が高く、多数のものに転売され、可能性が高いことから、勧誘の人数の計算から除き、情報開示を不要とすることは適切でない。		zA070114	金融庁	第三者割当増資の際における提出書類に係る見直し[新規]	5053	5053A171	1	(社)日本経済団体連合会	171	第三者割当増資の際における提出書類に係る見直し[新規]	第三者割当て増資に係る勧誘の対象が発行会社の役員、発行会社の100%子会社(完全子会社)の役員であれば、勧誘先対象の人数の計算から除くべきである。		現在証券取引法施行令第1条の4第3項において、新株予約権の勧誘を行う場合、勧誘の相手方が発行会社の役員等のみである場合は、募集に該当するか否かの人数の計算上これらの者を除外することになっている。また証券取引法上の少数私算の考え方においては、適格機関投資家は250名を上限に人数基準から除外されることとなっている。これら規定との整合性を踏まえ、発行会社の役員および完全子会社の役員は発行会社の財務内容、経営内容を熟知しているものとして、第三者割当て増資に係る人数基準から除外することが妥当である。	現在、継続開示会社が普通株式に開し第三者割当増資を実施する場合に、証券取引法上の「募集」に該当することから有価証券届出書の提出が必要とされている。
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条同施行令第3条	投資顧問業の重要な使用者について氏名及び住所の届出を義務付けている。	C B	-	一定の重要な職責を有する使用者については、役員と同様又はこれに準ずる影響力を持っていると考えられるため、届出を義務付ける必要がある。住所の公表縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態を踏まえ検討する。		zA070115	金融庁	投資顧問業の役員または重要な使用者の住所に関する公表縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出に係る規制緩和[新規]	5053	5053A173	1	(社)日本経済団体連合会	173	投資顧問業の役員または重要な使用者の住所に関する公表縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出に係る規制緩和[新規]	投資顧問業法施行令第3条にて規定される重要な使用者のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者について氏名及び住所の届出を義務付ける趣旨を明確にするとともに、届出を必要とする「使用者」の範囲を、他の法令と平仄を合わせる方向で縮減することを検討すべきである。また、投資顧問業法においては、「使用者」の範囲が、投信法よりも広く、また、投信法では不要となっている役員及び使用者の氏名及び住所の公表縦覧を義務付けられていることについて、その趣旨を明確にすべきである。金融審議会において、投資顧問業法を含めた投資家保護のための投資サービス法制の検討がなされているが、本件の検討はその場でなされるのか、なされない場合には具体的な検討・結論の時期を明確にすべきである。	重要な使用者に該当する者が多数にのぼる場合には、当該者の転勤、退職、住所変更等の届出につき、実務上の負担が極めて重くなるものとなっている。個人情報保護の観点及びセキュリティ上の問題により、近年、公表の縦覧に供されている情報は利用した犯罪が頻発していることを踏まえ、投資顧問業法に関する制度を見直す必要がある。	投資顧問業の登録にあたって、投資顧問業の役員または重要な使用者の氏名及び住所が記載されており、それらは公表の縦覧に供されている。また、役員または重要な使用者の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行うことが義務付けられている。	
	当該ガイドラインは、従業員持株制度等を実施する会社が行う同制度の運営を適正かつ円滑ならしめるため、証券会社が行う持株制度に係る事務の取扱いについての基準を定めたものである。	b	-	当該ガイドラインは、持株制度に係る事務を証券会社を取り扱う場合の基準を自主規制機関である日本証券業協会が定めたものであり、現在、持株制度についてガイドラインの見直しは是非も含めた検討が協会において予定されていることから、要望について伝えることとした。		zA070116	金融庁	「持株会」の規制緩和[新規]	5053	5053A174	1	(社)日本経済団体連合会	174	「持株会」の規制緩和[新規]	上場親会社株式の取得を目的とする子会社持株会については、ガイドラインの規制を緩和すべきである。		子会社役員の親会社株式購入については、親会社の役員とは異なり、未公表の親会社の重要事実を知得する機会が極めて少なく、インサイダー規制の観点からも個人での購入は、比較的自由に行える状態であることから、発行会社の役員持株会設置の趣旨と異なる扱いをすべきである。一方、子会社役員にも、従業員と同様の財産形成目的の上場親会社株式持株会を組成するニーズがあることから、親会社(株主)の承認(役員報酬)を前提に、奨励金を付与することを認めても問題はない。	日本証券業協会の持株会制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)では、従業員持株会と役員持株会は別に組織し、株式の買付も合同では行えないこととなっている。また、役員持株会は、福利厚生目的ではないため、奨励金支給は行えないこととなっている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法施行規則第17条の2 銀行法施行規則第34条の16 保険業法施行規則第56条	銀行、保険会社の特定子会社が5%、10%を超える議決権を保有することができる会社(新規事業分野開拓会社)は銀行法施行規則第17条の2第3項、保険業法施行規則第56条第3項・第4項に規定されており、 設立5年以内かつ試験研究費等比率が3%以上の中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者 設立1年以内かつ常勤研究者2名以上・10%以上の同じく中小企業者 中小企業新事業活動促進法第11条第1項の「寛分野連携新事業分野開拓計画」認定会社 最後の議決権取得時に、に該当していたものとされている。 なお、当該新規事業分野開拓会社の議決権を5%、10%を超えて保有することができるのは、その議決権の取得の日から10年以内とされている(銀行法施行規則第17条の2第5項、保険業法施行規則第56条第5項)。	b		新規事業分野開拓会社の保有が銀行、保険会社の子会社の業務範囲規制の回避のために利用されることがないよう銀行法施行規則第17条の2第3項、保険業法施行規則第56条第3項から第5項が、新規事業分野開拓会社に該当する会社を限定列挙するとともに5%、10%を超える議決権の保有期間を限っている趣旨を踏まえ、新規事業分野開拓会社の範囲等の見直しの是非について今後検討を開始する。		zA070117	金融庁	銀行の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率5%超、保険会社の特定子会社の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	5062	5062A001	1	日本ベンチャーキャピタル協会	1	銀行の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率5%超、保険会社の特定子会社の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	銀行・保険会社の特定子会社が、それぞれ5%・10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間も広い企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。 また、それぞれ5%超・10%超の投資を行った企業が、企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。 なお、ベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況に詳細に把握することは、リスク管理に極めて有効な手段として認識されており、銀行・保険会社の特定子会社においても同様の効果が期待できる。			
信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律		b		信託機能の利用を更に促進する観点から、現在法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じて信託業法等の改正について検討を行う。		zA070118	金融庁	信託法の見直しと併せて信託業法の見直しを行うこと	5071	5071A001	1	社団法人信託協会	1	信託法の見直しと併せて信託業法の見直しを行うこと	・昨年12月30日に信託業法が改正されたところであるが、信託法については、現在法制審議会で改正の検討が進められている。 ・先般の信託業法の改正は喫緊の信託の活用のニーズに応えるため、信託法の改正に先駆けて行われたものである。 ・現在、法制審議会において、社会・経済情勢の変化に的確に対応するために、受託者の負う忠実義務等の内容の適切な要件下での緩和等を柱とした信託法の現代化に向けた検討が行われており、かかる信託法の改正に併せ、実務実態も踏まえて信託業法の2次改正が行われることを要望するもの。	・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」「おわりに」において、「今後、信託法の見直しと併せて信託業法を見直すことにより、大正11年以來の信託業法の抜本的改正が実現し、その結果、これまで以上に信託制度が国民の多くに利用され国民経済の活性化に資することを期待する。」とされている。 ・信託法の改正においては、忠実義務、自己執行義務、多数決による意思決定方法等が任意規定化を含み見直し、創設される方向であり、信託業法においてもこれを踏まえた見直しが行われることは、更なる信託スキームの活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。		
信託業法	信託業法においては、信託契約代理店制度における復代理を認めない	b		信託機能の利用を更に促進する観点から、現在法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、ニーズ等を踏まえ、必要に応じて信託業法の改正について検討を行う。		zA070119	金融庁	信託契約代理店制度における「復代理」の許容	5071	5071A002	1	社団法人信託協会	2	信託契約代理店制度における「復代理」の許容	・昨年12月30日施行の改正信託業法において、「信託契約代理店」制度が創設されたところであるが、「復代理」までは認められていないと解される。 ・所属信託会社の承諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすることを要望するもの。 ・平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」「二 信託業法等の見直しに係る具体的論点」3 その他 (1) 信託契約の取次ぎにおいて、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。」とされている。 ・信託契約代理店に復代理が認められることにより、例えば信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理として選任する、等、多様なビジネスモデルが想定されることである。 ・本要望は、上記報告書の趣旨に合致するものであり、更なる信託の活用を促進し、経済の活性化、市場型間接金融という新たな金融の流れの構築に資するものである。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
信託会社に関する総合的な監督指針11-3-5	銀行又はその子会社は、国内の会社の議決権(5%)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない(法第16条の3第1項)。 ただし、内閣府令(規則17条の6)で定める事由により、基準議決権数を超えて取得又は保有することとなる場合には、1年以内は保有が可能。この場合において、「やむを得ないと認められる理由」(信託会社等に関する総合的な監督指針11-3-5(2))があるとして、あらかじめ内閣総理大臣の承認を得た場合には、1年を超えて保有することが可能となっている。	b		独占禁止法における同様の規制について、「信託財産として所有等する議決権の増加割合1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなった場合も、一定の条件下で例外的に許容することなど、基準の弾力化を図る(平成17年度検討・結論)」とされていることから、独占禁止法上の対応を見極めつつ、今後検討を行う。(平成17年度検討・結論)		zA070120	金融庁	銀行法における信託財産に係る議決権保有規制の緩和	5071	5071A006	1	社団法人信託協会	6	銀行法における信託財産に係る議決権保有規制の緩和	・銀行法では、第16条の3第2項但書きの承認を受けることにより、固有財産および元本補てんのある信託に係る信託財産で保有する議決権の割合が5%以下である場合には、元本補てんのない信託に係る信託財産として総株主の議決権の5%を超える議決権を1年超所有することが出来る。その場合の審査基準は「信託会社等に関する総合的な監督指針」11-3-5に定められている。 ・斯かる審査基準のうち、11-3-5(2)八に関しては、独占禁止法においても同様の規制があるが、これについては平成17年3月25日閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年1%以下である」という基準について認可後計画的に信託財産において増加割合1%の範囲内で議決権を取得したところ予期せぬ発行会社による自己株式の取得により年1%を超えるようなこととなった場合も、一定の条件下で例外的に許容することなど、基準の弾力化を図る」とし「平成17年度検討・結論」とされている。 ・銀行法における規制も、斯かる検討および結論と平仄を合わせる方向での基準の弾力化を要望するもの。	・元本補てんのない信託に係る信託財産において、アクティブ・ファンドにおける運用計画に沿った銘柄の新規組入れ、追加取得、あるいは運用計画の変更に伴う新規組入れ等により、個別銘柄によって議決権保有割合が短期間で大幅に増加する実例が存在する。 ・斯かる実例が存在するところ、「元本補てんのない信託に係る信託財産において1年を超えて保有しようとする議決権数の増加割合が総株主の議決権数対比で年1%以内であること」という基準により、信託財産の効率的な運用を阻害し、投資家の利益を害する結果を招来している。		
投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く(一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、認可投資顧問業者である信託銀行に自ら受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。		zA070121	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	5071	5071A009	1	社団法人信託協会	9	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けの場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 ・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用の委託を制約なく受けられるようすることを要望するもの。 ・「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の流動性を利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生を防止する必要があることとすれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことでは対応が可能であり、信託銀行については信託業法改正により受益者保護のための行為規制が課せられている。	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けの場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難とされている。 ・本要望については、認可投資顧問業者である信託銀行に自ら受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難とされている。 ・しかし、投信法第5条の2の趣旨については、「有価証券投資に関して、審査業者が法律の規制を受けずに有価証券投資信託と同様の金融商品を作り出すことを放置することにより投資者が被害を被るのを防止するために設けられた規定である。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」59頁)とされており、趣旨に反するといえる。 ・また、第49条の3の趣旨については、「有価証券に投資運用する仕組みとしては、投資者に販売される受益証券が有価証券であるものは証券投資信託委託業者のみが設定、運用でき、信託会社等は受益権が有価証券でないものを扱ってきたという状況を変更しないこととし、委託者非指図型投資信託としては、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としてはならない旨の規定が置かれたものである。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」105頁)とされているが、「状況を変更しないこと」とは、それまでの証券投資信託委託業者と信託会社等の業務の棲み分けの状況を経過的に維持するという趣旨であると考えられるが、既に投信法改正から5年が経過し、その間に信託銀行に投資一任業務を営むことが認められる状況となっていることに鑑みれば、引き続き、当該条文の趣旨を堅持する合理性は既に失われたものと考えられる。		
投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く(一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を可能とすることは困難。		zA070122	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	5071	5071A010	1	社団法人信託協会	10	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができないため、斯かる規制の撤廃を要望するもの。 ・委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託業法等の規律の適用を受けるものであり、諸規律を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。 ・「主として有価証券」に投資する投資信託財産の運用と管理を同一の者が行う場合は、有価証券の流動性を利用して、受託者自らあるいは当該投資信託の受益者以外の第三者を利するような行為を行うというような弊害の発生を防止するための行為規制を課すことでは対応が可能である。 ・また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、法令による規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなにもものでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。	・信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有しており、当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が存分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進され、多様な運用サービスの提供・投資信託商品の組成が可能となり、商品の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 ・また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 ・また、第49条の3の趣旨については、平成12年の投信法改正により委託者非指図型投資信託が創設された際、「有価証券に投資運用する仕組みとしては、投資者に販売される受益証券が有価証券であるものは証券投資信託委託業者のみが設定、運用でき、信託会社等は受益権が有価証券でないものを扱ってきたという状況を変更しないこととし、委託者非指図型投資信託としては、主として有価証券に対する投資として運用することを目的としてはならない旨の規定が置かれたものである。」(乙部辰良著「詳解投資信託法」105頁)と説明されている。ここで、「状況を変更しないこと」とは、それまでの証券投資信託委託業者と信託会社等の業務の棲み分けの状況を経過的に維持するという趣旨であると考えられるが、既に投信法改正から5年が経過し、その間に信託銀行に投資一任業務を営むことが認められる状況となっていることに鑑みれば、引き続き、当該条文の趣旨を堅持する合理性は既に失われたものと考えられる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
投資顧問業法第5条、第6条、第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。	B C	-	住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や他の業者の実態を踏まえ検討する。 一定の重要な職責を有する使用人については、役員と同様又はこれに準ずる影響力を持っていると考えられるため、届出を義務付ける必要がある。		zA070123	金融庁	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	5071	5071A012	1	社団法人信託協会	12	投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出の廃止	・投資顧問業者登録簿には、投資顧問業者の役員または投資顧問業法施行令第3条に規定する使用人(以下、「重要な使用人」という。)の住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。 ・また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行っている。 ・この「住所」に関する公衆縦覧の廃止と、住所変更に伴う変更の届出を廃止していただきたい。 ・少なくとも住所及び氏名の届出を必要とする「使用人」の範囲を投信法と平仄を合わせる方向で縮減していただきたい。	・投資顧問業者の役員または重要な使用人として氏名を届け出ている以上、住所までを開示する必要は乏しく、住所などの個人情報や公衆の縦覧に供することは、個人情報保護の観点およびセキュリティ上の問題より、近年公衆の縦覧に供されている情報を利用して犯罪が顕発していることも踏まえ早急に廃止の方向で対応いただきたい。 ・また、住所に関する公衆縦覧が廃止されることにより、住所変更の届出も不要であると考え、仮に必要であるとしても変更の届出は同法第3条に規定する使用人に該当するものが多数にのぼる場合には、実務上の負担が極めて重たいこともあり、当該事由による変更の届出の廃止を要望するもの。 ・少なくとも、投資顧問業法において、住所及び氏名の届出(同法第5条、第8条)、公衆縦覧(同法第6条)が必要とされる者のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者については、投信法(投資信託及び投資法人に関する法律)における同様の規定には含まれていない。斯様に他の法令と比べて投資顧問業法が過剰な規制となっている趣旨を明確にし、届出を必要とする「使用人」の範囲を他の法令と平仄を合わせる方向で縮減していただきたい。 ・また、金融審議会において、投資顧問業法を含めた投資家保護のための投資サービス法制の検討がなされている。本件の検討はその場でなされるのか、なされない場合には具体的な検討・結論の時期を明確にいただきたい。		
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項および第29条第1項第6号	投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などに於いては、変更の届出を2週間以内に行うこととされている。	C	-	登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に対応すべきものであり、期限を延長することは適当ではないと考えられる。		zA070124	金融庁	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	5071	5071A013	1	社団法人信託協会	13	投資顧問業法第8条第1項および第29条第1項第6号に基づく変更届出書の提出期限の緩和	・2週間以内に会社の登記簿謄本、個人の住民票等の公的書類を準備し、変更届出書に添付することは実務上困難な場合もあるため、緩和を要望するものである。 ・投資顧問業法においては、投資顧問業の登録にあたって、同法第5条において役員及び使用人の氏名及び住所の届出が義務付けられているが、同法施行令第3条にて規定される「使用人」のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者について氏名及び住所の届出が義務付けられている。 ・昨年の投資顧問業法の改正により、信託銀行が投資一任業務を営むことができることとなったが、一般に、投資顧問会社に比べて信託銀行の組織の規模は大きく、投資一任業務を営む信託銀行の中には、重要な使用人を合わせて100名を超す役員及び使用人の氏名及び住所を届け出ているケースがある。これは、投資家保護の観点からも必要以上の開示となっていると考えられ、これだけ多数の届出を行っているケースにおいては、定期及び不定期に発生する当該者の転勤、退職、住所変更等に係る変更届の届出は、きわめて事務負担が重いものとなっている。 ・金融庁が指摘しているように、登録簿は公衆縦覧されている情報であり、その内容に変更があれば迅速に対応すべきものであることは勿論であるが、以上のように、役員及び使用人に該当する者が多数にのぼる場合があること、及び、これだけ多数の住民票等を2週間のうちに準備することは、実務上極めて負担が重く、事実上困難な場合も稀ではないと考えられることに鑑み、役員及び使用人の氏名及び住所の変更届の提出期限については、例えば、「2週間以内」から「1ヶ月」に改正するか、少なくとも、他の法令(投資信託及び投資法人に関する法律第10条第3、前払式証券の規制等に関する法律第11条第1項)にも例が見られること、2週間以内、から「速滞なく」に改正していただきたい。	・認可投資顧問業者は、投資顧問業者登録簿に記載されている事項、投資判断者等に異動が生じた場合および営業所に変更があった場合などにおいては、変更の届出を2週間以内に行うこととされている。 ・この期限を弾力化していただき、例えば1ヶ月としていただきたい。		
証券取引法第66条の13第1号ホ	証券仲介人が金銭を貸し付けることを条件として勧誘することは不可。	b	-	クレジットカードによる支払は、カード会社から顧客に対する金銭の貸付けと同様の経済効果をもたらすことから、証券取引法第44条第3号及び第66条の13第1号ホの規制する「金銭を貸し付けること」に該当するおそれが高いと考えられる。なお、制度面における検討は必要に応じ逐次行う予定。		zA070125	金融庁	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	5075	5075A003	1	株式会社ジェシービー	3	有価証券購入時のクレジットカードによる決済	・証券購入の際の支払い手段としてクレジットカードによる支払いを認めていただきたい。現在既に可能であるという見解であればその旨明示していただきたい。また有価証券の種別により判断が異なる場合は種別毎の判断を明示いただきたい。 ・証券会社は証券取引法44条において「金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をなす行為」の禁止、また証券仲介業をなすものは66条13項の「金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為」の禁止がうたわれているが、クレジットカード決済は金銭の貸付(金銭貸借契約)を基本としておらず、顧客とは債権譲渡又は立替払いを基本とした契約であるが当該条項に抵触することは無いと考え、現行法下においても証券の販売にクレジットカードを決済手段とすることは問題無いと考え、が当法規上に関する見解もいただきたい	顧客が証券を購入する際の窓口(対面販売、ネット販売、仲介業者経由での販売など)において、決済手段としてクレジットカードを導入する。	以下の効果が見込まれる為、クレジットカードによる決済を実現したいと考える。 ・クレジットカードによる決済を可能とすることで、消費者としては決済手段の選択肢が広がり利便性が向上すること。 ・クレジットカード会社が持つ販売チャネルの活用やクレジットカード特有のポイントサービス等を付随することにより、証券弘販の一助になること。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことができない。	B		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことが可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業に類似する行為が可能となるおそれがあることを踏まえれば実施は困難である。しかし、銀行等への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が昨年12月1日から施行されたことを踏まえ、本件についてはこれらの定着状況を見極めながら検討を行う。		zA070126	金融庁	銀行による投資顧問業務の解禁	5076	5076A003	1	社団法人第二地方銀行協会	3	銀行による投資顧問業務の解禁	銀行本体による投資顧問業務を解禁してほしい。		現在の投資信託は、直接金融でありながら、証券会社・信託銀行・投資顧問会社・銀行など中間マージンが大きく、コストが割高である。直接金融発展の観点から、規制緩和の努力が必要であると考ええる。	
銀行法第12条、第16条の2	銀行は、銀行法第12条に基づき固有業務、その他付随業務及び他の法律により営むことができる業務(法定他業)以外の業務を営むことができない。また、銀行法第16条の2に規定されている以外の会社を子会社としてはならないとされている。	C		銀行の経営の健全性確保の観点から他業禁止の趣旨を踏まえ、法定他業として宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業を認めることは、措置困難である。		zA070127	金融庁	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	5076	5076A004	1	社団法人第二地方銀行協会	4	ビジネスマッチング業務等に係る地域金融機関本体及びその子会社への不動産仲介業務の一部解禁	地域銀行において、ビジネスマッチング業務や不良債権処理に関連する範囲で、不動産仲介業務を行うことを認めてほしい。		ビジネス・マッチング業務や不良債権処理等から派生して、不動産絡みの案件が生じていること、従前から、預貸業務(住宅ローン等を含む)においても、同業から派生して、不動産関係の相談を受ける機会があること、等から、不動産売買・仲介業務の取扱が可能になれば、リレーションシップバンキングの機能強化に役立ち、顧客に対して総合的な充実したサービスを提供することができる。	
銀行法施行規則第16条、35条1項7	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所等の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	A		当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る営業時間の規制について緩和する法令改正の準備を行っているところ。		zA070128	金融庁	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	5076	5076A007	1	社団法人第二地方銀行協会	7	店舗の営業時間に係る規制の撤廃もしくは届出の簡素化	店舗の営業時間の規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃するか、もしくは営業時間を変更する場合の届出を事後届出へ移行する。		以下のような現状を踏まえると、現行の画一的な営業時間規制を行っていかねばならない必然性は薄まってきており、今後は各行の自己責任において、顧客のニーズ、利便性の確保を踏まえた店舗運営を行うことで特に問題ないものと考えられる。 ・現行の店舗の営業時間の規制は、窓口業務を想定したものであり、銀行業務の多様化や機械化、インターネットバンキング、コンビニATMの登場により、従来の窓口業務を想定した営業時間の概念は陳腐化している。 ・インスタブランチなどでは、出店先であるスーパーマーケット等の店舗の開店時間(例えば午前10時)に合わせて営業を開始する事例も増えている。 ・最小限の人員による小型店舗の場合、営業時間を地域特性に合わせた時間帯に絞り込むことで、防犯上、労務管理上の負担が軽減される。 また、個別事情を勘案して営業所ごとの規制緩和とした場合、顧客への周知等の措置を徹底したうえで、届出を事後とすることで事務負担の軽減と店舗運営の機動性確保を図っていただきたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより公告しなければならない。	a		「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年6月29日成立)により電磁的方法による決算公告制度を導入したところ。		zA070129	金融庁	電磁的方法による決算公告の許容	5076	5076A009	1	社団法人第二地方銀行協会	9	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う。		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	
銀行法第16条第1項 銀行法施行規則第17条第3項	銀行法第16条の規定により、銀行は、一営業日以内ですみやかに再開されることが確実に見込まれる場合を除き、天災等で営業所又はその代理店の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、日刊新聞紙により公告し、店頭に掲示しなければならない。	c		公告は、銀行の臨時休業を一般公衆へ周知徹底するものであり、これを廃止することは措置困難であるが、手続を簡素化するため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において電子公告制度を導入したところ。		zA070130	金融庁	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	5076	5076A010	1	社団法人第二地方銀行協会	10	天災等により短期間臨時休業した場合の公告の廃止	天災等により短期間(例えば1週間)臨時休業した場合についての公告を廃止する。		臨時休業するのは、風水害、地震等の場合が考えられるが、そうした混乱時に公告の手配まですることは負担が大きい。	
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2-7-1 金融庁告示第34号、36号、38号(収入依存度規制告示)	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難。	a		複数銀行による従属業務会社の共同設立が可能となるよう銀行法等の一部を改正する法律案の提出に向けた準備を行っているところ。		zA070131	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	5076	5076A014	1	社団法人第二地方銀行協会	14	複数銀行による従属業務会社の共同設立の容認	銀行法施行規則第17条の3第1項第1号、第21号に定める業務について、当該銀行及びその子会社の収入依存度規制を緩和し、共同設立を容易にする。		複数銀行による従属子会社の共同設立ができれば、銀行の経営の効率化を図ることができる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約によることとしており、平成17年度以降実施。	d		コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約による調達を実施する。		ZA070132	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強めている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、バランスを欠く。	
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸付業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c		本法制定前は、出資法において、貸付業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸付業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。 すなわち、営業形態、対象顧客、営業規模等が異なる貸付業界の現状を踏まえ、悪質業者を排除し、社債の購入者等の保護を図る観点から、一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている。 以上のように、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		ZA070133	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5088	5088A003	1	社団法人リース事業協会	3	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸付業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸付業者等に規定する貸付業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸付業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸付業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」と従前と同様の回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスクロージャーの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」としてあり、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本邦証券取引法で行うべきではあるが、…省略…当面、暫定的に、貸付業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないかと」の意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	
出資法第1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに表示し、出資金の受入をしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするに於て、何人も業として預り金をしてはならない」としている。 また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c		第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該戻戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨がある。これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されたわけではない。他の法律に特別の規定がある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		ZA070134	金融庁 法務省 警察庁	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5088	5088A004	1	社団法人リース事業協会	4	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備するべきである。< * 1> [参考]「1999/7金融審議会第1部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型別的に別物として取扱ってきた面もある。基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そこから取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的妥当性を再三再検討する必要がある。)	< * 1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と想われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから分離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないが、相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。< * 2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するのかが判断せず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行うおとす際の重大な障害となる。< * 3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
貸金業の規制等に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者に対し、資金需要者等の属性や規模の如何に関わらず、一律に適用される。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした貸金業規制法及び貸付法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		zA070135	金融庁	貸金業規制法の抜本的見直し等	5088	5088A005	1	社団法人リース事業協会	5	貸金業規制法の抜本的見直し等	銀行等がシンジケートローンのエージェントとなり、貸金業者が貸付人として参加する場合における、貸金業者の貸金業規制法の適用除外を要望する。貸金業者間の貸付取引については貸金業規制法の適用除外を要望する。		銀行等のエージェントに対し、銀行法等他の法令により、より厳格な業務に対する監督が行われている場合には、単に参加貸付人として参加する貸金業者に貸金業規制法の規制を課す必要性は認められない。また、参加貸付人は原則として借入人と接触することは想定されていないため、貸金業規制法の規定の一部を遵守することは困難である。貸金業者間の貸付取引については、宅地建物取引業法(第78条第2項)に倣い、貸金業規制法の適用除外とすべきである。	
信託法第1条、同法第58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。信託宣言及びチャリタブルトラストは、現行法上認められていない。	b	l	信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていることと承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。 信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託のみ単独で特別措置を設けることは困難。当該制度の創設の可否については、法務省において、上述の信託法の改正作業を行っていく中で検討されるものと承知。		zA070136	金融庁 法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	5088	5088A008	1	社団法人リース事業協会	8	信託法第58条の見直し・信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単独の場合においては信託の解除リスクがあるため、証券化のスキーム上問題になることがある。信託法58条の改正を望む。また、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストの制度の創設を望む。 (特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者に必要があるなど使い勝手が悪くなっている。)	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く(税制上も優遇性が確保できるピークルとして資産流動化法上の特定目的会社(以下TMK)の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。同要望に対して法務省から「平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定」との回答が示された。早急な見直しを期待する。		
商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法第296条)。委員会等設置会社においては、取締役会の決議によりその権限を執行役に委任することができる(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第21条の7第3項)。	a		募集社債にかかる募集事項の決定手続については、会社法第362条第4項第5号において、重要な募集事項として法務省令で定める事項以外の事項にかかる意思決定を代表取締役等に委任することができることとし、機動的な社債発行等を可能とされており、同法とその委任を受けた法務省令は、平成18年度中に施行される予定である。なお、商法・会社法上、株式会社の業務執行に関する意思決定は原則として全て取締役会の決議により行う必要がある。例外的に、重要でない事項についての決定を、取締役会が代表取締役等に委任することができることとされているものであり、このような問題に照らすと、一部事項についての決定について取締役会による委任をも必要とすることには慎重であるべきと考える。		zA070137	金融庁 法務省	社債及び短期社債に関する取締役会決議の義務の見直し	5088	5088A009	1	社団法人リース事業協会	9	社債及び短期社債に関する取締役会決議の義務の見直し	社債の発行については、取締役会の決議が必要とされている(商法296条)。また、短期社債(電子CP)については、取締役会の決議により一定期間および限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)、とされている。また、現在進められている、会社法現代化要綱においては、社債の発行に係る取締役会の決議については、一定の条件を定め、個々の決定については、代表取締役に委任することが認められている。会社法現代化要綱において、これらの見直しを実施され、社債についても短期社債の場合と同様、規制緩和がなされているものの、いずれにしろ取締役会の決議を経ることに変わりなく、さらなる規制の緩和を要望する。	資金調達の機動性向上	銀行借入等、他の調達手段における取締役決議要件と区別して、取締役決議を義務付ける必要性がない。企業の資金調達の機動性を損なっている。特に短期社債に関しては、取締役会の決議を行うという行為そのものが、CPという商品の機動性を損なうと考えられる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		zA070138	金融庁	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	5088	5088A012	1	社団法人リース事業協会	12	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「圧力募集の防止措置として過剰規制である。販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである」と指摘されていた。要望に対して金融庁から「構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、早急な検討を期待する。	
保険業法第300条同施行規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c		自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		zA070139	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5088	5088A013	1	社団法人リース事業協会	13	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としないう限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		「要望」1.代理店の自己・特定契約の取扱いと引け手数料の取扱いについて、生損保間で規制内容に格差が存在する。2.損害保では取扱いを全体保険料の5%以下に制限しているものの、手数料の支払いは認められているのに対し、生命保険では一切の手数料支払いが禁止されている。3.保費減額で削減している損害保と比べてより厳しい制限を、法令等の根拠がない事務ガイドラインで設けることは問題がある。4.内容・損害保の取扱いに関しては、保険業法300条で全体保険料の5%を超える取扱いが禁止される一方で、5%以内の範囲内においては手数料の支払いが認められている。また、特定契約についても、事務ガイドライン(「1」)で同様の規制がなされている。これに対し、生命保険の自己・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン(「3」)で生命保険会社は法人である生命保険募集人に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。と記されているのみである。ところが、事務ガイドラインが定められる1998年以前は、生命保険会社の業務運営に関しては監理第10号による規制がなされていたが、自己・特定契約について法人である生命保険募集人が自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する者として以下に掲げる法人を保険契約者とする保険募集を行った場合は、生命保険会社は当該保険募集に関し、手数料、報酬その他の対価を支払わないものとする。と規定し、手数料支払いを禁止していた。当該事務ガイドラインを監理第10号と併ら合致させると、取扱いの差こそあれ、両者の規制内容は実質的に同一であると捉われるを得ず、これにより現行も自己・特定契約に係る手数料支払いは禁止という規制が事実として存在している。以上により、自己・特定契約に係る手数料の取扱いを生損保で格差があり、生命保険については法令等に照らさないで損害保より厳しい制限がなされた一切の手数料支払いが禁止されていることから、運用実態の明確化と規制の緩和を求むる。5.法的根拠不足し、自己・特定契約の規制は募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点から規制を見直すことは	
不動産特定共同事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	C		不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前その内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。		zA070140	国土交通省 金融庁	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	5088	5088A017	1	社団法人リース事業協会	17	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んでも聞かせる説明義務を課してならず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。同要望に対して国土交通省及び金融庁から「不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままに契約締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前その内容等について書面を交付して説明することが、消費者保護やトラブル未然防止の観点から必要と考えられる。また、説明内容に關しても不動産特定共同事業商品は不動産としての性格が強い商品であることから、金融商品販売法上要求される説明事項に加えて、不動産特定共同事業法上要求される個々の対象不動産に関する独自の説明(賃貸状況等)がなされることが消費者保護の観点からも不可欠である。」との回答が示された。「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。REITを含めた投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業はREITを含めた投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課すことで投資家保護は図られる。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
資産の流動化に関する法律第150条の6、施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	c		特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段(特定社債、優先出資等の証券発行)と異なり、証券法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している国内会社(貸金業者も含まれる)で貸借対照表上の「有価証券」投資有価証券の合計が100億円以上(従前は500億円以上)のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要という結果を16年度中に得たもの。		zA070141	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5088	5088A018	1	社団法人リース事業協会	18	特定目的会社の借入先制限の緩和	S P C の借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講ぜられることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	S P C に対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。業として貸付を行っている貸金業者がまさに本業の貸付を行うことについて「必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれている。」という基本認識は妥当とは思われない。	
資産の流動化に関する法律第2条第2項 相続特別措置法第67条の14	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。 現在、匿名組合出資による資金調達は認められていない。	f		特定目的会社が匿名組合出資による資金調達を行い、かつ当該資産の流動化について課税の特例を設けることを可能とするためには、税制上の見直しが必要。		zA070142	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の拡大	5088	5088A019	1	社団法人リース事業協会	19	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。同要望に対して金融庁から「特定目的会社が特定目的出資による資金調達を行い、かつ当該資産の流動化について課税の特例を設けることを可能とするためには、税制上の見直しが必要」との回答が示された。資産流動化促進の観点から、税制上の優遇範囲の拡大も含めて再度検討願いたい。	
商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投資契約等を締結した際に契約内容を示した書面を交付することとなっている。	c		契約成立時交付書面(17条書面)とは、商品投資契約が成立した場合に、後日当事者間にその内容を巡る紛争が発生することを回避するため、成立した契約の内容をより簡単に書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図る趣旨から交付を求めているものである。 したがって、契約成立時交付書面(17条書面)は、現状において法目的である投資家保護の観点から、適切なものであると考えている。		zA070143	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	5088	5088A021	1	社団法人リース事業協会	21	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(契約成立時交付書面の撤廃)	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を要望する。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示後退と取られる可能性もあるために措置が難しい項目であると考えられるが、この契約成立時書面を交付する直前に、より詳細な目録見書(契約成立前書面)を交付しており、同等以下の内容の書面を再度交付することは、投資家に時間的・金銭的コストを負担させるだけで、情報開示には役立っていない。契約成立時の書面の交付義務は証券法など、他の類似の法律においては存在せず、明らかに過剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難である」との趣旨の回答が示された。しかしながら、実際には顧客は契約書によって契約内容を把握しており、契約成立時交付書面(17条書面)を撤廃したとしても投資家保護上問題があるとは思われない。早急な措置を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は、契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする余裕を与えることとするためである。 投資信託との比較において、投資信託についてはその販売に関して、証券取引法第43条における適合性原則が適用されるもの、商品ファンド法には同様の規制はない。 このため、商品ファンドにおけるクーリングオフ制度は、現状において、投資信託と比較しても、法目的である投資家保護の観点から、適切なものと考えられている。		zA070144	金融庁 農林水産省 経済産業省	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	5088	5088A022	1	社団法人リース事業協会	22	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和(クーリングオフの義務撤廃)	大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	バックオフィス業務の簡素化、商品ファンドの運用コストの軽減	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するなら、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。同要望に対して金融庁・農林水産省・経済産業省から「撤廃することは困難」との趣旨の回答が示された。しかしながら、回答は投資信託には設けられていない制度を商品ファンドに設けることに対する十分な説明とは思われず、実際には、投資家が能動的に投資の是非を判断する局面が多いことからクーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。早急な措置を要望する。	
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項	主として特定資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、投資信託に該当する。	c	-	投資信託に該当するものについては、投資信託及び投資法人に関する法律の対象とすべきであり、措置不可能。なお、集団投資スキームのあり方については、投資サービス法(仮称)の中で議論が行われているところ。		zA070145	金融庁	商品ファンドに関する投信法の規制について	5088	5088A023	1	社団法人リース事業協会	23	商品ファンドに関する投信法の規制について	商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を普通預金や定期預金で運用している商品ファンドは投信法の規制が及ばないことを明確することを要望する。	投資家への多様な商品の提供	当協会の要望に対して「措置不可能」と回答されているが、再度検討すること、商品先物および商品オプションの組入れ比率が全体の資産の1/3超で1/2以下の商品ファンドにおいて、残余資産を当座預金、普通預金、定期預金で運用しているファンドは商品ファンド法の規定により商品ファンドと定義され、投資家保護を含めた商品ファンド法の様々な規制の対象になっている。一方、上記構成のファンドを信託型で組成した場合、現行の投資信託及び投資法人に関する法律の規定では銀行預金が特定資産となっているため、投資信託にも該当するという解釈が成り立ち、規制が二重に掛かることになる。商品ファンドである限りは、商品ファンド法の規制に従って組成および販売が行われていれば投資家保護上問題は発生しないはずであり、さらに投資信託及び投資法人に関する法律の規制が係るのとは不合理であり過剰規制である。従って、商品ファンドについては投資信託及び投資法人に関する法律の規制の対象外にすべきである。具体的には、先物取引、オプション取引では委託証拠金制度等によりレバレッジを効かせた運用が可能であることから、残余資産を銀行預金でリザーブして置くこととなる。また運用は、あくまで商品先物取引であるため、商品ファンド法のみ規制とすべきである。	
銀行法第52条の23第1項第10号・第16条の2第2項第2号、同法施行規則第17条の3第2項第3号の4	銀行持株会社の子会社が行うことができる保険募集は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4イから八までに掲げるものに限られており、その中に動産総合保険に係る保険募集は含まれていない。	b	-	保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成17年7月8日内閣府令第84号、同年12月22日施行)により、平成19年12月22日から、銀行等は全ての保険契約を取り扱うことができることとなり、これに合わせて、銀行持株会社の子会社を取り扱うことができる保険契約の範囲についても検討を行う。		zA070146	金融庁	自社リース物件に係る動産総合保険の取扱の容認	5088	5088A025	1	社団法人リース事業協会	25	自社リース物件に係る動産総合保険の取扱の容認	銀行持株会社の子会社等が営むことができる保険業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の4に列挙されている保険契約の締結の代理又は媒介に限定されているが、取扱可能な保険契約に、自社グループのリース物件に係る動産総合保険を追加する。	自社グループのリース物件に係る動産総合保険の代理店業務の開始	銀行に対する保険業務の規制は、融資の見返りや顧客に対する優越的地位の濫用等への懸念が要因となっている。これに対し、リース会社における動産総合保険は、リース会社が自社リース物件に付保するものであり、また、銀行系以外のリース会社では通常の業務として取扱っているにも拘らず、問題となる懸念は発生していないことから、そのような懸念はないものと思われる。加えて、本取扱を認容することで、取引先へのリースに係る、新たな保険を使ったサービス内容の充実が図られ、取引先の利便が向上する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」- 2 - 2 (1)	銀行は、銀行法第10条から12条までにおいて業務の範囲を規定しており、他の業務を行うことができない。 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 2 - 2(3)において、銀行法第10条第2項に規定するその他付随業務の範囲にあるかどうかの判断にあたっての要件を明確化している。	d	-	銀行持株会社の子会社とその取引先を対象として行うコンサルティング業務等については、銀行法施行規則第17条の3第2項第15号の「他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務」として行うことが可能であり、その場合の対象は銀行の取引先に限定されない。		zA070147	金融庁	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	5088	5088A027	1	社団法人リース事業協会	27	銀行法第10条第2項に規定される「その他の付随業務」の取扱範囲の拡大	「その他の付随業務」として列挙されている、コンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M & Aに関する業務、事務受託業務については、銀行持株会社の子会社等においても、その取扱が認められている。しかし、本業務を営む際、その対象は銀行の取引先企業と限定されており、事業の拡大が阻害されていることから、対象を銀行の取引先に限定した規制を撤廃する。	ビジネスマッチング業務、事務受託業務、設備投資に係るメーカー・ディーラー等の紹介、他社の事務受託等、業務の拡大に寄与する。	銀行持株会社の子会社等は既に独自の営業基盤を有している。銀行持株会社の子銀行と一にするものもあるが、銀行取引先に対しては取扱不可、銀行未取引先に対しては取扱不可、という規制は主旨が不明瞭である。子会社等が持つ経営基盤及びビジネスノウハウを有効活用することにより、事業の拡大及び人員の適正配置等が可能となり、経営の効率化等が図れる。	
証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣総理大臣に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確・公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。 「親会社が債務の保証を行う」ことは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということとは考えられない。		zA070148	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5088	5088A028	1	社団法人リース事業協会	28	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でない、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない、日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。有価証券報告書における連結経営情報の開示内容が拡充されていることから、100%出資の親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報(個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。)を開示することは義務付けないことに弊害はないと思われる。	
社債等の振替に関する法律第66条第1項、商法第301条1項、第302条	短期社債の要件として総額引受が必要とされている(社債等の振替に関する法律第66条第1項)。短期社債については、社債申込証は不要である(商法第302条)。	a	-	短期社債における総額引受の要件は、会社法の整備等に関する法律による社振法の一部改正により、廃止されており、また、社債申込証についても、会社法において廃止されているところ、これらの法律は、いずれも平成18年度中に施行される予定である。		zA070149	金融庁 法務省	社振法における「短期社債」の要件見直し	5088	5088A029	1	社団法人リース事業協会	29	社振法における「短期社債」の要件見直し	社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。本要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置を要望する。	ダイレクトCPの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、商法により社債申込証の作成が必要とされているが、商法202条において「契約により社債の総額が引受けられること」が要件とされている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の過程で「商法における総額引受」を短期社債の要件としもとの考えから、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。発行登録制度において、証券法23条の3の規定は、短期社債の募集の場合には、一定の条件を満たせば通常必要とされる「届出書」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、ダイレクトCPを発行する際、募集(公募)を行なうとする場合には、総額引受に該当しない場合も起こり得る。社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行態様は、発行先が個人であるデューラー(投資家)毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する程度投資家による短期社債の引受けがあり、かつ発行先による短期社債の発行があるという形態と見られるため、発行実態においても、デューラー(投資家)毎に短期の総額引受契約を履行し、かつ総額引受が発生している、と見做すことが可能である。発行実態において、一般債の公募における引受人(デューラー)が存在しないため、発行総額を確定させた上で投資家の募集を行うことは事実上不可能である。デューラーが総額引受けを行うことは事実上不可能である。デューラーが総額引受けを行う公衆発行においては、この問題は生じない。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に集約額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体がそのリスクを承知で募集を行うのであれば特異問題は生じないと思われる。一部の条件で投資家への勧誘を促す、個別投資家毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり、緊急に改善が必要と考える。発行したデューラーが総額引受でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、募集総額同様に社債募集の作成や社債管理会社の設置が必要となり、業務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動性を担保(短期社債の適格要件を充足)するため、社振法において短期社債適用要件(短期社債の総額引受要件の削除並びに社債申込証の取得不要措置)の見直しを要望するものである。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
信託法、証券取引法2条	現行信託法において、信託受益権の譲渡及び有価証券化に関する規定は存在しない。現行証券取引法において、一般の信託受益権は証券取引法上の有価証券とされていない。	b		信託法の改正については、現在法務省において、法制審議会に信託法の見直しに関する専門部会(信託法部会)を設置し、具体的な調査審議を進め、平成17年度中に信託法の改正についての関係法案を国会に提出することを目的として作業を行っていることと聞いており、信託受益権の有価証券化に関する規定の整備については、現時点で検討の方向性は未定であるが、法制審議会信託法部会における審議の内容を踏まえて上記の関係法案提出までには所要の結論を明らかにする予定であると聞いている。 金融庁としては、信託法改正等により、私法上の有価証券とされた信託受益権については、証券取引法上の有価証券とすべく所要の規定整備を行うこととする。また、現在、金融審議会において、投資サービスにおける投資家保護のあり方について、審議が進められており、かかる審議における検討状況を踏まえ、信託受益権についての取を含めた、証券取引法上の「有価証券」のあり方について検討を行う。		zA070150	法務省 金融庁	信託受益権の有価証券化	5088	5088A033	1	社団法人リース事業協会	33	信託受益権の有価証券化	信託受益権を有価証券指定し、流通性を付与する。		・信託受益権の公募発行が可能となる。 ・特定目的会社が不要となるため、調達コストの削減効果がある。	流動化商品は広く投資家に浸透してきており、ABSと比較してもその商品性にほとんど差はないものと考えられる。一方、投資家側にとっても運用難の状況が続いており、流動化商品は投資対象としてのニーズは高いものの、社内規程あるいはB/S上の開示の問題から、受益権には投資できないという投資家も存在する。	
	売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	b		債権譲渡禁止特約の平成17年度からの部分解除に向け、そのリスク等を引き続き検討中		zA070151	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。		
証券取引法施行令第20条第3項 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号 証券取引所規則	安定操作取引に関し、証券取引法施行令第20条第3項において、安定操作取引を行うことができる者が定められている。また、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号において、証券会社が安定操作取引を行うことができる者から安定操作取引以外の取引の受託等を行うことを禁止している。証券会社は安定操作取引を行うことができる者を把握する必要があるため発行会社から取引所規則に基づき「安定操作人リスト」の提出を受けている。	b		安定操作取引の実態調査を行い、必要な場合には、安定操作取引を行うことができる者の範囲を見直すなどを検討する。		zA070152	金融庁	株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止	5088	5088A045	1	社団法人リース事業協会	45	株式の市場公募時における、安定操作人リストの提出廃止	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して提出することとなっている「安定操作人リスト」について、証券会社以外に安定操作人を行わない場合は、子会社、関係会社及びその役員等のリストの提出を求めないこととしていただきたい。	現実的には形骸化している安定操作人リストに基づく安定操作取引のチェックにつき、実態に合わせた規制の見直しを行い、株式の市場公募における発行会社の不必要な実務負担を軽減する。その結果、資本市場へのアクセスがより容易になる。	株式を市場公募するに際し、証券会社、証券取引所に対して「安定操作人リスト」の提出が必要とされている。密接な関係にある会社とその役員は安定操作取引が可能となっているため、実際にはそれらを安定操作人として予定していない場合においても、実務上は発行会社の全ての子会社、関係会社及びその役員等のリストを作成しなければならないこととされている。そのため、海外まで含めて膨大な人名リストの作成が必要となり、募集までの限られた時間内で膨大な作業負担となっている。しかし一方で、安定操作取引自体を子会社、関係会社及びその役員を通じて実施することは極めてまれなこととなっており、幹事証券会社を通じて安定操作取引を行うことが通例となっている。また、提出されたリストについて、証券会社、証券取引所が現実的に監視を行っているとも思われず、現代において意味を持たなくなった実務であることが明らかであり、当然に廃止するか、少なくとも実際に安定操作を予定しているものみに限定したリスト作成を要求されるべきである。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
銀行法第12条、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の3第2項第7号	銀行持株会社の子会社等が中古物品販売業務を行うことができない。	c		銀行及び銀行持株会社の子会社とすることができる業務範囲は銀行に深い金融関連分野を子会社としていところであり、中古物品販売業のように金融との関連性のない一般事業会社分野のものについては、銀行経営の健全性の確保の観点から課せられている他業禁止の趣旨から措置困難である。		zA070154	金融庁	銀行持株会社の子会社等に中古物品販売業務の認容	5088	5088A048	1	社団法人リース事業協会	48	銀行持株会社の子会社等に中古物品販売業務の認容	不動産担保、保証人に依拠しない、新しいスキームの貸出、特に、企業が保有する資産を活用した資産担保貸出が注目を集めている。動産を担保に徴求し、それを処分、換価する場合、銀行グループには動産を処分するノウハウが乏しい。一方、銀行グループでは、リース会社がリースアップ物品処理にて培った、動産処分のノウハウを有している。今後、従来型の不動産担保、保証人に依拠しない、新しいスキームの貸出の視野を広げる為に、動産処分のノウハウ蓄積は必須であり、本ノウハウ蓄積の観点から、リース会社に中古物品に係る仕入、売却を認める。リース会社は、(1)環境負荷低減に向け、環境配慮物件の普及促進(2)循環型社会形成に向け、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底等、環境問題に貢献している。特に、今後、循環型社会形成において、中古物品の再利用、廃棄物の適正処分におけるリース会社の果たす役割は一層大きくなる。一方、銀行持株会社の子会社等であるリース会社は、中古物品販売業務は、自社リース物件の売却に制限されている。リース会社の持つ上記ノウハウ・経営基盤を有効活用し、循環型社会形成に一層貢献するために、銀行持株会社の子会社等であるリース会社に中古物品販売業務を認容する。	中古物品販売業務を営むことで、動産処分のノウハウ蓄積を図り、今後、拡大が見込まれる動産担保貸出の拡大に寄与し、併せて、事業拡大を図る。自社リース物件の売却に加え、物品販売のノウハウを活かし、それ以外の中古物品の販売業務を営むことにより、中古物品の再利用、適正処分を推進する。これにより、循環型社会形成に一層の貢献を果たし、加えて事業拡大を図る。		
銀行法施行規則第17条の3第2項第11号	銀行等の子会社が営むリース業務は、各事業年度において、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号イからハに規定する要件の全てを満たす契約に基づく収入の額が、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務による収入の合計額の50%以上である旨、金融庁告示第33号第2条にて定められている。	c		銀行等の子会社が営むリース業務については要件が付けられているところであるが、これは、リース業務と物品販売とを区別させるものであり、当該要件を撤廃することは、一般事業会社を銀行等の子会社に容認することになり、銀行経営の健全性の確保の観点から課せられている他業禁止の趣旨から措置困難である。		zA070155	金融庁	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃	5088	5088A049	1	社団法人リース事業協会	49	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号の要件撤廃	銀行等の子会社が営むリース業務は、各事業年度において、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号イからハに規定する要件の全てを満たす契約に基づく収入の額が、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務による収入の合計額の50%以上である旨、金融庁告示第33号第2条にて定められている。このイからハに定める要件を撤廃し、リース業務を「機械類その他の物品又は物件を使用させる業務」とする。<銀行法施行規則第17条の3第2項第11号>イ、リース物品等を使用させる期間の開始の日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者からの一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。ロ、取得期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。ハ、使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。	多様化する顧客ニーズに適切に対応するには、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号に規定するイからハを満たすスキームでは十分とは言えない。フィナンシャルリース、オペレーティングリース、メンテナンスリース、レンタル取引等、広貨貸借取引を認容することにより、顧客の設備投資の支援が可能となる。		
証券取引法等	金融商品について、業態別の規制を中心に、業法ごとの規制が存在している。	b		金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「中間整理」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。		zA070156	金融庁 経済産業省 農林水産省	日本版金融サービス市場法の制定	5095	5095A001	1	損害保険労働組合連合会	1	日本版金融サービス市場法の制定	保険業法をはじめとする業態別の現行法体系については、金融商品販売法、消費者契約法や独占禁止法等、業界横断の関係法令との整合性を高め、今日的な存在意義を踏まえて大きく見直し、様々な留意点を十分にふまえ、(左記要望理由に記載)金融サービスの市場ルールに関する新しい枠組みである「日本版金融サービス市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。	販売ルートが多様化するなか、各業法による業態別の各種規制の存在は、消費者・業者双方にとってもわかりにくいものであるほか、事後チェック型行政への転換が進むなかでの事前規制のあり方については、今日的に見直す必要がある。社会的公正の担保とともに、消費者利益の保護がより一層重要視されているなか、複雑な金融商品を業態横断的に捉えた市場取引ルールの整備が急務であると考え、	自由化・規制緩和の進展に伴い、今や金融商品販売業者においては、消費者の求める多様な商品が販売可能となりつつある。こうしたなか、重要事項説明等、金融商品取引に着目した金融商品販売法が制定されたが、一部の商品・販売業者が対象外であるなど、取引ルールとしては不十分な一方、既存の業法と重複的な面も認めない。については、以下の観点を中心にふまえ、「日本版金融サービス市場法」の制定に向けた検討を進めて頂きたい。民間金融商品のみならず、郵貯・簡保・制度共済、金融機関等商品を含む幅広い商品・サービスを含む業態横断的な取引ルールとする。商品説明に必要な事項、不適切な勧誘、不公正な取引、広告等に關するルール等を個別具体的に提示し、消費者にとって理解しやすい法制度とする。また、商品説明に必要な事項については、金融取引の効率化をすすめるよう留意する。なお、民間だけでなく、国・地方公共団体等も含めた関係方からの必要最小限の業界固有の規制にとどめ、今日的な存在意義をふまえたうえで体系関係を大きく見直し、決してダブルスタンダードとならないよう本来に整理する。業態横断的な苦情・紛争解決のルールを整備・規定する。金融商品取引の一方の当事者である消費者・利用者への教育・啓蒙も重要な観点から、消費者教育にあたっては、業界・企業による適切な情報提供等の拡充はもちろんのこと、学校教育や情報ネットワークを通じ、幅広い金融取引に関する基本ルールを周知できるように留意を要する。金融改革プログラムの基本理念にある「活力ある金融システム」を創造するため、現在の販売実態を十分にふまえた上で、「金融改革で個人の活力」に繋がるルールとする。また、実証における事例等をふまえ、保険の特殊性に留意し、控除ルール格別は行わず、十分な検討を行う。ルールの統合を検討するにあたっては、当該自主規制団体等の役割・権限のあり方など、規制システムのあり方と併せて検討を進めたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
保険業法98条1項 同法施行規則51条 事務ガイドライン1-6-5(16)	保険会社の付随業務は、保険業法第98条第1項に規定されている(同項第1号の付随業務は、同法施行規則第51条に具体的に定められている)。	b c b	-	「保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。 「保険会社が行うことができる銀行の業務の代理又は事務の代行の範囲については、保険会社の他業が制限されている趣旨等に鑑み、具体的な業務事務の内容に応じた個別の検討が必要。」 「保険会社本体が投信販売契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非については、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。」との規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)を踏まえ引き続き検討を行っているところ。		zA070157	金融庁()	保険会社本体の業務範囲の見直し	5095	5095A003	1	損害保険労働組合連合会	3	保険会社本体の業務範囲の見直し	保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図って頂きたい。 信託契約代理業務 資金貸し付け以外の銀行代理店業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理 ビジネスマッチング業務(その他付随業務)	「保険商品に関連する信託サービスを提供することにより、顧客利便性の向上が図られる。 保険商品自体に加えて関連する金融サービスを提供できることとなり顧客利便性の向上が図られる。 投信容販を行う金融機関または、確定拠出年金制度上の運営管理機関等に対して、委託会社に代わって商品提供等の業務を行う。 保険会社の顧客情報ネットワークを活用し、顧客同士の需要と供給をマッチングさせることにより、双方の利便性を向上させる。」	「保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係わっており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。については、保険会社の有する顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における業務範囲の拡大を図って頂きたい。」	
保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		「保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。」 なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」(平成15年7月28日金融審議会第二部会報告)において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。		zA070158	金融庁	保険会社本体による信託業務の実施	5097	5097A007	1	生命保険協会	7	保険会社本体による信託業務の実施	「保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。」		「保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。」	
保険業法98条1項 同法施行規則51条 事務ガイドライン1-6-5(16)	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		「本件については、規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)において、「特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされているものであり、その是非を含め引き続き検討を行っている。」		zA070159	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	5097	5097A012	1	生命保険協会	12	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		「新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減らすことなく移管が可能となる。 ・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いえないと利用者利便が著しく阻害される。」	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード(予定)	制度の所管官庁等	項目(予定)	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
証券会社の内閣府令第25条第13号	証券会社は、法第34条第2項に基づく届出業務として、内閣府令第25条第13号の「他の事業者の業務に関する電子計算機及び計算受託業務を行うこと」ができるが、平成13年以前に事務ガイドラインに記載されていた「保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理」も含まれている。	b		平成13年の事務ガイドラインの改正前においては、証券会社が「保守管理、データの保管管理のためのハードウェア及びソフトウェアの管理、電算処理等」を営む場合には承認により行うことができたが、当該業務には「データの保管管理」は含まれていなかった。平成13年の改正により、承認の規定が削除されたが、これは証券会社に関する内閣府令第25条第13号に規定する「他の事業者の業務に関する電子計算機及び計算受託業務」に含まれるものとして整理されたためであるが、「データの保管管理」が対象外とされているのは従前とおりである。データの保管管理を行う者は、当該データにアクセスが可能であるため、証券会社の親・子法人等に該当する者との間でデータの保管管理を行うことは非公開情報の授受の禁止に抵触する可能性が高いことから、証券会社及び証券会社の親・子法人等が当該業務を営むことは認めない。要望事項については親子間の弊害防止や個人情報保護等の趣旨を踏まえ、どのような対応が可能か等について検討する。		zA070160	金融庁	コンピュータ関連業務に関する届出業務の範囲の拡大について	5099	5099A001	1	国際銀行協会	1	コンピュータ関連業務に関する届出業務の範囲の拡大について	証券会社がその親法人等又は子法人等との間でコンピュータ関連業務を統合して行う場合、現状、証券取引法(以下「法」といふ。第34条第4項に基づく承認による方式、法第34条第3項に基づく届出による方式)は、サービス会社を設立する方式のいずれかによっている。承認業務方式は、証券会社が法第34条第4項に基づく承認を受けて親法人等又は子法人等に対してコンピュータ関連業務を提供するものであるが、平成13年6月29日付の事務ガイドライン一部改正の際に、当該業務の承認に関する記述が削除され、以後この承認は与えられていない。の届出業務方式は、証券会社に関する内閣府令第25条第13号に定める「他の事業者の業務に関する電子計算機のプロダムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務、及びその附帯業務(同条第16号)を法第34条第3項に基づく届出で行って営む方式である。平成13年事務ガイドライン改正以降は、これが証券会社がコンピュータ関連業務を親法人等又は子法人等に対して提供する唯一の根拠となっている。のサービス会社方式は、コンピュータ関連業務を提供する関連会社が、グループ内の証券会社及び銀行の双方に業務を提供する方式である。上記各方式における業務範囲を比較すると、の承認業務方式と、のサービス会社方式では、前者は「データの保管管理」のハードウェア及びソフトウェアの管理が明確に含まれているのに対し、の届出業務方式においては、この業務が具体的に明示されていない。従って、前記平成13年事務ガイドライン改正によって、証券会社が親法人等又は子法人等に対して提供するコンピュータ関連業務の範囲は狭められたか、又は不明瞭となった。改正前は承認を受けた金融グループとの間に著しい不均衡を生じおそれもある。(その他:*1)		添付資料1:別紙参照*1このため、証券会社に係る内閣府令第25条第13号を、「他の事業者の業務に関するシステム開発、保守管理、データの保管管理、電算処理等の業務」と改正し、明確化していただきたい。現在まで証券取引法上の弊害防止措置(情報共有の禁止)に抵触するとして除外されていた「データの保管管理」業務を、サービス会社の業務としても認めていただきたい。	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	外国銀行支店は信託業務を営むことができない	b		外国銀行支店を兼営上の金融機関に追加する措置を行うか否かについては、海外における、外国銀行支店による信託兼営認可に関する法制度の整備状況やその運用状況、信託業務を兼営している金融機関やその信託業務の内容等について十分に実態を把握し、また、外国銀行本店の母国監督当局との相互監督の観点から、検査・監督の体制及び実施状況の検証を行うなど、慎重な対応が必要。		zA070161	金融庁	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の改定	5099	5099A004	1	国際銀行協会	4	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の改定	兼営法に、外国銀行支店については、合併に関する規定(同法第6条以下)の適用がない旨又は銀行法の外国銀行支店の規制と同様に届出制とする旨を規定する。 銀行法第47条第2項は、外国銀行が主たる外国銀行支店を定めて銀行法第4条第1項の内閣府の承認を受けたときは、免許を受けた外国銀行の主たる外国銀行支店および現たる外国銀行支店一つの「銀行」とみなし、他の金融機関法において「銀行」と規定されている場合も、一般的に外国銀行支店を含むものと解釈されており(証券取引法第3条第3項、第5条第1項、第10項等)、銀行以外の外国銀行支店を除外する場合には、「この法律の施行地外に本店を有するものを除く(預金保険法第2条第1項、金融機関等の発生手続の特例等に関する法律第2条第1項)の明示の規定が重畳されている。信託業務を兼営することができる金融機関には、銀行法第2条第1項に規定する「銀行」が含まれる(兼営法施行令第1条第1項、第2条第1項)が、併存は、外国銀行支店が除外されない限り、外国銀行支店の同法の適用を排除してはならないと考える。金融庁が平成14年1月11日付でホームページにおいて公表した「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1号の改正に関する取組等に関するパブリックコメントの募集」に対しては、「外国銀行支店、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1号の改正による信託業務の兼営の改正の趣旨となるのか」というパブリックコメントに対して、「現行の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律においては、外国銀行支店が信託業務を行うことは予定されていない」として、外国銀行支店が信託業務を兼営する旨が規定されているが、これは、外国銀行支店には、兼営法上の合併に関する規定(兼営法第6条以下)の適用の余地がないから、外国銀行支店の同法の適用を否定するものではないと考える。銀行法上、合併に関する規定(同法第30条第1項等)は、同法第47条第2項で外国銀行支店への適用が排除されており、兼営法上の規定を設ければ、外国銀行支店に信託業務の兼営を解禁する上で支障とならない。また、監督上必要があれば、銀行法第49条第3項と同様に届出を義務付けることが考えられる。			
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	外国銀行支店は信託業務を営むことができない	b		外国銀行支店を兼営上の金融機関に追加する措置を行うか否かについては、海外における、外国銀行支店による信託兼営認可に関する法制度の整備状況やその運用状況、信託業務を兼営している金融機関やその信託業務の内容等について十分に実態を把握し、また、外国銀行本店の母国監督当局との相互監督の観点から、検査・監督の体制及び実施状況の検証を行うなど、慎重な対応が必要。		zA070162	金融庁	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の修正	5099	5099A005	1	国際銀行協会	5	外国銀行支店への信託業務の兼営の解禁にかかる兼営法の修正	兼営法施行令第2条第1号の「銀行」を「銀行(銀行法第47条第2項に規定する外国銀行支店を含む。)」と修正し、外国銀行支店も、「銀行」に該当し、兼営法第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可の対象となることを明記する。 1) 外国銀行支店は、銀行法上の固有業務(同法第10条第1項、付随業務(同法第2条)を営むことができ(同法第47条第2項参照)、また、他業証券業務(同法11条、証券取引法第60条第2項)について兼営上営むことが認められており、銀行と同様の観点において差がない。したがって、法定他業(銀行法第12条)である兼営法に基づく信託業務のみ認められたいとする規制上の理由はないと考えられる。 2) 信託法第2条は、信託業務を行うには株式会社でなければならないが、同法を準用する兼営法第4条は、信託法第2条を準用していないので、外国銀行支店に信託業務の兼営を解禁する上で支障とならない。 3) この点、外国銀行は、別法会社として、株式会社形態の信託業務銀行を設立することも可能である。しかし、平成14年2月1日附の兼営法施行令第1号の改正により、それ以前は子会社である信託業務銀行を通じてのみ信託業務が認められていた都市銀行本体において信託業務の兼営が解禁されたことに鑑み、同じく「銀行」とみなされる外国銀行支店について信託業務の兼営が認められないのは公平な見地からである。また、別途外国銀行支店とは別に子会社として信託業務銀行を設立すれば、日本において信託業務を営むことができないとするのは、当該外国銀行に不利な結果を生じることとなる。 4) なお、現在、審議院で閉会審議中の「信託法」案においては、外国信託業者が、主たる支店を定め(内閣府の承認)の許可又は登録を受けて、当該主たる支店又は当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業務又は兼営信託業務を営むことが認められる(同法案第35条、第44項)こととなるが、同法案第35条第6項第5号は、外国信託業者の信託業務の免許の取消し事由として、兼営法第1条の規定により同法第1条第1項の認可が取り消された場合を掲げている。これは、外国銀行支店が兼営法に基づき信託業務の兼営をすることができることを前提とした規定であると考えられる。			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード (予定)	制度の 所管官庁等	項目 (予定)	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第1条、及び同施行規則第1条等	信託の受益者については、本人確認法第1条において「顧客等に準ずる者」として信託の取引の開始又は信託の受益者の指定、変更の際に本人確認することとされている。	C		本人確認の実効性を確保する観点から、様々な仕組みが考え得るこうした信託契約にかかる受益者の本人確認について本人確認義務の適用除外とすることは困難である。		zA070163	金融庁	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	5111	5111A001	1	三井トラスト・ホールディングス株式会社	1	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	・現在、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等の一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されている。 ・他方で、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。 ・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン(ボイズン・ビル)」)の受益者に係る本人確認手続きについて、同施行規則第1条の改正により、敵対的買収を防衛するという信託目的の達成のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、本人確認義務の適用除外を要望するものである。		・17年度になって複数の企業が、株主総会の承認等を前提に信託型ライツ・プランの導入を検討しているところである。信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、当該受益者については、受益者として確定した時点で同法第3条に基づき本人確認が必要となる。 ・信託型ライツ・プランの高屈上の特性として、できるだけ早期かつ円滑に、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日における株主を受益者として確定し、信託財産である有価証券(新株予約権)を当該受益者に交付することが要請されるところ。受益者確定のために行われる前記本人確認手続きは、敵対的買収防衛という信託目的達成のための円滑かつ迅速な信託事務の遂行上、極めて大きな負担となっていることから、本人確認義務の適用除外を要望するものである。 ・なお、信託型ライツ・プランについては、以下の点からも本人確認手続きを行う意義は薄いと考えられる。ア、信託型ライツ・プランの受益者は、上記の通り、当該企業の発行する普通株式の株主であり、基本的には取引証券会社等で本人確認手続きが行われていることイ、信託型ライツ・プランの受益権が行使された場合の受託者たる信託銀行からの新株予約権の交付は、対価無償の行為であり、マネーロンダリングの防止という本人確認法の主たる目的からも、特段の問題が生じるとは思われないことウ、新株予約権の交付を受けた受益者が新株予約権を行使する際、払込みをなすべき銀行又は信託会社において本人確認手続きが実施されること	